

令和8年版

モニタリングレポート

令和8年7月

公認会計士・監査審査会

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公益の確保及び投資者保護の観点から、公認会計士による監査の質の向上を図り、その信頼性を確保するために、公認会計士試験や監査事務所等に対する検査等（モニタリング）を実施している。

本報告書は、監査や会計の専門家はもとより、市場関係者及び学生や社会人など一般の方々をも読者として想定し、審査会が実施するモニタリング活動の状況と成果を中心に、監査業界の現状や環境変化への対応を含めて、関連する情報を分かりやすく提供することにより、監査の重要性に関する社会の理解を推進することを目的として公表するものである。

審査会は、平成 28 年 7 月に「モニタリングレポート」と題した報告書を公表して以来、毎年、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータを更新し、審査会のモニタリング活動を通じて入手した最新の情報を追加するなどの改訂を行ってきた。

今般、審査会の令和 7 事務年度（令和 7 年 7 月から令和 8 年 6 月）のモニタリングの成果等を盛り込んだ「令和 8 年版モニタリングレポート」を取りまとめたので、公表する。なお、今回から、本報告書の構成の一部を変更している。

（本報告書の構成）

「Ⅰ．審査会によるモニタリング」

検査を含む審査会のモニタリングの全体像を紹介。監査事務所等モニタリング基本方針及び令和 8 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の概要のほか、令和 7 事務年度に実施したモニタリングの実績を記載した。今回から、監査等を巡る国際的な関係機関との連携についても紹介している。

「Ⅱ．監査業界の概観」

公認会計士、監査法人及び被監査会社の概況を紹介。改訂された監査に関する品質管理基準への対応状況を記載した。

「Ⅲ．監査事務所の運営状況」

監査事務所の組織体制、監査の IT 化やグループ監査への対応を含む運営状況、会計監査人の異動や異動前後の監査報酬の状況等を紹介。

「Ⅳ．監査をめぐる環境変化への対応」

近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向を紹介。上場国内会社に対する監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所をめぐる動向や、サステナビリティ情報の開示・保証の動向等を記載した。

審査会としては、監査品質の向上のためには、監査役等や投資家などの市場関係者だけでなく、より幅広い層の方々に会計監査についての関心や意識を高めてもらうことが重要であると考えている。今後も、本レポートの内容を充実させていきたいと考えているので、読者の方々からご意見、ご要望をお寄せいただければ幸いである。

（本年版に対するご意見・ご要望提出先）

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課

専用アドレス iu.cpaob@fsa.go.jp

〔目次〕

はじめに	1
〔目次〕	2
〔コラム目次〕	4
（略語）	5
（用語）	5
I. 審査会によるモニタリング	10
1. 審査会のモニタリングの視点及び目的等	10
（１）監査事務所等モニタリング基本方針	10
（２）令和８事務年度監査事務所等モニタリング基本計画	11
（３）モニタリングの強化	16
（４）関係機関との連携	16
（５）モニタリングに係る情報発信	17
2. 制度の概要及び実施状況	18
（１）審査会の法的位置付け	18
（２）審査会による審査、報告徴収及び検査の概要	18
（３）協会による品質管理レビューの報告	19
（４）審査	21
（５）報告徴収	22
（６）検査	25
（７）検査結果の通知	29
（８）勧告	33
3. 監査等を巡る国際的な関係機関との連携	35
（１）監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じた国際的な議論への参画	35
（２）外国監査監督当局との連携	42
II. 監査業界の概観	46
1. 公認会計士の状況	46
（１）公認会計士制度の導入	46
（２）公認会計士の状況	46
（３）公認会計士の女性割合	49
（４）公認会計士試験合格者の年齢別等構成割合	50
2. 監査事務所の状況	51
（１）監査法人の組織	51
（２）監査事務所の品質管理体制の整備と対応状況	53
（３）監査法人数の推移	56
（４）監査法人の合併の状況	57

(5) 財務状況（業務収入、監査・非監査証明業務の割合）	58
3. 被監査会社等の状況	61
(1) 監査証明業務の種別の状況	61
(2) 金商法・会社法監査の状況等	62
(3) 金融機関監査の状況	68
(4) IFRS 適用会社の状況	68
(5) 新規上場（IPO）監査の状況	69
4. 外国監査法人等関係	73
(1) 外国監査法人等の制度	73
(2) 外国監査法人等の状況	73
(3) 被監査会社の状況	74
Ⅲ. 監査事務所の運営状況	77
1. 業務管理態勢	77
(1) 監査法人の組織体制	77
(2) 監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組	80
(3) 監査法人の構成員の状況	87
(4) 監査業務を実施する組織体制	91
(5) 監査業務をサポートする組織態勢	94
(6) 監査における IT の活用とサイバーセキュリティに関する取組状況	98
(7) 企業の海外展開への対応	104
(8) 監査上の主要な検討事項（KAM）の対応状況	108
(9) 監査法人が属する国内グループの状況	110
2. 監査業務に係る審査の状況	113
3. 品質管理システムの監視	115
(1) 定期的な検証の状況	115
(2) グローバルレビューの活用状況	116
(3) 監査意見表明前のモニタリング	117
4. 専門要員の育成・維持、教育・訓練、評価	118
(1) 専門要員の育成・維持の取組の状況	118
(2) 専門要員の教育・訓練の状況	118
(3) 専門要員の評価の状況	120
5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動	122
(1) 被監査会社の適時開示における会計監査人の異動理由	124
(2) 期中に会計監査人の異動があった理由	125
(3) モニタリング活動を通じて把握した会計監査人の異動理由	125
6. 監査報酬の状況	128
(1) 監査報酬に関する規則	128

(2) 監査報酬の算定方法	128
(3) 会計監査人の異動前後における監査報酬の状況	130
(4) 報酬依存度の状況（セーフガード）	131
IV. 監査をめぐる環境変化への対応	135
1. 中小規模監査事務所をめぐる動向	135
(1) 中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化.....	135
(2) 日本公認会計士協会による中小規模監査事務所への対応	135
(3) 審査会による対応.....	140
2. 会計監査に関する最近の動向.....	141
(1) 国際的な監査基準や保証基準、倫理基準の動向.....	141
(2) 協会による倫理規則の改正	142
(3) 財務報告制度に係るその他の動向	143
3. サステナビリティの開示及び保証の動向	148
(1) サステナビリティ情報の開示及び保証に係る制度整備の動向.....	148
(2) 監査法人による対応.....	149
参考資料.....	152
1. モニタリング関連資料のリンク	152
2. 関連先リンク	153

〔コラム目次〕

監査法人に対するモニタリングの進め方の見直しと検査・監督基本方針の関係.....	14
海外当局における監査法人に対するモニタリングアプローチに関する動向.....	15
監査・保証業務の魅力向上に向けた取組.....	48
ジェンダーダイバーシティに向けた取組.....	49
大手監査法人のシェア.....	65
東京証券取引所の上場維持基準に関する経過措置終了が監査リスクに与える影響.....	66
適時開示を踏まえた会計不正の動向.....	67
IPO 支援業務の状況.....	71
新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応.....	72
大手監査法人における適切な職業的懐疑心の発揮に向けた取組.....	97
大手・準大手監査法人の年間平均執務時間と IT ツールの導入等の関係.....	102
監査品質の向上と収益性・業務効率の改善.....	132
新リース会計基準の導入.....	147

（略語）

本レポートの略語の正式名称は、以下のとおりとする。

「審査会」	公認会計士・監査審査会
「協会」	日本公認会計士協会
「取引所」	金融商品取引所
「法」	公認会計士法
「金商法」	金融商品取引法
「品基報」	品質管理基準報告書
「監基報」	監査基準報告書

（用語）

本レポートの用語は、以下のとおりとする。

「モニタリング」	検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に対する報告徴収やヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。
「年度」	特に断りがなければ4月から翌年3月までの1年間を指す。
「事務年度」	7月から翌年6月までの1年間を指す。
「監査事務所」	監査法人、共同事務所（他の公認会計士と共同して監査証明業務を行う者）又は個人事務所
「大手監査法人」	上場国内会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本レポートでは、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人を指す。
「準大手監査法人」	大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本レポートでは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人を指す。
「中小規模監査事務所」	大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所
「中小監査法人」	大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査法人

「外国監査法人等」	外国に所在する監査法人等のうち、日本国内で開示される財務書類等に対して監査証明業務を行う監査法人等
「大規模監査法人」	直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が 100 以上となっている監査法人。本レポートでは、大手監査法人、仰星監査法人及び太陽有限責任監査法人の 6 法人を指す。
「会計監査人」	公認会計士又は監査法人
「上場国内会社」	外国会社を除く上場会社。なお、上場会社とは、金融商品取引所に上場している会社を指す。
「上場金融機関」	上場国内会社のうち業種区分が銀行、証券・商品先物及び保険であるものを指す。
「被監査会社」	監査を受ける会社
「個別監査業務」	個々の被監査会社に対し、監査事務所が実施した監査証明業務
「業務報告書」	監査事務所から金融庁へ会計年度ごとに提出される、監査事務所の財務書類や業務の概況等を記載した書類
「監査法人のガバナンス・コード」	平成 29 年 3 月 31 日に金融庁が公表し、令和 5 年 3 月 24 日に改訂した、「監査法人の組織的な運営に関する原則」を指す。
「4 大グローバルネットワーク」	世界的に展開する会計事務所ネットワーク。Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の 4 つのグローバルネットワークを指す。
「6 大グローバルネットワーク」	4 大グローバルネットワークに BDO 及び Grant Thornton を加えた 6 つのグローバルネットワークを指す。
「メンバーファーム」	同じグローバルネットワークに直接所属している会計事務所を指す。
「IFRS」	国際財務報告基準（IFRS: International Financial Reporting Standards）。国際会計基準審議会（IASB）によって設定される会計基準であり、多くの国及び地域で採用されている。
「KAM」	「監査上の主要な検討事項」（Key Audit Matters）。金商法上の監査人の監査報告書に記載することが義務付けられている。
「専門要員」	監査事務所に所属する社員（個人事務所の場合は監査実施の責任者）及び監査事務所の専門的な業務に従事するその他の者を指す。

（資料について）

出典を示していないものは、審査会内の資料又は一般に広く公表されている情報等に基づき作成したものである。

（データの集計時点及び期間について）

可能な限り最新の状況を反映させる観点から、データの集計時点及び期間は統一されていない。データの集計時点及び期間については、各図表中又は図表下部の注に記載している。また、構成比は端数を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

I . 審査会によるモニタリング

I. 審査会によるモニタリング

1. 審査会のモニタリングの視点及び目的等

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

このような審査会の取組に当たっては、各期（3 年間）に策定する「監査事務所等モニタリング基本方針」及び同基本方針を踏まえて毎事務年度に策定する「監査事務所等モニタリング基本計画」により、モニタリングにおける目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を明らかにしている。

なお、審査会のモニタリングに関する制度については、「2. 制度の概要及び実施状況」（18 ページ）でより詳しく説明する。

（1）監査事務所等モニタリング基本方針

審査会第 8 期（令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月）の「監査事務所等モニタリング基本方針」は令和 7 年 5 月に策定・公表したが、会計不正事案の発生、上場会社を監査する担い手の裾野の拡大や監査の IT 化（AI の導入等）の進展など、監査及び監査事務所をめぐる環境が変化する中、監査事務所の状況やリスク等に応じ、より的確にモニタリングを実施していくため、令和 8 年 6 月に「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」を公表し、本基本方針を改正した。本基本方針の全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下では、新しいモニタリングの進め方の主なポイントを示す。

〔主なポイント〕

監査を巡る環境が変化する中で、オフサイトにより監査法人の業務運営の状況やリスクを適時・的確に把握し、それに基づき効果的・効率的にオンサイト（検査）を実施するなど、オン・オフのモニタリングをより有機的に連動させながら適切な対応を図っていく。

また、令和 5 年施行の改正公認会計士法により、審査会は虚偽証明の検証も行えることとされたことを踏まえ、虚偽証明等の疑義がある監査法人等に対しては、虚偽証明の検証も行う。

監査法人等の規模別の標準的な検査頻度等についても見直すこととしており、大手監査法人については、従来のフルスコープ検査、フォローアップ検査に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検査や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー等のオンサイトとオフサイト双方のモニタリング手法を活用し、多面的な観点から「通年モニタリング」を実施していく。

準大手監査法人については、2 年に 1 度の頻度で検査を実施し、検査の結果、継続的に業務運営が良好な法人については、リスクや品質管理の状況を踏まえ、検査頻度を見直すことも検討する。また、所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、前述

の大手監査法人に準じた検査の取扱いとすることも検討する。

中小規模監査事務所については、オフサイトでの情報収集・分析を踏まえてリスクベースで検査先を選定するとともに、検査リソースの配分の最適化を図り、検査件数も増加させる。

加えて、業務運営が良好でないと認められる事務所については、オフサイトでの改善状況のフォローアップを強化し、実効的な改善を促す。

（２）令和８事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

先述の「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」を踏まえて令和８事務年度（令和８年７月～令和９年６月）の「監査事務所等モニタリング基本計画」（令和８年７月１７日公表）を策定している。全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下ではモニタリングの重点事項等を中心に示す。

〔モニタリング基本計画〕

① 検査の実施

リスクベースで検査を実施するほか、虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、虚偽証明等の検証も行う。また、監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・適切に把握し、それに基づき効果的かつ効率的に検査を実施するため、よりの確に検査リソースを配分する。

- ・ 大手監査法人については、フルスコープ検査、フォローアップ検査（フルスコープ検査での指摘事項の改善状況の検証を中心とする等）に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検査や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー等のオン・オフのモニタリング手法を活用し、通年モニタリングを実施する。
- ・ 準大手監査法人については、原則、２年に一度の頻度でフルスコープ検査を実施する。ただし、品質管理の状況が向上し、継続的に業務運営が良好な法人については、リスク・品質管理の状況を踏まえた検査頻度の見直しを検討する。また、所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、大手に準じた検査の取扱いとすることも検討する。
- ・ 中小規模監査事務所については、協会が実施する品質管理レビューの結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、リスクベースで検査先を選定しフルスコープ検査を実施する。
- ・ 監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢（以下「業務管理態勢等」という。）を早急に確認する必要がある場合、虚偽証明の疑義がある場合には、機動的に検査を実施する。

② 検査後の改善フォローアップ

- ・ 準大手監査法人に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知と同時に実施する報告徴収を通じて改善状況のフォローアップを実施する。

- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況をヒアリングにより把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 監査事務所の規模に関わらず、検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果通知と同時に実施する報告徴収等を通じて改善状況のフォローアップを強化し、実効的な改善を促す。

③ 情報収集・分析等

- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。
- ・ 中小規模監査事務所に対しては、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜収集し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、ヒアリングを併せて実施する。
- ・ 協会の品質管理レビュー結果等や被監査会社の決算の訂正状況等を分析し、監査事務所のリスクを適時・的確に把握する。

④ 虚偽証明等の検証

審査会は、監査証明業務に対する公正性及び信頼性を確保するために、企業が作成した財務書類に虚偽の記載が認められた場合には、個別の監査について虚偽証明等が行われたかという観点からの検証を行う。なお、虚偽証明等の検証を実施する際には、金融庁、証券取引等監視委員会、協会、金融商品取引所等の関係機関と緊密に連携する。

⑤ 業務の運営の状況のモニタリングにおいて重視する事項

ア 業務管理態勢

- ・ 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に沿って業務を実施するための体制の整備及び運用状況
- ・ 監査の品質の確保・向上に向けた、監査事務所の経営層のコミットメント

イ 品質管理態勢

- ・ 品質管理態勢の実効性
- ・ 品管基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ・ 監査資源の確保、育成及び配分の状況
- ・ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ・ 審査の実効性 等

ウ 個別監査業務の重点項目

- ・ 不正リスクに係る監査の実施状況
- ・ 収益認識に係る監査の実施状況

- ・ 会計上の見積りに係る監査の実施状況
- ・ グループ監査の実施状況 等

⑥ 外国監査法人等に対する検査

外国監査法人等に対する検査先の選定に当たっては、令和 6 事務年度に実施した報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」¹に基づき適切に対応する。

¹ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（最終改正：令和 6 年 6 月）。

■監査法人に対するモニタリングの進め方の見直しと検査・監督基本方針の関係■

金融庁は、検査・監督の考え方と進め方について、従来の枠組みを見直し、現在に至るまで基本的な指針として共有されている指針である「検査・監督基本方針」²を示している。

その内容として、従来の検査・監督では、

- ・ 重箱の隅をつつきがちで、重点課題に注力できないのではないか
- ・ 新しい課題に予め対処できないのではないか
- ・ 金融機関による多様で主体的な創意工夫を妨げてきたのではないか

という問題意識のもと、

- ・ 普段から金融機関についての理解を深め、重点課題に焦点を当てる「全体を見た、実質重視の最低基準検証」

- ・ 将来の健全性を分析し、前広に対応を議論する「動的な監督」

- ・ 横並びでない取組に向けた動機とヒントを提供する「見える化と探求型対話」

といった新しい検査・監督の考え方・進め方を示し、従来、「形式・過去・部分」への集中の傾向が見られた検査・監督を、「実質・未来・全体」の視点に重点を置いたものに転換することとされた。

また、「実質・未来・全体」の視点から検査・監督を行うための具体的な取組として、

- ・ 金融機関を巡る環境変化・金融機関の特性等の正確な実態把握を行う
- ・ 実態把握の内容に応じて検証の重点を判断する
- ・ 金融機関の特性や課題に応じてオンサイト（検査）とオフサイトを一体的に使い分けて継続的にモニタリングを行う
- ・ 個別金融機関のモニタリングと水平的なモニタリングを使い分けて行う

といった進め方の見直しが示された。

この「検査・監督基本方針」は対象を銀行等の特定の業態に限るものではなく、金融庁が検査・監督権限を有する全ての金融機関等の検査・監督に共通する基本的な考え方として示されていた。したがって、本来的には監査法人に対する検査・監督も含まれるものであった。

しかしながら、当時の監査法人を巡る状況を振り返ると、平成 27 年頃に大規模な不正会計事案が発生したことを受け、従来 2 年一度の頻度で実施していた大手監査法人に対する検査の頻度を上げ、検査の適時性・実効性の強化が図られていたタイミングであり、監査法人に対するモニタリングは、「検査・監督基本方針」とは異なる形で進んできた。

今般の審査会における監査法人に対するモニタリングの進め方の見直しは、会計不正事案の発生、資本市場における監査の担い手の裾野の拡大や監査におけるテクノロジー・AI の進展など監査を巡る環境が変化する中で、よりの確にモニタリングを行っていくためのものであるが、その基本的な考え方は「検査・監督基本方針」と整合するものである。

² 金融庁「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成 30 年 6 月公表）：

https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/supervisory_approaches_revised.pdf

■海外当局における監査法人に対するモニタリングアプローチに関する動向■

各法域の監査監督当局における監査法人に対するモニタリングアプローチは、監査市場の規模や制度的背景を踏まえ、検査リソースの状況や検査対象数、優先して検証する領域が異なるなど、一様ではない。一方、限られた検査リソースの下で監査品質を効果的に確保する観点から、米国、英国、カナダ等の主要法域におけるモニタリングアプローチには、例えば、以下のような共通した特徴がみられる。

- ・ データ分析やオフサイトモニタリングによる情報、過去の検査結果等を踏まえ、重要性が高い領域や高リスク領域に重点を置いたリスクベースの検査を行っている
- ・ テーマ別検査・レビューを通じて、重要なテーマについて複数の法人を対象に横断的な深掘り・分析を行っている
- ・ オンサイトとオフサイトを組み合わせたモニタリングにより、監査法人の業務運営や品質管理態勢の状況を、多面的かつ継続的に把握している

そうした中、近年、AI 活用の進展、サステナビリティ情報の開示・保証の制度化、監査法人の所有構造の多様化、上場会社監査の担い手における中小監査法人への裾野の広がりなど、監査を取り巻く環境は大きく変化している。こうした環境変化に対応するため、より効果的・効率的なモニタリングアプローチやリソース配分に向けた検討を行うことは、各監査監督当局において共通の課題となっている。

足元では、いくつかの法域において、品質管理態勢のモニタリングを強化する取組がみられている。英国財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）は、令和8年3月、監査法人が自ら品質管理システムを運用・高度化していく能力を高め、将来にわたり監査市場の環境変化に柔軟に対応できるように、監査法人の品質管理システムに係る検証を中核とする新たな監督アプローチを公表した³。当該アプローチは、監査法人の規模やリスク特性に応じたものであり、英国企業及び経済の成長を支えるとともに、市場の信頼性を強化する規制環境の構築に資するものとされている。令和8年4月より、まずは大手12 監査法人を対象に適用され、その後段階的に導入される予定である。

米国においても、令和8年2月に就任した米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）委員長は、PCAOB の検査プログラムについて、新たな品質管理基準であるQC1000「A Firm's System of Quality Control（会計事務所における品質管理システム）」を基盤とし、AI 等のテクノロジーを駆使した近代化に向けた見直しを進める旨を発言している。PCAOB は、QC1000 について令和8年6月、他の品質管理基準との整合性を高めるとともに、監査品質を損なうことなく規制遵守コストの軽減を図ることを目的として、その一部に関して改訂案を公表した⁴。

なお、いずれの監査監督当局においても、品質管理システムの検査のみに重点を置くのではなく、個別監査業務の検査についても、品質管理システムの有効性を検証する観点から、引き続き重視されている。

審査会においても、監査を巡る環境変化や海外当局における動向を注視しながら、より効果的・効率的なモニタリングのあり方について検討を進め、実施していく。

³ FRC プレスリリース：<https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2026/03/frc-introduces-evolved-approach-to-audit-supervision/>

⁴ QC1000 については、令和6年9月に米国証券取引委員会（SEC：U.S. Securities and Exchange Commission）の承認を受けた際には、適用開始日は令和7年12月15日とされていたが、その後監査法人における準備期間を確保するため、令和8年12月15日に延期されていた。今回の改訂案には、設計のみ（design-only）要件（監査業務（engagement）に関する規制の適用対象でない法人についても、QC1000 に準拠した品質管理システムの設計は求める要件）や、大規模監査法人に対して求められていた外部品質管理機能（external QC function：経営から独立した外部の第三者が品質管理システムを監督・評価する仕組み）の設置要件を撤回する提案等が盛り込まれている。改訂案公表時点で、適用開始日のさらなる延期は予定されていない。

PCAOB プレスリリース：<https://pcaobus.org/news-events/news-releases/news-release-detail/pcaob-issues-proposed-amendments-to-qc-1000-and-seeks-public-comment>

(3) モニタリングの強化

① 監査事務所との対話

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、大手監査法人、準大手監査法人のトップを含む経営層との対話を実施し、各監査法人における最新の品質管理システム等に関する情報収集を行っている。収集した情報については、業界動向の把握や検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、有効に活用している。なお、令和4事務年度からは、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所の経営層との対話を実施している。

② モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材の育成や情報収集・分析の強化など、モニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和7事務年度においても、引き続き国際会議等への職員の積極的な参加などを通じた人材育成を促進したほか、モニタリングに必要な専門知識等の習得を目的とした研修を実施した。

(4) 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局のほか、協会及び取引所、その他の関係機関との意見交換等を実施している。

① 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等、例えば、監査対象企業の開示等については、監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について、金融庁関係部局及び証券取引等監視委員会と情報共有や意見交換を行い、得られた情報をモニタリングに活用している。また、監査事務所の検査結果について、金融庁関係部局と情報共有を行っている。

② 協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの実効性を検証し、そこで把握した問題等を協会と共有するなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度以降、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会を開催し、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続して行っており、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう、更に議論を進めているところ

である。

令和 7 事務年度においては、協会と審査会の連携強化や、品質管理レビュー等の実施状況の確認、実施方法の高度化・改善等について議論を行った。また、審査会主催による品質管理レビューアー向け研修の実施、審査会幹部と協会役員との意見交換を通じたトップレベルでの問題意識の共有等を行っている。

今後も、審査会は協会との間で上記の取組を行っていくとともに、「モニタリングにおいて重視する事項」とした品質管理レビューの実効性の検証結果について、適時の情報共有を行うなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。また、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

③ その他の関係機関との連携

審査会は、効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、監査人と被監査会社とのコミュニケーションの状況や監査人の異動状況等について、取引所と意見交換を実施して問題意識を共有するほか、把握した情報をモニタリングに活用している。

また、審査会は、近時、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきていることから、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況について、日本監査役協会との意見交換を定期的に実施している。

（５）モニタリングに係る情報発信

審査会では、監査事務所に対するモニタリングの成果を広く一般に情報提供し、監査への関心や意識を高めていくことが重要であるという観点から、本レポート、監査事務所検査結果事例集、モニタリング基本計画等（以下「各種モニタリング情報」という。）を作成・公表するなど積極的な情報発信に努めている。

① 監査事務所検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、審査会検査における主要な指摘事例や評価できる取組を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している（令和 8 事務年度版事例集は、令和 8 年 7 月 17 日に公表）。

② 各種モニタリング情報の発信

審査会では、各種モニタリング情報について、各界関係者への説明会の実施や関係雑誌への寄稿などにより、積極的な情報発信に努めている。その中でも、監査事務所検査結果事例集については、協会が実施する研修会等において、審査会会長及び検査官による説明等を行っている。なお、令和 7 事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び全国七つの協会地域会において講演を行ったほか、日本内部監査協会等の関係機関においても講演を行っている。

2. 制度の概要及び実施状況

(1) 審査会の法的位置付け

審査会は、法第 35 条第 1 項及び金融庁設置法第 6 条第 2 項に基づき、平成 16 年 4 月に金融庁に設置された合議制の行政機関であり、会長及び 9 人以内の委員⁵により構成される（任期 3 年）。委員は非常勤であるが、委員のうち 1 人を常勤とすることができる。

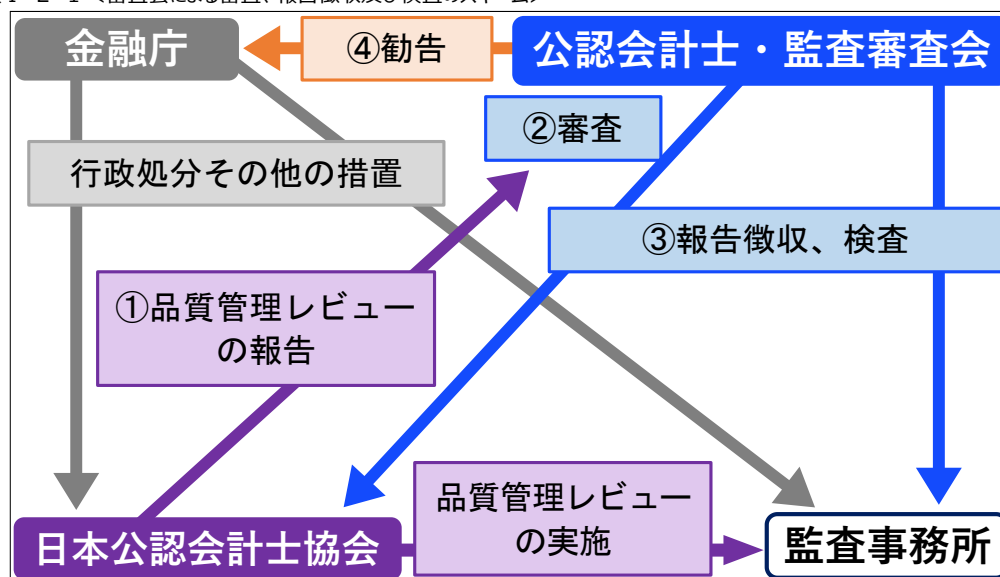
審査会は、協会の品質管理レビューに関する報告の受理・審査や、協会や監査事務所等に対する報告徴収及び検査を行う。検査等の結果、必要があると認めるときは、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を求める勧告を行う。

(2) 審査会による審査、報告徴収及び検査の概要

図表 I - 2 - 1 は、審査会による審査、報告徴収及び検査と、協会の品質管理レビュー、金融庁による行政処分等の関係を示している。

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け（①）、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し（②）、必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施している（③）。検査等の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する（④）。

図表 I - 2 - 1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



⁵ 公認会計士に関する事項について理解及び識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命される。

（３）協会による品質管理レビューの報告

協会は、法第 43 条第 1 項に基づき設立された、日本における公認会計士の職業団体である。協会は、会員たる公認会計士及び監査法人の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務、公認会計士及び特定社員の登録に関する事務、並びに上場会社等監査人登録制度の運用（登録の可否及び登録の取消しに係る審査、上場会社等監査人名簿への登録等）を行っている。

品質管理レビューとは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、協会において運用されている制度である。具体的には、監査事務所が行う監査業務の運営の状況を協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、必要に応じて改善勧告や改善状況の確認、適切な措置の決定を行うものである⁶。

品質管理レビューは、平成 11 年度に協会が自主規制として運用を開始したものであるが、平成 15 年の法改正により、協会が監査事務所の監査又は証明の業務の運営状況を調査すること及びその調査結果を審査会に報告することが義務化された。

協会は、審査会に対して、定期的な報告として月次報告書及び年次報告書を提出しているほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行っている。具体的な報告内容としては、以下のようなものがある。

- ・ 品質管理レビューの実施計画
- ・ 同レビューにおいて発見された不備の内容やそれに係る監査事務所の見解
- ・ 同レビュー結果に基づき協会が監査事務所に交付した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」
- ・ 同レビュー結果に基づく措置（注意、厳重注意及び監査業務の辞退勧告）の内容
- ・ 監査事務所が作成し協会に提出した「品質管理レビューに係る改善計画書」

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、その整備状況の評価に加え、その運用状況をサンプル調査の方法によって確かめている。具体的には、監査事務所の定めた品質管理システム（個別監査業務における品質管理の手続を含む、監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が品質管理の基準⁷に適合して適切かつ十分に整備されているか、その品質管理システムが有効に運用されているかという観点から確認を行っている。

また、国際的な品質管理基準の改訂を踏まえ、国内の品質管理基準、品質管理基準報告書等が改正された。これにより、協会は、監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクに対処するための対応といった監査事務所が行うリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備及び運用状況を確認することとなった。

⁶ 品質管理レビュー制度の詳細は、協会ウェブサイト及び品質管理委員会年次報告書が参考となる。

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>

⁷ 公認会計士法等の諸法令、監査基準、監査における不正リスク対応基準、監査に関する品質管理基準及び協会の会則・規則等の中の監査の品質管理に係る規定を指す。

また、品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として実施する「通常レビュー」、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として実施する「特別レビュー」及び上場会社等監査人登録制度（令和4年5月の法改正により、法律上の登録制度として導入。令和5年4月施行）における上場会社等監査人名簿への登録申請者等に対して実施する「登録の審査のためのレビュー」がある。協会は、上場会社等監査人登録制度の法定化にともない、品質管理レビューにおいて、登録上場会社等監査人及び登録申請者に対する「適格性の確認」を行っている。

「適格性の確認」に当たっては、協会が公表している「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」⁸（以下「適格性の確認ガイドライン」という。）において、着眼点及び判断基準が示されており、これに基づく監査事務所のセルフアセスメント調査や品質管理レビューでの継続的な指導が実施されている。

協会は、上場会社等監査人名簿への登録申請時において、適格性の確認ガイドラインに基づく品質管理システムの整備状況の確認に重点を置く品質管理レビューを実施してきたが、登録後においては、整備された品質管理システムが適切に運用されているかどうかについても確認する必要があるため、今後、適格性の確認ガイドラインを改正して、品質管理システムの運用状況の不備に係る着眼点及び判断基準を追加することとしている。また、昨今、会計不正事例が散見されていることや、不正リスクの識別及び評価並びに当該リスクへの対応に係る監査手続について、多くの監査事務所に対して改善勧告が実施されていることについても、今後の適格性の確認ガイドラインの改正を通じて、不正リスク対応等に関して不備とする事項についての重要度に係る判断目線を示すことにより、個別監査業務についても高い目線で品質管理レビューを実施していくこととしている。

品質管理レビューの結果、監査事務所の品質管理システムに極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、辞退勧告措置が講じられた場合等においては、登録の取消に係る審査の対象になる。

協会は、品質管理レビュー体制の強化策として、引き続き、研修等を通じたレビューアーの知識の研鑽やマインドセットの向上を図るとともに、AIの活用を含む業務の効率化やバックアップ体制の強化も図るとしている。バックアップ体制の強化については、ミドルオフィスの機能（品質管理レビュー調書の査閲、相談、審査など）の充実等のほか、品質管理レビューで発見した不備に対して監査事務所の同意が得られない場合のデュープロセスの明確化（不備の判断に客観性を持たせることを含む。）についても検討するとしている。

令和7年度においては、レビューアーの総人数は42人（令和7年10月1日時点）となっており、監査事務所56先に対して「通常レビュー」、監査事務所3先に対して「特別レビュー」及び監査事務所4先に対して「登録の審査のためのレビュー」をそれぞれ実施している。

⁸ 上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制が整備されているかについて、品質管理レビューで確認するに当たっての着眼点及び判断基準を示したもの。令和5年6月の制定以降、上場会社の監査を取り巻く環境の変化を踏まえ、適時に見直しを行っている。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250620cgj.html（令和7年6月19日最終改正）

（４）審査

① 概要

審査会は、協会から、品質管理レビューの状況に係る報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。具体的には、品質管理レビューの実施内容や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果や監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、検査及び報告徴収の必要性等を検討しているほか、品質管理レビューの実効性等に関して、協会との意見交換等を実施している。なお、審査においては、金融庁関係部局を含む関係機関から得た情報も活用している。

② 実施状況及び審査結果

令和７事務年度においては、協会が令和７年度に実施した品質管理レビューのうち、５月末までに審査会へ報告された品質管理レビューの結果に基づき、品質管理レビューに対する審査を実施した。審査結果の概要は、以下のとおりである。

ア 令和７年度品質管理レビューの状況

令和７年度品質管理レビュー（通常レビュー）の実施状況及び結論の状況は、以下のとおりである。品質管理レビュー実施先 48 事務所の状況は、重要な不備事項のない実施結果 39 事務所、重要な不備事項のある実施結果 6 事務所、極めて重要な不備事項のある実施結果 3 事務所であった。（図表 I - 1 - 2）。

図表 I - 2 - 2 <令和７年度品質管理レビューの状況（単位：事務所数）>

区分	実施先	実施結果の状況			改善勧告事項の有無	
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	有	無
監査法人	45	38	5	2	44	1
共同事務所	2	1	1	0	2	0
個人事務所	1	0	0	1	1	0
合計	48	39	6	3	47	1

（注１）重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注２）極めて重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注３）重要な不備事項のない実施結果が表明された場合であっても、改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告事項が通知される。

（出典）協会資料より審査会作成

令和７年度品質管理レビュー（登録の審査のためのレビュー）の実施先 8 事務所の状況は、重要な不備事項のない実施結果 6 事務所、極めて重要な不備事項のある実施結果 2 事務所であった。

イ 令和 7 年度品質管理レビューに対する審査

協会からの令和 7 年度品質管理レビューの結果にかかる報告を踏まえて、対象となった監査事務所の品質管理システム及び選定された個別監査業務にかかるレビュー実施状況の審査（協会が監査事務所に対して指摘した重要な不備事項又は極めて重要な不備事項の有無、各不備の項目・内容等の分析等）を行った結果、以下の状況が認識された。

- ・ 品質管理レビュー計画の立案時に、上場会社等監査人登録制度の導入に伴う適格性の確認の実施のために、往査日数の増加やレビューアーの増員を行ったほか、品質管理レビュー開始後も、状況の変化に応じて弾力的に品質管理レビュー計画を変更し、品質管理レビューを実施している。
- ・ 通常レビューにおいては、令和 6 年度と比較して、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理関係の 1 先当たりの平均指摘項目数及び平均指摘件数が増加しているほか、中小規模監査事務所の 1 監査業務当たりの平均指摘件数も増加している。
- ・ 通常レビューでの指摘項目として、品質管理関係では、情報セキュリティ、監査調書の整理及び管理・保存、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続の策定等に関する指摘が多い。また、個別監査業務では、会計上の見積りの監査並びに不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応に関する指摘が多い。

協会は「令和 7 年度品質管理レビュー方針」において、登録上場会社等監査人としての適格な監査品質が確保されているかを点検するため、品質管理システムの整備状況に加えて運用状況も確認するとしており、その結果として品質管理関係の指摘が増加したものと考えられる。

審査会としては、引き続き、品質管理レビューについて検証した上で、協会とその実効性向上及び改善に向けた議論を行っていく。

（５）報告徴収

① 概要

審査会は、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施することができる。審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用して監査事務所の最新情報を収集し、監査事務所が直面している課題等を常に把握する必要がある。このような考え方や、監査事務所における適切な業務管理態勢等の構築を促す観点から、監査事務所の規模や特性、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、監査事務所における業務管理態勢等の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、以下のとおり、報告徴収を実施している。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を報告徴収により定期的に把握し分析している。特に、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下での業務管理態勢等の整備・運用状況（デジタル技術を活用した監査手法の開発などの業務の効率化に向けた取組、人材育成や人員確保に係る取組を含む。）について情報収集を行っている。

さらに、報告徴収により得た情報については、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用している。

なお、大手監査法人に対しては、原則 2 年に一度の頻度で検査（通常検査）を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度実施した検査での指摘事項の改善状況を検証。詳細については「（ 6 ） 検査 ②実施状況 ア 最近の実施状況」（27 ページ）を参照のこと）を実施する。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえ、検査により実施する場合がある。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、品質管理レビューでの指摘事項に関する改善の取組、業務管理態勢等の状況などについて、情報を収集し分析を行っている。また、中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の影響力が特に強いため、監査品質の現状や改善の取組に関する最高経営責任者の認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施している。

ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促しており、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善状況をフォローしている。

エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価が「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促している（総合評価については、「（ 7 ） 検査結果の通知」（29 ページ）を参照のこと）。

② 実施状況

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

令和 7 事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対して、業務管理態勢に関する事項、改訂品管基準等への対応などの品質管理態勢に関する事項に加えて、デジタル技術を活用した監査等に関する事項、サステナビリティ情報を含む非財務情報に係る保証業務への取組状況、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

に関する事項について報告徴収を実施した。

上記のほか、審査会検査、品質管理レビュー等の外部検査での指摘事項に係る改善状況についても、確認している。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

令和 7 事務年度においては、主に令和 6 年度の品質管理レビュー実施先からレビュー結果を考慮して選定した 44 の中小規模監査事務所（44 中小監査法人）に対して、品質管理レビューでの指摘事項に関する改善の取組、業務管理態勢、品質管理態勢、監査業務等に関する事項について報告徴収を実施した。

また、不備として指摘された事項が再指摘とされた監査事務所、上場会社との監査契約の新規受嘱数が多い監査事務所、被監査会社の監査リスク等で留意すべき点がある監査事務所等について、自主的な監査品質の確保・向上を促す観点から、必要に応じて個別に対面又はリモートでヒアリングを実施しており、検査官の同席下、深度あるヒアリングの実施に努めている。

ヒアリングにおいては、中小規模監査事務所が置かれている状況を踏まえ、監査業務の品質を合理的に確保する品質管理システムの定着を促すべく、審査会の問題意識を伝えるとともに、監査事務所における品質管理レビューの結果への対応状況を含む品質管理システムの整備状況、最高経営責任者の経営方針、ガバナンス態勢の整備・運用状況、人材の採用・育成方針、監査の基準等の改正への対応状況等について重点的に聴取を行った。

ヒアリングの結果は、今後の審査、検査等における重要な参考情報として活用することとした。

ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

令和 7 事務年度においては、審査会が過年度に検査結果を通知した中小規模監査事務所のうち、通知した問題点への対応状況の把握が必要とされた監査事務所はなく、検査結果通知から一定期間経過後の報告徴収は実施していない。ただし、令和 6 事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価を「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない」とした監査事務所に対しては、検査結果通知後のフォローアップを予定している。

エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

令和 7 事務年度においては、令和 2 事務年度、令和 4 事務年度、及び令和 5 事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価を「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」とした 4 事務所について、引き続き改善状況の報告を受けた。

(6) 検査

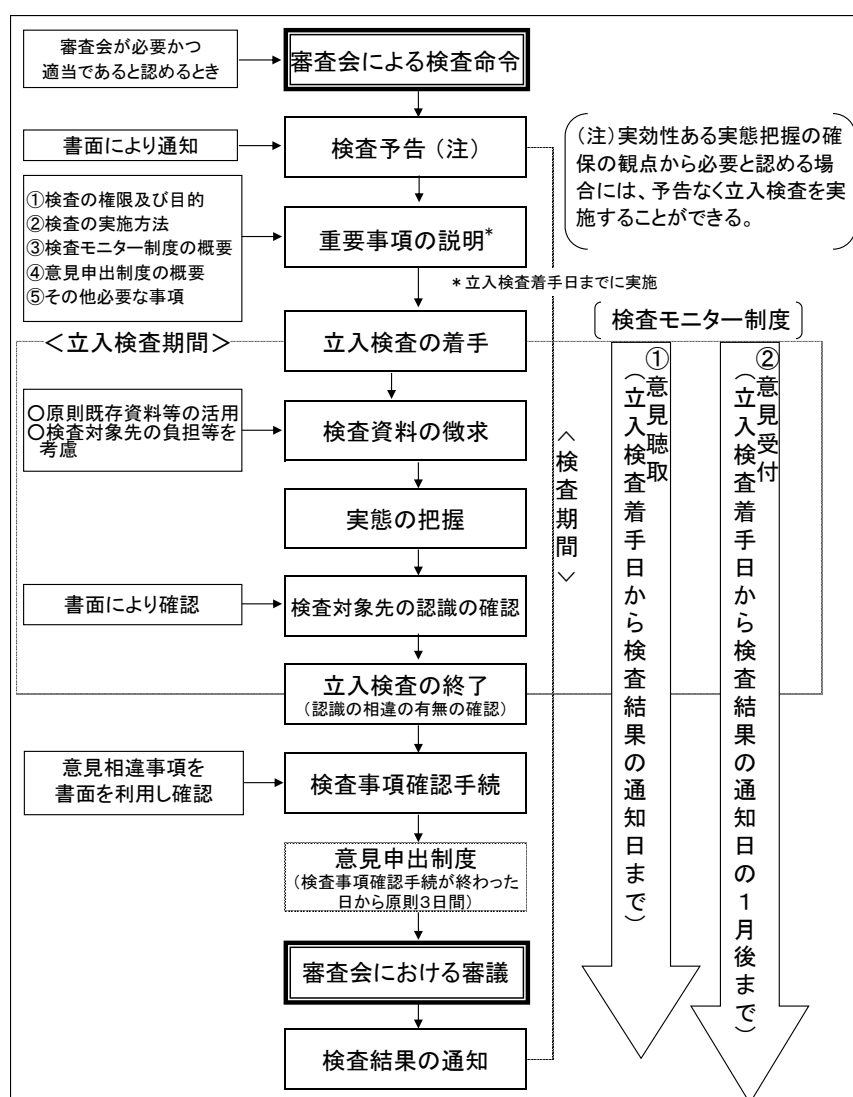
① 概要

審査会は、前述（４）及び（５）の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う（法第 49 条の 3 第 2 項）。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う（法第 46 条の 12 第 1 項）。

審査会検査の基本事項、検査実施手続等、検査結果等の取扱い等については、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（最終改正：令和 6 年 6 月）に定められている。

同基本指針に基づく、監査事務所に対する検査の標準的なフローは、以下のとおりである（図表 I - 2 - 3）。

図表 I - 2 - 3 <検査の標準的なフロー>



標準的なフローのうち主な項目の説明は、以下のとおりである。

ア 審査会による検査命令

審査会が、検査の実施を検査官に命令する。

イ 重要事項の説明

検査官は、立入検査着手日までに、監査事務所の責任者に対して、検査の権限と目的、検査の実施方法、検査モニター制度や意見申出制度の概要、その他必要な事項の説明を行う。

ウ 立入検査⁹

原則として検査官が監査事務所に赴き、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査する。検査対象となる個別監査業務は、監査事務所の規模、モニタリング基本計画の重点項目や被監査会社のリスクの程度等を考慮して選定される。

検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて行い、法令、監査の基準や監査事務所が定める品質管理に関する方針と手続などを踏まえて、業務の運営の状況を検証する。

また、検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者から確認を得る。

なお、審査会は、令和2事務年度以降、対面でのヒアリングによる従来の検査手法に加えて、監査事務所から借り受けたPCによる監査調書等の閲覧や、ウェブ会議システムによるヒアリングを実施するなど、リモートでの検査手法を併用している。審査会においては、引き続き双方の検査手法を活用した検査を実施していくこととする。

エ 検査事項確認手続

立入検査終了後、検査において認められた問題点等を取りまとめた上で、監査事務所に伝達し、これに対する監査事務所の認識を聴取することにより、審査会と監査事務所との間で意見相違となっている事項の有無などを確認する。

オ 意見申出制度

意見相違事項がある場合、監査事務所は、検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算して3日（祝休日を除く。）の間に、審査会事務局宛てに書面にて意見の申出を行うことができる。また、監査事務所から提出期間延長の要請があれば、審査会は、更に2日間を限度として提出期間を延長することを検討する。

意見の申出があった場合には、審査会事務局総務試験課長又は総務試験課長が指名する者（以下「総務試験課長等」という。）は、意見申出書の内容及び事実関係等を

⁹ 審査会が行う検査には、「通常検査」、検証項目を絞り、機動的かつ簡易に行う「機動的検査」、大手監査法人を対象とした「フォローアップ検査」がある。

確認の上、審理結果を作成し、審査会に付議する。

審査会で承認された審理結果は、総務試験課長等から監査事務所に伝達される。

カ 検査モニター制度

審査会検査の実態を把握し、適切かつ効率的な検査の実施に役立てるため、監査事務所から検査官の検査手法等に関する意見を受け付けている。

検査モニターは、「意見受付」又は「意見聴取」の方法により実施し、総務試験課長等は、必要に応じて検査官に指示するなどの措置をとる。

② 実施状況

ア 最近の実施状況

監査事務所の規模により、検査の実施頻度は異なる。

大手監査法人については、原則 2 年に一度の頻度で検査（通常検査）を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度実施した検査での指摘事項の改善状況を検証）を実施している。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえ、検査により実施する場合がある。なお、平成 28 事務年度から令和 3 事務年度までは、通常検査を実施した次の事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査を実施していた。

準大手監査法人については、令和 7 事務年度から検査の頻度を 2 年に一度の実施としている。

中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

直近 5 年間の検査の実施状況は、以下のとおり（図表 I - 2 - 4、I - 2 - 5）。

図表 I - 2 - 4 <直近 5 年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	R 3 (注 1)	R 4	R 5	R 6	R 7
大 手 監 査 法 人	4 (2)	2	2	2	2
準大手監査法人	1	2	2	2	2
中小規模監査事務所	4	5	5	3	5
外国監査法人等（注 2）	0	1	0	0	0
合計	9 (2)	10	9	7	9

（注 1）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

（注 2）外国監査法人等については、「Ⅱ. 監査業界の概観 4. 外国監査法人等関係」（73 ページ）を参照のこと。

（出典）審査会検査結果より審査会作成

図表 I - 2 - 5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
検査件数（件）	9	8	7
平均検査官数（人）	8.6	8.0	5.0
平均検査期間（日）	250.7	193.8	145.0
平均個別監査業務選定数（社）	6.0	4.9	2.9

（注１）令和３事務年度から令和７事務年度の５年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

（注２）検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

（出典）審査会検査結果より審査会作成

イ 不備の状況

（ア）品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴

令和５事務年度以降の審査会検査でみられた不備の特徴は、以下のとおりである。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部の品質管理部門から、より監査の現場に近い監査事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と監査事業部との連携は進んでいるものの、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている（大手監査法人の組織については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 １．業務管理態勢 （１）監査法人の組織体制」（７７ページ）を参照のこと）。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、依然として、品質管理を担う本部機能が大手監査法人と比べて脆弱であり、対応の人員も限られていることや、最高経営責任者を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識が必ずしも十分でない状況、また、業容を拡大させている法人においては、その拡大のスピードに態勢の構築が追いついていないという点がみられる。改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等も課題となっている。

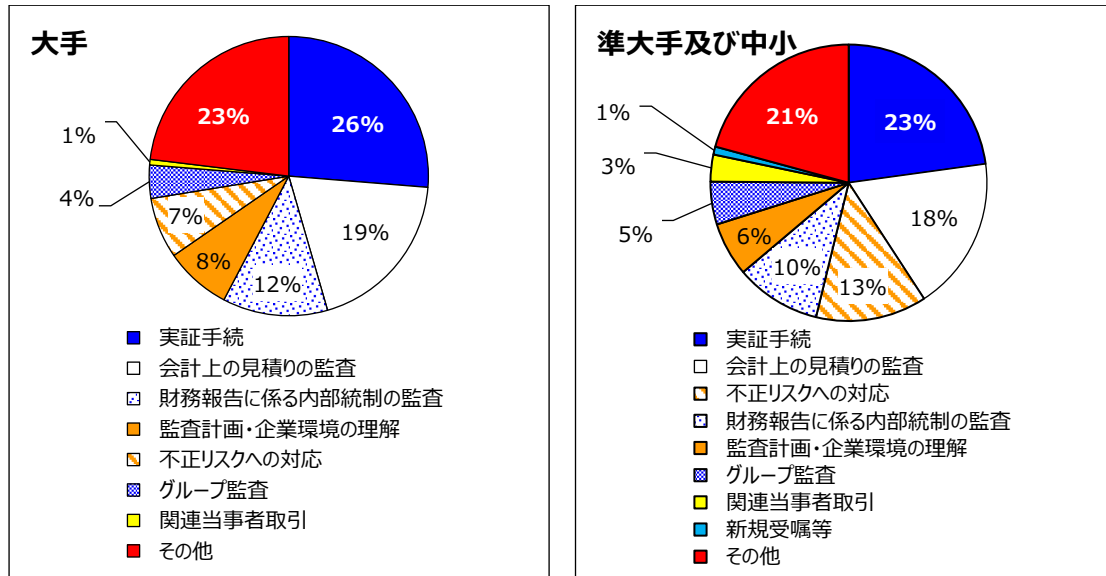
中小規模監査事務所においては、最高経営責任者及び品質管理責任者の品質管理に対する意識が不十分な状況がみられるほか、現行の監査の基準が求める品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況や、品質管理システムを適切に運用するために必要な人的資源（能力・時間）を把握していないといった課題がみられる。また、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、一部の対応を失念しているほか、改善施策の立案が形式的なものにとどまり、当該改善施策の適切性及び実効性を検証していないといった状況もみられた。

（イ）個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴

令和５事務年度から令和７事務年度の個別監査業務の検証を通じて把握した

不備の内容は、監基報の体系に準じた項目で分類すると以下のとおり（図表 I - 2 - 6）。

図表 I - 2 - 6 <令和 5 事務年度から令和 7 事務年度 不備の状況>



（注）令和 5 事務年度から令和 7 事務年度の 3 年間に実施し、終了した検査が対象。大手監査法人（延べ 7 法人）、準大手監査法人（延べ 6 法人）、中小規模監査事務所（9 事務所）の指摘を分類

（出典）審査会検査結果より審査会作成

監査事務所の規模にかかわらず、実証手続（分析の実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し、取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続）の不備が最も多く、会計上の見積りの監査に係る不備も多い。財務報告に係る内部統制の監査の不備や、監査計画・企業環境の理解、不正リスクへの対応に係る不備も引き続きみられる。審査会では、不備の内容に係る上記のような傾向も踏まえつつ、検査を実施している。

検査では、把握した不備の原因についても、検査対象先である監査事務所との対話を通じて分析、共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査において把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集に詳述しているので、参照されたい（概要は「1. 審査会のモニタリングの視点及び目的等（5）モニタリングに係る情報発信 ①監査事務所検査結果事例集の作成・公表」（17 ページ）に記載）。

（7）検査結果の通知

① 検査結果通知書

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。

検査結果通知書の主な記載項目は、図表 I - 2 - 7 のとおりである¹⁰。

図表 I - 2 - 7 <検査結果通知書の記載項目>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 特に留意すべき事項2. 検査の視点3. 品質管理の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況 |
|---|

② 「特に留意すべき事項」の記載

検査結果通知書の記載項目のうち、「特に留意すべき事項」については、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の3項目で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

監査事務所の業務運営に関する総合評価は、検査結果通知書では図表 I - 2 - 8 のとおり、「特に留意すべき事項」の冒頭に記載される。

図表 I - 2 - 8 <特に留意すべき事項の例>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 特に留意すべき事項
貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、……認められる。
<ol style="list-style-type: none">(1) 業務管理態勢
……（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）(2) 品質管理態勢
……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）(3) 個別監査業務
……（監査業務上の不備事項等を記載） |
|--|

総合評価は、監査事務所に対する審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、平成 28 事務年度に着手した検査から記載しているものであり、検査結果を踏まえた双方向のコミュニケーションが更に充実する一助となることが期待される。

③ 総合評価の区分

総合評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の5段階に区分し、それぞれの区分に応じて、次の評価文言を付している。

「良好であると認められる（総合評価1）」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別

¹⁰ 機動的検査や大手監査法人等に対するフォローアップ検査の場合は総合評価を付していないため、記載項目が異なる。

監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価 2）」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価 3）」

業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価 4）」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

「著しく不当なものと認められる（総合評価 5）」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

なお、「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価 4）」と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促している（詳細は「（5）報告徴収 ② 実施状況 エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収」（24 ページ）を参照のこと）。また、「著しく不当なものと認められる（総合評価 5）」と評価した監査事務所又は検査の結果、必要があると認める監査事務所については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置について勧告を行う。

④ 総合評価の分布状況

直近 5 年間の検査（令和 3 事務年度から令和 7 事務年度までの間に着手し終了した通常検査）における総合評価の分布状況は、以下のとおりである（図表 I - 2 - 9）。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる（総合評価：1）」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」以下の区分に分布している。

中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価の低い監査事務所が多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定していることも一因と考えられる。

総合評価の低い中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の品質管理に対す

る意識が十分でない状況がみられるほか、社員及び職員において、会計・監査をめぐる最近の環境変化への認識や現行の監査基準が求める水準の理解が不足している状況がみられている。

図表 I - 2 - 9 <直近 5 年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	－	－	－
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	－	－
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	－	4	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	－	1	5
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	－	－	10

（注 1）令和 3 事務年度から令和 7 事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所

（注 2）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

（出典）審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

⑤ 「特に留意すべき事項」の被監査会社の監査役等への伝達等

監査事務所は、全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況を伝達することが求められている¹¹。これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。

被監査会社の監査役等においては、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミュニケーションを図ることが期待される。

⑥ 検査結果等の取扱いについて

被検査先である監査事務所は、検査結果通知書の内容を第三者へ開示¹²する場合には、審査会の事前承諾を得る必要があり、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）等からの要請に基づき、監査事務所から審査会に対して検査結果等の開示の事前承諾を求める例が多くみられている。

ただし、上記⑤の被監査会社の監査役等に検査結果を伝達する場合や、協会の品質管理委員会運営細則に定める検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合等には、事前承諾を要しないこととしている。

¹¹ 監基報において、監査事務所は、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に対して書面又は電磁的記録で伝達しなければならない旨が定められている（監基報 260 第 18-2JP 項、A32-4JP 項）。

¹² 検査結果等の第三者への開示の詳細については、審査会ウェブサイトに掲載している（令和 8 年 6 月改正）。

これは、被監査会社の監査役等が検査結果を活用し、監査事務所とのコミュニケーションが促進されることや、協会の品質管理レビューの実効性に資することなどを考慮しているものである。

被監査会社の監査役等だけでなく、潜在的な被監査会社においても、会計監査人の品質管理システムの整備・運用状況を確認する観点から、審査会の検査結果等を活用することが期待される。

（８）勧告

審査会は、検査を実施した結果、必要があると認めるときは、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう、金融庁長官に勧告することとしている。運営が著しく不当なものと認められた監査法人 1 先に対し、令和 7 年 10 月 30 日に金融庁長官に勧告した。

また、令和 4 年 5 月の法改正を受けて、審査会の検査においても、虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、業務運営の状況の検証に加え、虚偽証明等の検証を併せて行っており、監査法人 1 先に対し、令和 8 年 7 月 3 日¹³に金融庁に勧告した。

これらの勧告事案について、検査で指摘された不備の概要は、以下のとおり。

（フロンティア監査法人に対する検査結果に基づく勧告について（令和 7 年 10 月 30 日））

実効性のある業務管理態勢及び品質管理態勢を構築するために必要な法令及び品質管理に関する基準を遵守する意識が不足していること等から、重要な不備（利益相反取引の承認）を含む広範かつ多数の不備が認められた。

また、検証対象とした個別監査業務において、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解の不足等に起因する重要な不備（子会社株式の評価に係る不適切な監査手続）を含む広範かつ多数の不備が認められた。

（監査法人やまぎきに対する検査結果に基づく勧告について（令和 8 年 7 月 3 日））

業務運営が著しく不当であること、及び(株)アクアラインに係る財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことが認められた。

また、業務管理態勢、品質管理態勢及び検証対象とした個別監査業務において、重要な不備（売上高に係る実証手続等）を含む広範かつ多数の不備が認められたほか、(株)アクアラインが保有していた社債及び暗号資産の評価額に係る妥当性を適切に検討していなかった結果、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

¹³ 令和 7 事務年度の終了後であるものの、審査会が、虚偽証明の検証を含めた検査の結果に基づいて、金融庁に勧告した初めての事案であることから、不備の概要についてのみ紹介している。

上記のような審査会による検査結果に基づく勧告を踏まえ、金融庁長官が行政処分等を実施する。過去 5 年間に於ける、審査会による勧告を受けた監査事務所に対する行政処分として、業務の一部（新規の監査契約の締結）停止（6 か月から 1 年程度）や短期間の業務の全部停止（1 か月）といった措置に加え、業務管理体制の改善を求める業務改善命令が発出されている¹⁴。これらの処分は、監査事務所の運営が著しく不当なものと認められた場合、例えば、監査事務所の監査の品質や業務管理態勢に重大な不備が認められたことで講じられるものであり、監査事務所における法令遵守や品質管理態勢の強化に向けた是正措置として、重要な役割を果たしている。

なお、勧告の詳細については、下記の審査会ウェブサイト（トップページ＞品質管理レビューの審査・検査＞勧告）を参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kankoku/index.html>

¹⁴ 監査法人の社員が虚偽証明を行った場合、当該社員に対する行政処分が行われることに加え、当該証明行為が当該社員の故意に起因する場合には法第 30 条第 2 項第 1 号に基づき、当該社員が相当の注意を怠ったことに起因する場合には法第 30 条第 2 項第 2 号に基づき、当該社員の属する監査法人は、戒告、業務改善命令、2 年以内の業務の停止又は解散処分の対象となる。さらに、故意又は重過失により虚偽証明が行われた場合には、内閣総理大臣（権限は金融庁長官に委任）により課徴金納付命令が発出され得るほか、審判手続も整備されている。

3. 監査等を巡る国際的な関係機関との連携

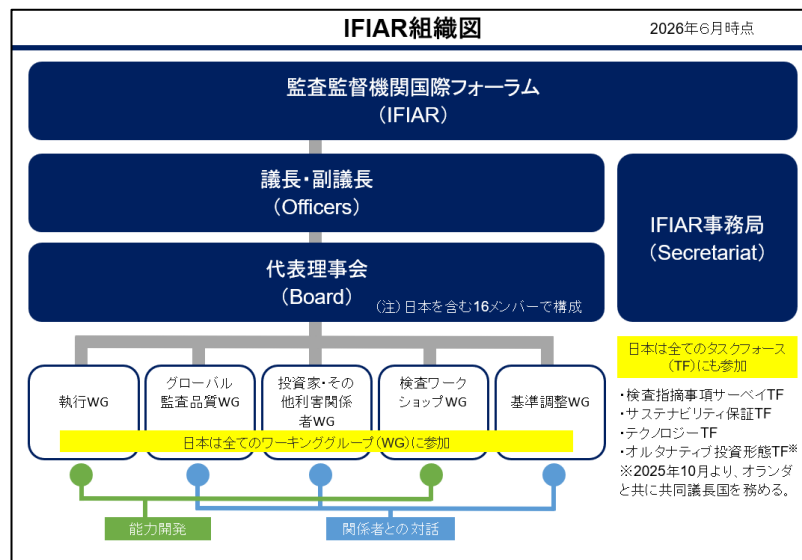
(1) 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じた国際的な議論への参画

米国のエンロン社における会計不祥事など、平成 13 年から平成 14 年にかけての一連の不正会計事件を契機として、日本を含め、各国において独立した監査監督当局が設立された。これらの監査監督当局間の知見共有・連携の場として、平成 18 年に監査監督機関国際フォーラム（IFIAR : International Forum of Independent Audit Regulators）が設立され、審査会と金融庁は、設立当初より IFIAR に加盟し、IFIAR の活動を通じたグローバルな監査品質の向上に貢献してきた。

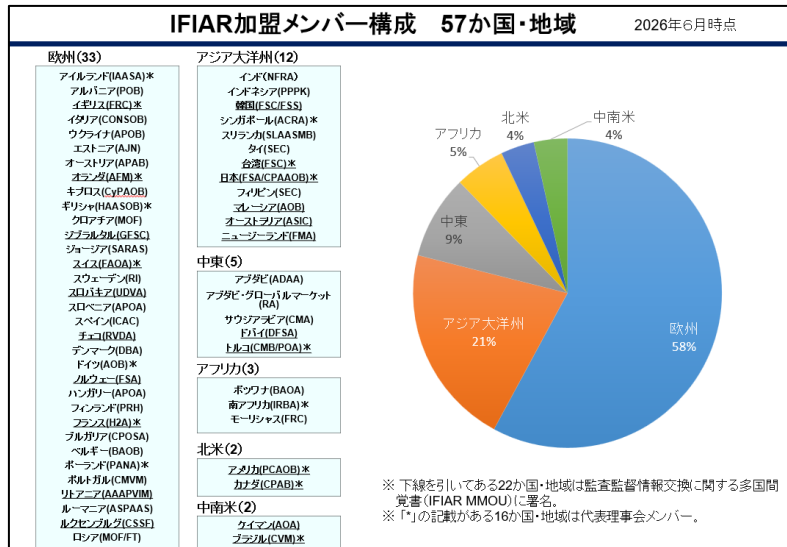
企業活動のグローバル化に伴い、企業情報の信頼性を担保するため、グローバルに高品質な監査を確保する重要性は増しており、設立当初は 18 であった加盟国・地域は、現在 57 まで増えている（図表 I-3-1）。IFIAR の常設本部事務局は、東京・大手町に所在し、日本は事務局ホスト国として、IFIAR 事務局の円滑な運営支援を行っている。令和 7 年 10 月には、初代事務局長である Carl Renner 氏の後任として、ドイツの監査人監督機構（AOB : Auditor Oversight Body）出身の Julia Rendschmidt 氏が新たな事務局長に就任した。審査会としては、新たな事務局体制の下、IFIAR の活動が一層円滑かつ効果的に行われるよう、引き続き、必要な支援を行っていく。

また、日本は IFIAR に代表理事会が設置されて以来、代表理事国を務めており、6 大監査ネットワーク¹⁵との対話や、監査を巡るトピックごとのワーキンググループ・タスクフォースの活動への貢献など、IFIAR の業務運営及びその活動・議論を主導している。以下では、IFIAR の活動について、その概要を紹介する。

図表 I-3-1 <IFIAR 組織図及びメンバー構成（令和 8 年 6 月時点）>



¹⁵ Deloitte、EY、KPMG、PwC、BDO 及び Grant Thornton のグローバルネットワークを指す。



(出典) IFIAR データより審査会作成

[IFIAR における主な活動]

IFIAR では、IFIAR 議長のリーダーシップの下、年 5 回（うち対面 3 回）開催される代表理事会において、戦略計画や業務運営方針が決定され、グローバルな監査品質の向上に向けた様々な議論・活動が行われている。令和 7 年 4 月までは、審査会の前事務局長が IFIAR 議長を務め、これらの議論・活動を牽引し、IFIAR 加盟メンバーの拡大や議論の成果の対外的な発信などに尽力してきた。審査会と金融庁は、議長国交代後も引き続きホスト国として IFIAR 事務局を支えるとともに、代表理事会において、日本のプレゼンスを発揮することに注力している。

現在、代表理事会の下には、監査を巡る主な課題に関して五つのワーキンググループと三つのタスクフォース（以下、これらを合わせて「ワーキンググループ等」という。）が設置され、各ワーキンググループ等において、年に数回の対面会合及びオンライン会議を通じて活発な議論が行われている。日本は全てのワーキンググループ等に参加し、その活動に積極的に貢献している。足元では、金融庁総合政策局 IFIAR 戦略企画本部 IFIAR 戦略企画室長が、日本代表として代表理事会の議論に貢献し、特に後述する監査法人に対するプライベートエクイティ（PE）投資に関する課題に対応するタスクフォースの共同議長を務めている。

代表理事会や各ワーキンググループ等における議論・活動の成果については、IFIAR 加盟メンバーの大半が参加する年次総会となる IFIAR 本会合において共有される。本年 4 月には、フランス・パリにおいて設立 20 周年を記念する第 26 回本会合が開催され、監査法人に対する PE 投資、監査における AI の活用、サステナビリティ情報の保証への対応などの主要テーマについて、外部の登壇者も招き、パネル討議が実施された。日本は、そのうちのひとつのパネルでモデレーターを務めるなど、例年積極的に貢献している。また、本会合には、IFIAR 加盟メンバーに加え、各 6 大監査ネットワークの CEO も参加し、監査を取り巻く主要課題について意見交換が行われる。なお、第 26 回本会合には、審査会会長が日本代表の主席として出席し、会期中に、令和 8 年 2 月に就任した米国 PCAOB 委員長と個別に二当局間の意見交換を実施するなど、本会合の機会を活用し、海外当局との関係強化を図っている。

以下では、IFIAR の主たるワーキンググループ等における活動及びその背景となっている監査を巡る最近の国際的な動向について紹介する。

① 検査指摘事項調査

IFIAR は、平成 24 年以降、毎年、IFIAR 加盟メンバーを対象にした調査を実施しており、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に係る当局の検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している¹⁶。本調査は、IFIAR 加盟メンバーが検査の指摘に係る全体的な傾向を把握するための一つの手段であるとともに、6 大監査ネットワークに対して、IFIAR 加盟メンバーによる検査結果について経年の量的情報を提供する手段として活用されている。

令和 7 年の調査は、6 大監査ネットワークに所属する各メンバーファームに対して発行された検査報告書のうち、令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日までの 12 か月間に発行された検査結果を対象として行われた。検査指摘事項報告書では、「指摘率」として、検査を実施した上場 PIE（Public Interest Entities：社会的影響度の高い事業体）監査の個別監査業務について、少なくとも一つの重要な不備があった割合を示しており、令和 7 年の指摘率（IFIAR 加盟メンバー全体¹⁷の平均）は 35%（昨年比 1 ポイント増）となった。指摘率は、平成 26 年（47%）から令和 4 年（26%）にかけて減少傾向が続いたが、令和 5 年から令和 7 年にかけては増加に転じている。

令和 7 年検査指摘事項報告書では、特に、重要な不備が検出された割合が高い領域として、品質管理態勢においては「業務の実施」、「モニタリング及び改善プロセス」、「職業倫理及び独立性」、個別監査業務においては「会計上の見積り（含む公正価値測定）」、「内部統制テスト」、「監査サンプリング」などが挙げられ、近時の指摘率の増加傾向は、各監査ネットワークにおける監査品質向上への取組が十分な実効性を確保できていない可能性を指摘している。

これらの結果を踏まえ、IFIAR は、グローバルな監査品質の向上に資するよう、各監査ネットワークに対し、根本原因分析及びその結果に基づく適切かつ効果的な改善措置の策定・実行、さらに改善措置の効果に関する継続的なモニタリングや評価に取り組むよう、メッセージの発出や対話を通じた働きかけを行っている。

審査会としても、特に、グローバルな全体傾向の中で重要な不備が多く指摘される領域については、引き続き注視し、的確なモニタリングを行っていく。

② 監査におけるテクノロジーの活用について

テクノロジーの急速な進展は、世界全体で監査のあり方に大きな変革をもたらし続けており、監査法人においては、効率性と有効性の向上を目的として、高度なデータ分析、AI、自動化といったツールを監査ワークフローに組み込む動きが進められている。これらのテクノロジーの利用は、分析

¹⁶ 審査会「監査監督機関国際フォーラムによる「2025 年検査指摘事項報告書」の公表について」：

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kokusai/20260413.html>

¹⁷ 本調査に回答しなかった（不参加であった）メンバーは除く。

の高度化や批判的思考の強化を通じて監査品質の向上に資する一方で、監督のあり方や倫理的利用の確保に関する課題、さらには、テクノロジーの出力結果への過度な依存といったリスクを生じさせる可能性もある。

IFIAR は、監査品質に対するテクノロジーの影響を把握・理解するとともに、テクノロジーの活用に係る透明性及び説明責任の確保に向けた議論を行うため、テクノロジー・タスクフォースを設置している。同タスクフォースでは、6 大監査ネットワークとの対話や、IFIAR 加盟メンバーの監督実務から得られた知見を踏まえ、検討・議論を行っている。

令和 8 年 4 月には、「監査におけるテクノロジーの活用 ― イノベーションと監査品質¹⁸」と題する報告書を公表し、テクノロジーの活用動向に加え、監査法人がテクノロジーツールを導入する際の承認・検討プロセス、モニタリング体制等に関する留意事項について、整理・発信した。報告書の主な内容は、以下のとおりである。

- テクノロジー活用の動向としては、AI を活用した監査ツールの開発は加速しており、令和 8 年には、6 大監査ネットワーク全体で AI 搭載ツールの数が前年比約 30%増加した。また、タスクを自律的に開始・処理できるエージェント型 AI の活用についても、実装に向けた計画が進行している。
- 各監査ネットワーク及びメンバーファームは、テクノロジーの高度化によって専門的な判断が曖昧となったり、透明性を低下させたりしないよう留意する必要がある。具体的には、自動化ツール（ATT：Automated Tools & Techniques）の初期検証・承認・更新プロセスの整備、ツール使用に係るガイダンスや研修の整備、ツール利用状況のモニタリングを適切に行うことが重要である。モニタリングに当たり、グローバルネットワークとメンバーファームのいずれが責任を負うかについては各監査ネットワーク間で差があるが、各監査ネットワークにおいて、一貫したモニタリング体制の構築が課題となっている。モニタリングの実務事例として、①ダッシュボードによる利用状況の把握、②テーマ別レビューやベンチマークテスト、モニタリング指標に基づく監査品質への影響評価等が挙げられる。
- AI 等による重要な意思決定のチェックポイントに監査責任者を関与させるとともに、自律的な意思決定に対して包括的なレビューを実施し、適切な説明責任を確保することで、人間主導の監査を確実に担保していく必要がある。
- 被監査会社の財務報告プロセスにおけるテクノロジーの利用状況には大きな差があり、監査手続の範囲及び性質に影響を与える可能性がある。例えば、AI により生成された文書やデータが監査証拠として用いられる場合には、従来の監査アプローチの再評価が必要となる。また、AI の出力に内在する誤謬やモデル固有の限界に起因するリスクに加え、AI が意図的、あるいは悪意をもって不正に利用される¹⁹可能性についても、十分な留意が求められる。

¹⁸ 金融庁ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20260420.html>

¹⁹ 具体的には、財務諸表利用者を誤導したり、統制を回避したりする目的で行われる、データ、文書、または取引の意図的な生成や改ざんなどが考えられる。

各国において監査におけるテクノロジーの活用が進展する中、欧州やカナダ等の監査監督当局においても、関連するガイダンスや報告書の公表が進んでおり、これらは前述の IFIAR 報告書においても参照されている。例えば、シンガポール会計企業規制庁（ACRA : Accounting and Corporate Regulatory Authority）は、監査法人が品質管理システム強化の観点から、テクノロジーに関するリスク評価及びモニタリングのプロセスにおいて考慮すべき事項等を取りまとめ、監査実務ガイダンスとして公表した²⁰。また、英国 FRC は、令和 8 年 3 月、特に生成 AI やエージェント型 AI について、監査法人への導入支援の観点から、監査における活用事例や、想定されるリスクとその対応策を取りまとめ、ガイダンスとして公表した²¹。

監査におけるテクノロジーの活用が今後も進展していくことが見込まれる中、審査会としては、グローバルにおける動向も踏まえつつ、監査における AI を中心としたテクノロジーの導入状況について、引き続き、情報収集及び分析を行っていく。

③ 監査法人に対する PE 投資について

近年、欧米を中心に、PE ファンド等が監査法人に出資し、その持分の一部を取得する動きが急速に拡大している。英国では、監査分野への PE 投資が欧州の中で特に活発化しており、監査分野における PE 取引件数は、令和 4 年の 18 件から、令和 5 年には 41 件、令和 6 年には 77 件へと急増している²²。出資の対象も、中小規模の監査法人にとどまらず、一定の規模を有する監査法人へと広がりつつある。米国においては、売上高上位 30 位までの会計事務所のうち、約 3 分の 1 がその持分の一部を PE ファンドに売却しているとの指摘もみられる。

PE ファンドは、監査法人が生み出す安定的なキャッシュフローや、ビジネスとしての成長性・効率化の可能性に魅力を見出している。監査法人においては、PE 投資を受け入れることで、AI や専門人材等への投資に必要な資金を確保し、組織基盤の拡大や経営資源の集約を通じて競争力の強化を図ることが可能となる。一方で、PE ファンドの監査業界への参入は、基本的にパートナーが出資者であった監査法人の所有構造等に変化をもたらしており、その影響が国際的に注視されつつある。

令和 6 年 12 月、IFIAR は、監査法人に対する PE 投資がもたらし得るリスクとベネフィットの双方を整理し、IFIAR 加盟メンバーである各監査監督当局の共通認識として、こうした動向が監査品質や監査法人の独立性にもたらし得る影響を注視していくとのステートメントを公表した²³。

令和 7 年には、国際機関や海外当局、会計士団体等において、監査分野における PE 投資

²⁰ ACRA プレスリリース : <https://isomer-user-content.by.gov.sg/277/2ea53072-6488-4170-81db-66d94d6b84e4/audit-practice-guidance-no-1-of-2025.pdf>

²¹ FRC プレスリリース : <https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2026/03/innovative-new-guidance-supports-audit-firm-adoption-of-emerging-ai-technologies/>

²² Accountancy Europe “Information Paper : Private equity investments in Accountancy firms”（監査法人における PE 投資） : <https://accountancyeurope.eu/publications/private-equity-investments-in-accountancy-firms/>

²³ IFIAR “IFIAR Statement on Private Equity Investment in Audit Firms”（監査法人に対する PE 投資に係るステートメント） : <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=17670>

が監査品質、ガバナンス及び独立性に与える影響について、問題意識の共有や論点整理が進められ、それらを踏まえた調査レポートや注意喚起文書が公表されている²⁴。

特に、以下の観点から、監査品質が毀損する可能性が懸念されている。

- 短期的利益を過度に重視したコスト削減

PE ファンドから短期的な収益確保を求めるプレッシャーが監査法人にかかることにより、人員やコストの過度な削減、監査リソースに見合わない監査案件の受嘱等に繋がるおそれ懸念されている。

- ガバナンスの複雑化や関係者の拡大に伴う、監査法人・監査人の独立性の毀損

組織構造の複雑化により、ガバナンスのあり方によっては、PE ファンドが監査法人の経営方針や報酬決定等のプロセスに関与する主体となる可能性がある。また、独立性要件の適用範囲が、PE ファンドやその投資先企業等へと拡大し得ること等に伴い、利益相反リスクが高まることも懸念されている。

欧米においては、監査法人の所有構造について、監査法人の持分の過半数を公認会計士が保有することを求める法域が多い²⁵。このため、監査証明業務を担う法人（監査法人）と非監査証明業務（会計・税務・アドバイザー等）を担う法人（非監査法人）を分離し、両者の間で業務提供契約を締結する組織形態を採用した上で、PE ファンドが非監査法人に出資する事例が多くみられている。

特に米国においては、監査法人と非監査法人を分離する組織構造は、従来のパートナーシップ構造とは異なる代替的事業構造（APS：Alternative Practice Structure）として整理され、米国公認会計士協会（AICPA：American Institute of CPAs）は、令和7年12月、APSの解釈を再定義・明確化する職業倫理規則の改訂に関する公開草案を公表した²⁶。また、英国FRCにおいては、監査業界の再編の進展やPE投資の拡大等を踏まえ、令和8年3月、PIE監査人登録規則を改訂して、監査法人に対し、ガバナンスや所有構造の変更について、変更後ではなく事前に、FRCに報告することを求めている²⁷。このほか、特に、PEの監査業界への参入がみられる法域において、監査法人がライセンス申請時に提出する書類や品質管理システムに係るモニタリングを通じて、組織構造の変化を把握する取組が進められている。

IFIARにおいても、監査法人に対するPE投資の動向をモニタリングし、その実態を把握すると

²⁴ 国際会計士倫理基準審議会（IESBA: International Ethics Standards Board for Accountants）“IESBA Staff Alert – Private Equity Investment in Accounting Firms”（監査法人に対するPE投資に係るスタッフアラート）：

https://ifacweb.blob.core.windows.net/publicfiles/2025-07/IESBA%20Staff%20Alert%20-%20PEI%20-%20Final%20%287.31.25%29_0.pdf

国際会計士連盟（IFAC）“Private Equity Investment in Accountancy”（会計士業界におけるPE投資）：

<https://www.ifac.org/private-equity-investment-accountancy>

²⁵ 州や地域によっては、より厳格な規制が課されている。

²⁶ APSにおける独立性等の判断について、関係性（影響力や支配の程度）や状況を踏まえ、実質的評価を行うことを求めている。

²⁷ FRCプレスリリース：<https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2026/03/frc-strengthens-oversight-of-pie-audit-firm-restructuring/>

ともに、IFIARとしての今後の対応について議論するため、前述のとおり、専用のタスクフォースが設置された。日本はオランダとともにこのタスクフォースの共同議長を務めている。今後、文献調査やインタビュー調査を通じ、当該動向に関する実態把握が行われる予定である。

このほか、令和 8 年 4 月の第 26 回本会合におけるパネルでは、日本がモデレーターを務め、監査監督当局、監査業界、PE ファンドの立場をそれぞれ代表するパネリストが登壇し、監査法人が投資を受け入れる背景、期待される価値向上の領域、生じ得るリスクやその対応等について議論が行われた。

なお、日本においては、公認会計士法の規定により、監査法人への出資者は社員（公認会計士又は特定社員として登録を受けた者）に限定されており、実務上も現時点では、PE が監査業界に参入する動きはみられない。しかし、グローバルネットワークの方針や文化の変容等を通じた間接的な影響が波及する可能性も踏まえ、審査会としても、引き続き、こうした国際的な動向を注視していく。

④ サステナビリティ情報の開示・保証の制度化に対する対応

IFIAR は、サステナビリティ情報の開示・保証の制度化が各法域で進展していることを踏まえ、IFIAR 加盟メンバーの各法域における取組状況を的確に把握し、今後の対応や監督上の論点の検討に資するため、令和 5 年 1 月にサステナビリティ保証タスクフォースを設置し、サステナビリティ情報の開示・保証業務に関する論点について実態把握・議論を行っている。

同タスクフォースでは、サステナビリティ情報の開示・保証制度及び監督・検査の枠組に係る整備状況を把握するため、IFIAR 加盟メンバーを対象にアンケート調査²⁸を実施し、令和 8 年 6 月には、その結果に関するファクトシートを公表した²⁹。

ファクトシートでは、前回アンケート調査を実施した令和 5 年と今回の結果を比較し、サステナビリティ情報の開示・保証制度については、当該制度に係る質問項目に回答した 46 法域のうち 6 割超で義務化が進むなど、サステナビリティ関連規制の導入が法域横断的に進展していることが確認された。このほか、開示基準については、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS : European Sustainability Reporting Standards）や国際サステナビリティ基準審議会（ISSB : International Sustainability Standards Board）基準、ISSB 基準をベースとした国内基準へと収れんが進み、保証基準については、国際サステナビリティ保証基準（ISSA : International Standards on Sustainability Assurance）5000 及び国際保証業務基準（ISAE : International Standard on Assurance Engagements）3000 が主に適用されていることが示された。また、保証水準については、当該水準に係る質問項目に回答した 44 法域のうち約 8 割が、限定的保証を要求している、または、要求する予定であると回答しており、限定的保証が太宗となっている。

監督の枠組については、サステナビリティ情報の保証業務実施者に対する登録・認定制度や、

²⁸ 令和 7 年 9 月 30 日時点における各法域の規制状況を調査したもの。IFIAR 加盟メンバー 56 当局のうち、47 当局が回答した。

²⁹ 審査会「監査監督機関国際フォーラムによる「2025 年サステナビリティ調査の結果に関するファクトシート」の公表について」:

<https://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/kokusai/20260619.html>

独立性・品質管理体制のモニタリング等の整備が進められている一方、サステナビリティ情報の保証業務に対する検査を既に実施していると回答した法域は、12 法域と一部にとどまった。開示・保証制度の導入が浸透しつつあることを踏まえ、今後は、監督及び検査実務の実施・拡充、監督手法の高度化へと規制上の焦点が移行していくことが見込まれる。

こうした状況を踏まえ、IFIAR は、サステナビリティ情報の信頼性確保に向け、IFIAR 加盟メンバーの各法域の動向をモニタリングしつつ、サステナビリティ情報の保証業務実施者に対する監督・検査実務の高度化や知見の共有を後押ししていくとしている。

令和 8 年 4 月の第 26 回本会合においても、サステナビリティ情報の保証について議論され、各法域における具体的な監督及び検査の実務対応が共有された。例えば、まずは品質管理態勢を中心に検証し、その後、検証の対象を個別の保証業務に広げていく段階的なアプローチなどが紹介された。また、サステナビリティ情報の保証業務に関する通常検査の開始に先立ち、テーマ別レビューを実施し、その結果を公表することで、当該業務の実務に係る実態や課題を把握するとともに、サステナビリティ情報の保証業務の内容や水準、意義について保証業務実施者や市場関係者の理解を促進するアプローチもみられた。一方、課題として、ダブルマテリアリティ分析や Scope3 排出量等の判断要素の多い領域における職業的懐疑心の発揮や、リスク評価・判断過程を適切に文書化することの重要性が指摘された。

日本においても、サステナビリティ情報の開示及び保証制度に係る段階的な法制化が進められており、国際的な動向や実務で先行する法域の監査監督に係る状況や課題を踏まえつつ、保証基準の具体的なあり方や、サステナビリティ情報の保証業務実施者に対する監督・検査の枠組の整備等を中心とした検討が続いているところである。

(2) 外国監査監督当局との連携

審査会は、IFIAR を通じた多国間の国際連携のほか、外国監査監督当局との二国間関係や地域連携の強化にも取り組んでいる。その一環として、外国監査監督当局が主催する会議や地域のフォーラムにも積極的に参加・登壇し、監査監督における課題や取組の共有を行っている。

近年、特にアジア当局間の連携強化が進められており、令和 7 年 8 月には、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンの各監査監督当局で構成される ASEAN 監査監督当局グループ（AARG : ASEAN Audit Regulators Group）主催のワークショップが、タイ・バンコクで開催された。本ワークショップには、ASEAN 諸国に加え、日本や IFIAR 事務局を含む ASEAN 地域外のオブザーバーも参加し、各当局における検査・監督の事例が共有されたほか、IT 関連資源や暗号資産業者に対する監査対応などの新興課題について、活発な意見交換が行われた。日本からは、審査会における監督の枠組や、中小規模監査事務所に対するモニタリング強化の取組、監査品質向上に向けた支援策について紹介した。

また、外国監査監督当局が主催する国際的な監査・会計分野のフォーラムとしては、PCAOB が主催する「PCAOB Institute」や、香港会計・財務報告評議会（AFRC : Accounting and Financial Reporting Council）が主催する「AFRC Regional Regulatory Forum

（RRF）」が毎年開催されている。

「PCAOB Institute」は、各国の監査監督当局や国際機関、学術関係者が、監査監督の実務や規制手法について専門的な議論を行う場であり、令和 7 年 10 月に米国・ワシントン D.C. で開催された第 17 回会合では、品質マネジメントの強化、監査人材の確保、監査における AI の活用、監査法人に対する PE 投資など、幅広い課題が取り上げられた。日本は、当該課題の一つに係るパネリストに選ばれ、世界における上場企業監査の担い手が大手監査法人から中小監査法人へと異動していることの課題や、中小監査法人の監査品質改善に向けたモニタリングのあり方についての議論に参加し、その中で、日本における状況やモニタリング強化の取組について紹介した。

「AFRC RRF」は、監査監督当局に加え、監査法人や専門職団体、市場関係者などの幅広い関係者が参加するフォーラムであり、令和 7 年 11 月に香港で開催された第 2 回会合では、会計監査のエコシステム全体の視点から、ガバナンス、監査品質、サステナビリティ情報の開示・保証、監査における AI 活用といった財務報告・監査を巡る主要課題が議論された。

こうしたフォーラム等への継続的な関与は、各国の監査監督当局とのネットワーキングにとどまらず、国際的な規制動向や各地域固有の視点、実務・研究に係る最新の潮流を多面的に把握し、国内の監査監督に国際的な議論を的確に反映していく上で、重要な意義を有している。審査会としては、引き続き複層的な機会を通じて、グローバルな監査を取り巻く課題に関し、動向の把握や日本の取組の発信に取り組んでいく。

Ⅱ． 監査業界の概観

Ⅱ．監査業界の概観

1．公認会計士の状況

（１）公認会計士制度の導入

日本の公認会計士制度は、昭和 2 年に施行された計理士法がその原点となっており、第二次世界大戦の終結後、経済社会の復興や民主化が進められる中、財務諸表の信頼性確保を目的に、監査証明を主な業務とする監査及び会計の専門家に係る資格を定めるものとして、昭和 23 年、計理士法を廃止して導入された。

具体的には、昭和 22 年に証券取引法（現・金商法）が公布され、株式、社債などの有価証券を発行又は募集する会社は届出をしなければならないとされたが、昭和 23 年の証券取引法の全部改正と法の公布・施行により、上場有価証券の発行者に公認会計士による監査証明の取得が義務付けられることとなった。

これに伴い、公認会計士試験の実施等のために会計士管理委員会（所掌事務の移管等を経て、昭和 27 年に公認会計士審査会となり、平成 16 年に現在の公認会計士・監査審査会に拡充・改組）が設置された。また、昭和 24 年に企業会計原則、昭和 25 年に監査基準が公表された。

現在の法には、公認会計士の使命と職責について、以下のように明記されており、公認会計士は、監査証明業務であれ非監査証明業務であれ、常にその使命と職責を自覚し、業務を遂行しなければならない。

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（法第 1 条）。」

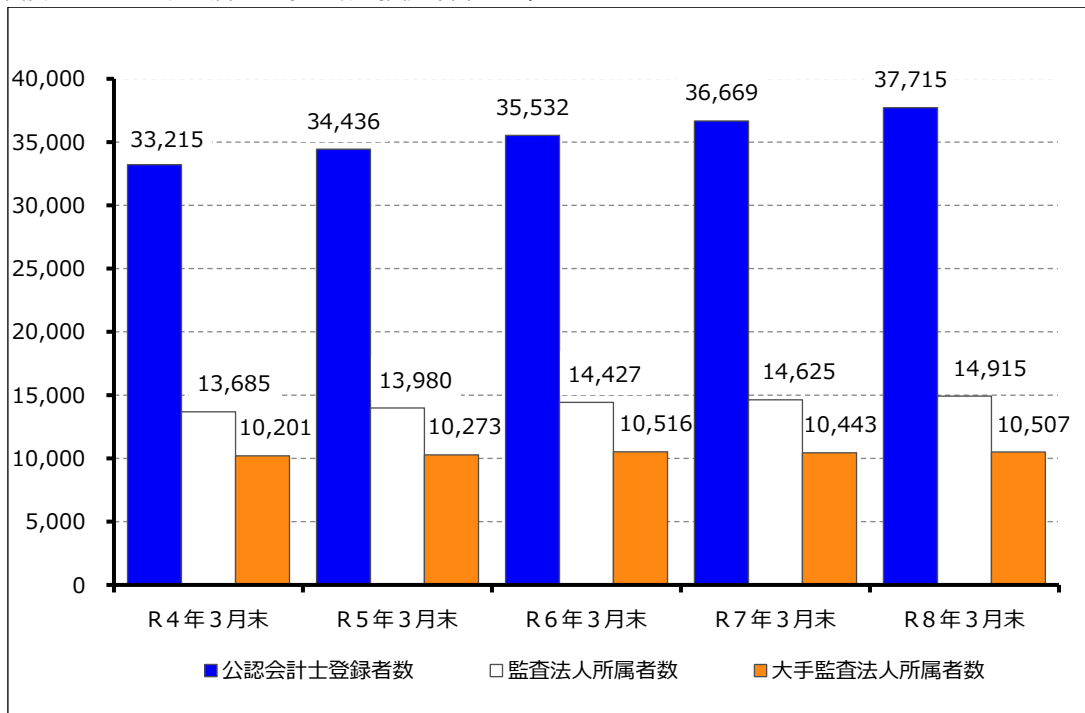
「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（法第 1 条の 2）。」

（２）公認会計士の状況

公認会計士となるには、公認会計士試験に合格し、一定の要件（業務補助、実務補習等）を満たした上で、協会に備えられている名簿に登録を受けなければならない（法第 3 条、第 17 条、第 18 条）。

公認会計士登録者数は、10 年以上にわたり緩やかに増加しているが、監査法人所属者数は、公認会計士登録者数ほど増加しておらず、公認会計士登録者数に占める監査法人所属者数の割合は年々低下し、令和 4 年 3 月末（41.2%）から令和 8 年 3 月末（39.5%）においても引き続き減少傾向となっている。なお、監査法人所属者のうち大手監査法人所属者は約 7 割を占めている（図表Ⅱ-1-1）。

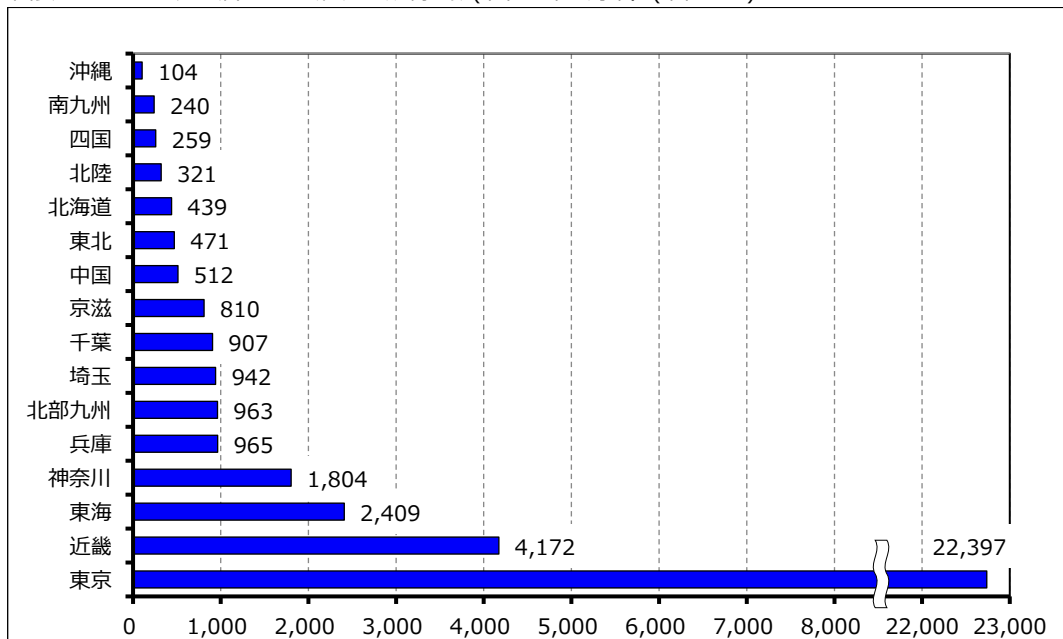
図表Ⅱ-1-1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



（出典）協会データより審査会作成

公認会計士は、協会の会員とならなければならず（法第 46 条の 2）、全国の各地方に設けられた協会の支部である地域会（令和 8 年 3 月末現在 16 地域会）に所属している。地域会別の所属人数をみると、公認会計士の約 7 割が首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）の地域会に所属している（図表Ⅱ-1-2）。

図表Ⅱ-1-2 <公認会計士の地域会別の所属人数(令和 8 年 3 月末)（単位：人）>



（出典）協会データ（会員数等調）より審査会作成

■監査・保証業務の魅力向上に向けた取組■

諸外国においては、公認会計士の総数そのものが伸び悩む傾向が見られ、各国で様々な対応策が講じられている。例えば、米国の公認会計士制度では、従来、学士課程における会計・ビジネス分野の150単位（または5年）の履修が資格取得の要件とされてきたが、令和7年12月に制度改正が行われ、120単位（または4年）での資格取得を可能とする代替ルートが導入された（当該ルートでは、実務経験要件が1年加算される。）。また、シンガポールでは、会計士協会等で構成される委員会が中心となり、学生に対する会計分野への認知拡大や関心喚起に積極的に取り組んでいる。具体的には、学校やSNSを通じたアウトリーチ活動に加え、インフルエンサーや人気アニメとのコラボレーションによるキャンペーンなど、新しい取組が実施されており、会計士志望者の増加につながっている。日本においても、協会が、小中学生を対象にした会計講座や、高校・大学における公認会計士制度の説明会等を開催して、会計の意義や重要性の理解・浸透を促すとともに、公認会計士の担う役割の重要性を紹介する取組を行っている。

このように各国で公認会計士人材の確保に取り組む中、日本における公認会計士登録者数は、平成25年3月末の24,964人から令和8年3月末の37,715人まで増加しており、増加率は51.1%となっている。しかしながら、監査法人所属者数は、平成25年3月末の12,799人から令和8年3月末の14,915人へと増加したものの、増加率は16.5%にとどまり、公認会計士登録者全体の増加ペースに比べると伸び悩みが見られる。加えて、近年重要性が高まっているサステナビリティ情報の開示については、今後、その内容に係る保証業務の拡充が見込まれる一方で、業務の提供には高度な専門性を要することから、十分な知見とスキルを備えた人材の確保が難しい分野となっている。

最近では、公認会計士の活躍の場が広がり、一般企業のCFOや経理責任者、コンサルティング会社あるいはNPOといった、組織・社会に対する自らの貢献を明確に実感できる職種の選択肢が増えている。その一例として、協会の「組織内会計士ネットワーク」の登録状況を見ると、監査法人、税理士法人及びネットワークファームに該当する法人を除く、会社、その他の法人又は行政機関で働く公認会計士の登録者数は、この10年で約2倍に増加している（平成28年末の1,377人から、令和7年末では2,545人に増加）。このような状況の中、従来から監査業務の魅力の源泉とされてきた「監査は資本市場の公正性を確保する社会のインフラである」というメッセージについては、その説得力が相対的に低下しているとの指摘もなされている。

こうした環境変化を背景に、大手監査法人においては、若手会計士の定着を図るため、キャリアパスの柔軟化、パートナーへの昇進期間の短縮、退職者の監査業務への復帰を含む多彩なキャリア採用の実施、給与水準の引上げといった人事施策を講じてきている。あわせて、アサインメントの一元管理による業務負担の標準化や、AIを含むITの活用推進を通じた監査業務の標準化・自動化による業務の効率化を進めている。さらに、デリバリーセンター（残高確認状の発送・回収等、判断を要しない作業を行うために設立した組織）への業務移管を通じ、業務負担の軽減策が進められている。こうした取組の結果、近年では大手監査法人において、マネージャー層やスタッフ層の離職率が低下傾向にある。

このほか、AIの導入が進展する中、監査サンプルの抽出や帳票の突合せといったデータ加工を要する作業、議事録や監査調書の下書きの作成等、若手会計士が従来担ってきた定型的な業務については、AIによる代替が進み、作業時間の削減が図られている。これにより、いわゆる下積み期間が短縮され、公認会計士は、AIによる作業結果をいかに判断・活用するかといった、より高度な業務に多くの時間を割くことが可能となっている。特に大手監査法人においては、AIが自律的に作業を行うエージェントAIを監査システムに導入し始めており、監査調書のレビュー等における一層の作業時間削減が見込まれている。こうした動きにより、若手会計士であっても、より本質的な業務に早期から携わることが可能となっている。

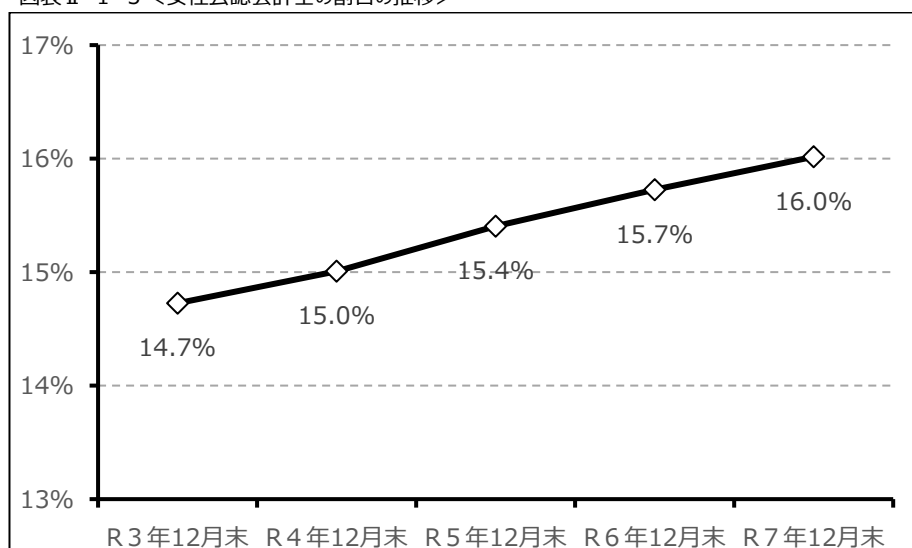
さらに、生成AIやデータ分析等のデジタル分野やサステナビリティ情報に係る分野は、公認会計士に幅広い成長機会を提供する分野であり、監査業務や保証業務の魅力向上につながるものと期待される。このため、大手監査法人を中心に、各分野の専門的な知識の取得を目的とした研修や内部資格制度が運用されている。

多くの監査法人では、サステナビリティ情報に係る分野やデジタル分野を含むアドバイザリー業務を通じて培われた専門性や経験が、十分かつ適切な監査業務の実施に有用であるとの認識の下、成長機会を創出する観点から、監査業務に従事する職員にアドバイザリー業務への関与機会を提供する人事育成施策を進めている。このように、監査とアドバイザリーのサービス提供を相互に補完しながら、より一体的に法人運営を行っていくという考え方（マルチ・ディシプリナリー・モデル）は従来から存在するものの、会計監査の実務が時代とともに変化する中で、一体的な組織運営の重要性は一層高まっており、監査法人によるこの取組は、監査・保証業務の魅力向上にもつながるものと期待されることから、今後の動向が注目される。

(3) 公認会計士の女性割合

公認会計士登録者全体に占める女性の割合は、着実に増加しており、令和7年12月末には16.0%である（図表Ⅱ-1-3）一方で、弁護士³⁰や英国公認会計士³¹に比べると依然として低い割合となっている。

図表Ⅱ-1-3 <女性公認会計士の割合の推移>



（出典）協会データより審査会作成

■ジェンダーダイバーシティに向けた取組■

監査業界は、女性公認会計士の活躍促進に向けた取組を進めている。例えば、協会では、女性比率について、2030年度までに公認会計士試験合格者の30%、2048年度までに会員・準会員の30%にするというKPIを設定している。加えて、旧姓使用や就業・復職支援、出産・育児等による休職中のCPD（Continuing Professional Development：継続的専門能力開発）制度及び会費の免除・軽減といった働きやすさに関する施策のほか、女性会計士の交流支援やロールモデルの紹介等、キャリア形成を後押しする取組を実施している。

大手監査法人でも、管理職における女性比率等に関するKPIの設定、女性のキャリア育成支援、育児・介護といったライフステージごとの支援、男性の育休取得推進、女性職員同士のネットワーク構築の支援、といった取組が推進されている。なお、大手監査法人の「監査品質に関する報告書」によると、大手監査法人における女性パートナー等の比率は平均約9%、女性管理職（シニアマネージャー、マネージャー等）の比率は平均約23%となっている。

金融庁が協会と共同で作成したパンフレット「公認会計士・試験合格者の活躍フィールド」においては、公認会計士試験の女性受験者拡大も念頭に、公認会計士の魅力ややりがい、キャリアプランなどについて、女性公認会計士からのメッセージを発信している。令和7年公認会計士試験における男女別の合格率は女性6.41%（男性7.81%）で令和6年試験から上昇している。また、合格者に占める女性の割合は24.0%で、前回より増加しており、女性の合格者数も前回より増加している。ここ数年における女性の受験願書提出者数及び合格者数についても、それぞれ増加傾向が認められる。

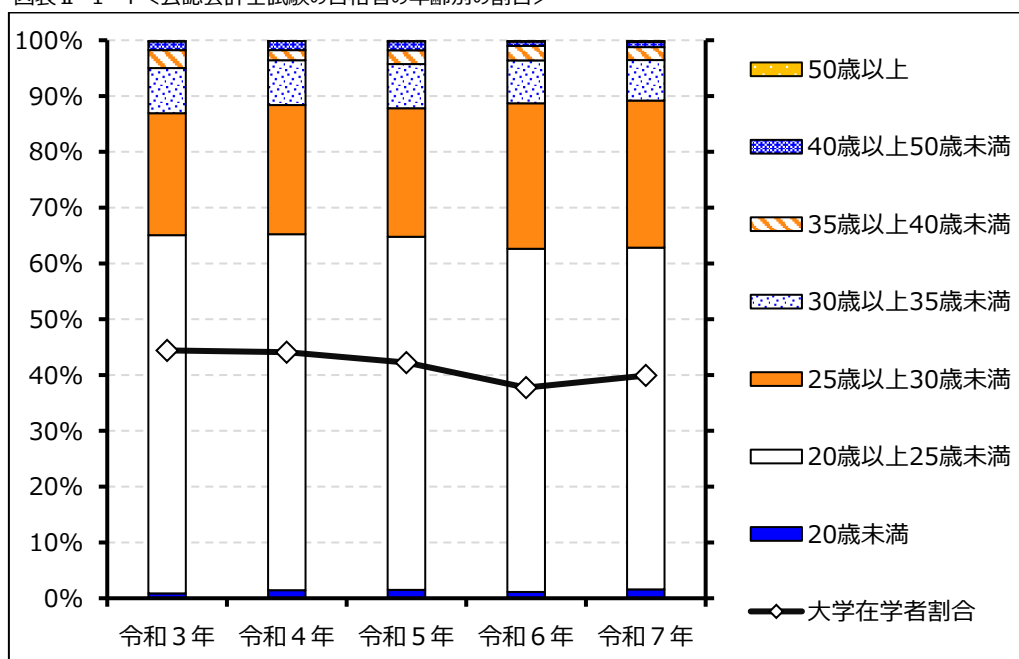
³⁰ 内閣府男女共同参画局「令和7年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」によると、令和7年11月1日時点での弁護士の女性比率は20.6%

³¹ 英国FRC“Key Facts and Trends in the Accountancy Profession 2025”によると、英国には複数の公認会計士協会があり、その平均の女性公認会計士比率は40%

(4) 公認会計士試験合格者の年齢別等構成割合

公認会計士試験の合格者を年齢別にみると、20歳以上25歳未満の構成割合が最も高く、令和7年試験では61.2%となっている。また、職業別にみると、学生（専修学校・各種学校受講生を除く。）の構成割合が最も高く、そのうち大学（短大を含む。）在学者の構成割合は、減少傾向にあるものの、令和7年試験では39.9%となっている（図表Ⅱ-1-4）。なお、大学在学中の出願者件数は増加傾向にあり、直近5年間で59.5%増加している。

図表Ⅱ-1-4 <公認会計士試験の合格者の年齢別の割合>



(出典) 審査会の公認会計士試験合格者調から審査会作成

2. 監査事務所の状況

令和7年3月末において2,411の監査事務所が存在しているが、その業務内容や態様は多様である。

監査証明業務には、法定監査と任意監査がある。法定監査は、法律によって公認会計士監査が求められるものである。公認会計士監査が導入された当初、法定監査は金商法監査のみであったが、その後、会社法に基づく公認会計士監査、更に私立学校振興助成法に基づく学校法人監査が導入され、現在では労働組合、信用金庫、信用組合、農業協同組合、社会福祉法人、医療法人の監査等、多数の法定監査がある。監査証明業務については「3. 被監査会社等の状況（1）監査証明業務の種別の状況」（61ページ）でより詳しく説明する。

また、監査事務所には、監査法人、共同事務所及び個人事務所がある。監査法人とは、監査証明業務を組織的に行うことを目的として、法に基づき設立される法人をいう。昭和41年に監査法人制度が創設された当時、企業規模の拡大や企業経営の多角化に伴い、監査証明業務が増大・複雑化し、加えて、特に当時は多くの不正会計事件が発生していたため、公認会計士監査の存在意義が問われている状況にあった。そこで、監査品質の向上を図るため、監査法人制度を導入し、組織的監査を推進することとなったのである。

審査会が、その規模に基づき分類している監査事務所の区分について、それぞれの規模感は以下のとおり（図表Ⅱ-2-1）。³²

図表Ⅱ-2-1 <監査事務所の分類（令和7年3月末）>

監査事務所		事務所数
大手監査法人		4
準大手監査法人		4
(内訳)	中小規模監査事務所	2,403
	中小監査法人	(288)
	共同事務所（注1）	(48)
	個人事務所（注1、2）	(2,067)

（注1）協会に提出された、監査概要書（写）及び監査実施報告書に記載されている令和6年度（決算日：令和6年4月1日～令和7年3月31日）の監査事務所数

（注2）個人事務所の場合、上場会社を監査するには、法及び各取引所の有価証券上場規程により、他の公認会計士等と共同で監査を行う必要がある。

（出典）協会データより審査会作成

（1）監査法人の組織

監査法人は、5人以上の公認会計士を含む者の出資によって設立され、出資を行った者は社員（パートナー）となって監査法人の経営に直接関与し、相互に監視することによって組織の

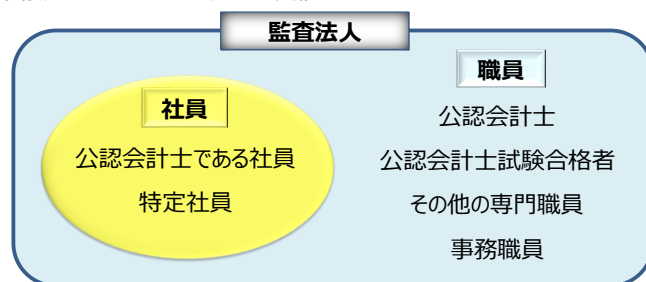
³² 上場国内会社を監査するには、上場会社等監査人名簿への登録が必要である。上場会社等監査人登録制度については、「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応 1. 中小規模監査事務所をめぐる動向」（135ページ）を参照

規律を確保することを基本としている。監査法人には、そのような社員だけで構成されるものもあるが、一定の規模を持つ場合、公認会計士（監査法人の社員となるための出資を行っていない公認会計士）や公認会計士試験合格者（公認会計士試験に合格しているが、実務補習や業務補助を経て、公認会計士として登録するに至っていない者）、各種専門家等を職員として雇用しているのが通常である。

かつて監査法人の社員は、公認会計士に限られていた。しかし、現代の高度化した経済社会において、監査法人の適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくためには、経営、法律、IT、年金数理等を含めた広範な知識と経験が社員に求められている。そのため、平成 19 年の法改正により、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認める「特定社員制度」が創設された。ただし、監査法人に特定社員が加入する場合には、監査法人の社員のうち公認会計士である社員が、社員全体の 75%以上を占めなければならない。令和 7 年度の手大監査法人の社員合計 1,811 人のうち、特定社員は 139 人となっている。

監査法人の人員構成のイメージは、次のようになる（図表Ⅱ-2-2）。人員の構成状況については、「Ⅲ.監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢（3）監査法人の構成員の状況」（87 ページ）でより詳しく説明する。

図表Ⅱ-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



（出典）池田唯一・三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—（第一法規、平成 21 年）55 ページの図を参考に、審査会作成

令和 7 年度	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 250 人～約 550 人	約 40 人～約 100 人	～約 50 人（注 2）
常勤職員数	約 3,400 人～約 6,800 人	約 230 人～約 950 人	～約 120 人（注 2）

（注 1）監査法人の規模別の特徴については、「図表Ⅲ-1-3〈監査法人の規模別の特徴〉」（79 ページ）を参照のこと。

（注 2）中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和 7 年度分は未集計となっているため、中小監査法人は、令和 6 年度までが対象。また、社員数及び常勤職員数が大きく乖離している 1 法人を除く

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

現在では、大手の上場国内会社を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手の上場国内会社やこれに類する大企業の監査の大部分を担う大手監査法人は、所属する人員が数千人を超え、また、それに続く準大手監査法人でも 200 人を超える規模となっている。

また、監査法人の規模が大きくなると、職員の能力や経験等により、監査法人の内部に職階を設けて組織運営を行うことが必要になる（図表Ⅱ-2-3）。職員は、スタッフ、シニアスタッフか

らマネージャー、シニアマネージャーを経て、選考の上、社員（パートナー）に登用されることが一般的である。なお、近年では、大手監査法人を中心に、監査アシスタント（公認会計士等の財務諸表監査に関連する資格を有さない職員）を採用することで、公認会計士の業務負担を軽減させ、公認会計士が専門的な判断を要する業務に注力できるようにする施策が講じられている。

近年における監査法人の規模の拡大と組織運営の複雑化は、監査品質を確保することの難しさをますます顕在化させている。このような状況を踏まえて、平成 29 年 3 月に策定された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、令和 5 年 3 月に改訂され、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することなどを義務づけている。詳細については、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 （2）監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組」（80 ページ）を参照のこと。

図表Ⅱ-2-3 <大手監査法人の各職階・求められるスキル・主な研修のイメージ>

	スタッフ	シニア スタッフ	マネー ジャー	シニア マネージャー	パートナー
役割	上位者の指導・監督の下、監査業務の実作業を行う。経験に応じ中小規模被監査会社の監査チームの統括		監査チームの統括		監査業務全体の統括や法人の経営に関与
求められる スキル	監査実務及び会計・監査に関する専門知識の習得		スタッフの指導・育成や被監査会社との調整等の業務管理能力、問題解決能力		責任者として高度な能力
主な研 修	会計監査年次研修・不正対応研修・グローバル関連研修・IT関連研修・サステナビリティ関連研修等				
	監査手続関連研修等		マネジメント研修・専門領域別研修等		

（注）詳細は、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢（4）監査業務を実施する組織体制」（91 ページ）及び「（5）監査業務をサポートする組織態勢」（94 ページ）を参照のこと。

（出典）審査会作成

（2）監査事務所の品質管理体制の整備と対応状況

監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行の基礎となる適切な品質管理体制の整備・運用が重要となる。

「監査に関する品質管理基準」は、監査証明業務を対象として平成 17 年に策定され、国際的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第 1 号」（ISQM1、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント）等の新設・改訂を踏まえ、令和 3 年 11 月にその改訂が公表されている。なお、監査事務所は、監査証明業務以外の業務についても、業務に関する職業倫理の遵守等が求められる。

改訂された「監査に関する品質管理基準」（以下「改訂品管基準」という。）では、監査事務所自らが、

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④ 不備があれば根本原因分析に基づき改善する

ことなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入することとされた。

また、改訂品管基準では、品質管理システムの構成要素として、

- ① 監査事務所のリスク評価プロセス
- ② ガバナンス及びリーダーシップ
- ③ 職業倫理及び独立性
- ④ 監査契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ⑦ 情報と伝達
- ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ⑨ 監査事務所間の引継

を設けなければならないこととされた。

さらに、改訂品管基準では、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年に一度、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることを新たに求めている。

なお、改訂品管基準については、令和 5 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度又は会計期間（法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和 6 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から適用されている。

大手監査法人においては、グローバルネットワークから、品質管理システムの整備・運用を支援するツールの提供を受けて、グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品管基準に基づいて評価項目を追加するなどしており、設定された品質目標、品質リスク及びリスクに対処するための方針や手続の数は、法人によって様々となっている。

また、品質管理システムの運用体制について、多くの大手監査法人においては、対応を総括的に管理するステアリング・コミティーの下で各部門の責任者が各業務プロセスの責任者（プロセスオーナー）に品質リスクや当該リスクに対処するための方針や手続の識別、当該リスクの評価を行わせている。中には、改訂品管基準への対応を、独立した立場からモニタリングする担当者が設けられている法人もみられる。

品質管理システムの評価に向けたスケジュールも、法人が設定した評価基準日によって異なっている。なお、全ての大手監査法人において、品質管理システムに関する最高責任者が、「当法

人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している」などと結論付けている。

大手監査法人における品質管理システムの運用・モニタリングは定着しつつあるものの、一部の大手監査法人では、引き続き、監査チームに対する品質管理システムの周知が課題であると認識している。また、一部の大手監査法人では、リスクの高い監査業務・統制プロセスやモニタリングにおける着眼点の特定について精度を向上させるため、リスク情報の収集や分析の更なる充実といった点が課題であるとしている。

準大手監査法人においては、令和6年7月1日以降、全ての法人で改訂品管基準が適用されている。品質管理システムに係るリスク評価プロセスも、大手監査法人と同様に、グローバルネットワークが提供するツールに示されている項目を踏まえて、品質目標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続を策定し、改訂品管基準固有の項目による品質リスク等を追加している。なお、全ての準大手監査法人において、品質管理システムに関する最高責任者が、「当法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している」などと結論付けている。

また、品質管理システムを現場に浸透・定着させるための取組として、社員会等の会議や研修を実施しており、中には、全国の地区事務所からも最低1名は参加する品質管理委員会を3か月に1回開催するとしている準大手監査法人もある。

中小規模監査事務所においても、改訂品管基準の適用が開始されており、令和7事務年度における報告徴収によれば、協会が公表しているツールを利用して、品質目標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続を策定するなどの対応をしている監査事務所が多い。品質管理システムの評価基準日は監査事務所ごとに異なるため、評価結果の公表は順次進んでいる状況である。

なお、改訂品管基準における結論の分類は以下の3タイプとなる。

- ① 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を事務所に提供している。
- ② 品質管理システムの整備及び運用について、重大ではあるが広範ではない識別された不備を除き、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を事務所に提供している。
- ③ 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を事務所に提供していない。

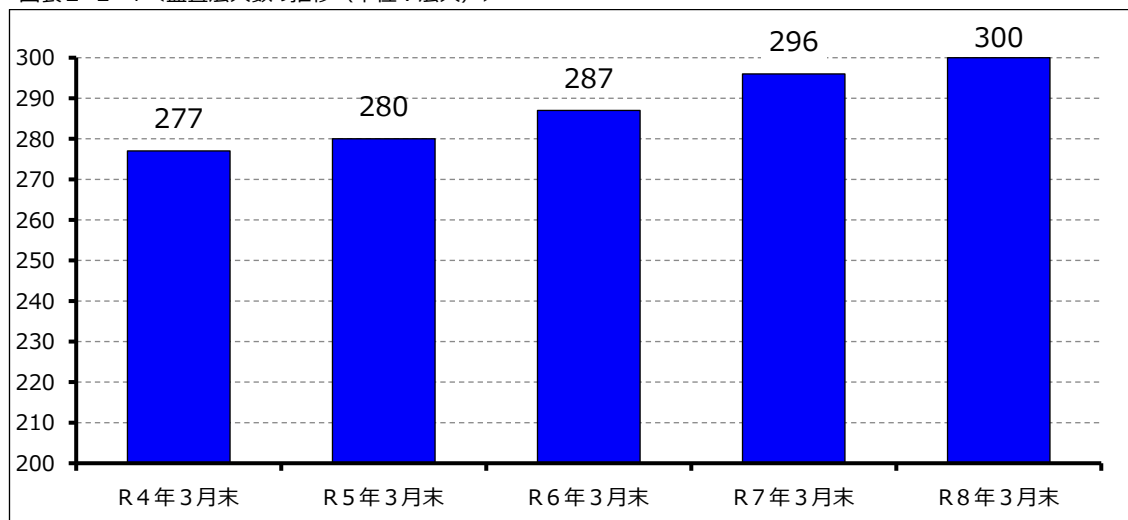
大手監査法人及び準大手監査法人では、いずれも①のタイプの結論であったが、すでに評価結果の公表を行った中小規模監査事務所の中には、重大ではあるが広範ではない識別された不備があるとする②のタイプの結論とされている監査事務所も見られる。その中には、協会による品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項や重要な不備事項のある実施結果とされたことに起因するものもある。令和7事務年度における報告徴収によれば、改訂品管基準対応の課題として、品質管理業務に従事するリソースの確保や、法人の規模や特性等に応じた品質目

標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続の選別等を認識している中小規模監査事務所がみられ、品質管理システムに係る自らの評価プロセスにおいて、改善すべき事項を適時に発見し、根本原因を分析した上で、必要な改善策を策定し実行していくというPDCAサイクルを着実に回していくことが課題といえる。

（３）監査法人数の推移

監査法人の数は、近年増加傾向にある。令和８年３月末は 300 法人であるが、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に、5 法人が解散又は合併により消滅し、9 法人が設立されたことから、前年同期比で 4 法人の純増となった（図表Ⅱ-2-4）。なお、令和 3 年度以降の合併の状況については、「（４）監査法人の合併の状況」（57 ページ）を参照のこと。

図表Ⅱ-2-4 <監査法人数の推移（単位：法人）>



（注 1）令和 4 年 3 月末における監査法人の数は、過年度のモニタリングレポート公表後に把握した情報を踏まえ、修正している。

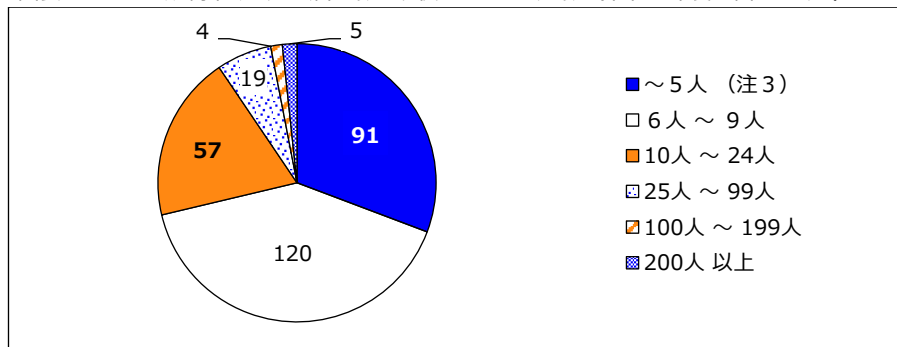
（注 2）令和 8 年 3 月末における有限責任監査法人³³は 38 法人

（出典）協会データ（会員数等調）及び各監査法人からの届出書より、審査会作成。有限責任監査法人一覧は金融庁ウェブサイトにて公表

監査法人を所属常勤公認会計士数で分類すると、25 人未満の法人が全体の 90%超を占めている（図表Ⅱ-2-5）。

³³ 監査法人の個々の社員が、自ら指定有限責任社員として関与した監査証明（特定証明）についてのみ無限連帯責任を負い、その他の業務については出資の範囲で責任を負う監査法人

図表Ⅱ-2-5 <所属常勤公認会計士数の規模別の監査法人数（令和7年度、単位：法人）>



（注1）所属常勤公認会計士数は、公認会計士である社員と公認会計士である常勤職員の合計

（注2）令和7年度に各監査法人から提出された業務報告書等より、296法人を集計

（注3）監査法人に所属する公認会計士である社員数が4人以下となった場合は原則解散となるが、法上6か月間の猶予期間が設けられている。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

（4）監査法人の合併の状況

令和3年度以降、監査法人の合併は7件ある（図表Ⅱ-2-6）。合併の主な理由として、規模拡大による経営基盤の強化や業務エリアの拡大を目指すことなどを挙げている。

図表Ⅱ-2-6 <令和3年度以降に合併を行った監査法人（令和8年3月末時点）>

年度	存続法人	消滅法人
R3	監査法人彌栄会計社	京浜監査法人
R4	協立監査法人	神明監査法人
	Moore 至誠監査法人（Moore みらい監査法人）	きさらぎ監査法人
	SKIP 監査法人	監査法人五大
R5	双研日栄監査法人（ふじみ監査法人）	青南監査法人、名古屋監査法人
	PwC あらた有限責任監査法人（PwC Japan 有限責任監査法人）	PwC 京都監査法人
R6	（合併なし）	
R7	ななつぼし監査法人	監査法人奏令

（注）括弧内は、統合後の新名称（令和8年3月末時点）

（出典）各監査法人の公表資料より審査会作成

準大手監査法人に対する令和7事務年度の報告徴収によれば、多くの法人が将来の業務運営戦略の一つとして合併を検討するとしている。

中小規模監査事務所に対する同事務年度における報告徴収（全て中小監査法人で44法人を対象）によれば、中小監査法人の約43%が良い相手先が見つければ合併を検討したいとしている。

（５）財務状況（業務収入、監査・非監査証明業務の割合）

監査法人は、監査証明業務を行うほか、監査証明業務以外の保証業務や株式公開支援、IFRS 導入支援、組織再編等の財務関連アドバイザーサービス、サステナビリティ関連アドバイザーサービスなどの非監査証明業務を行っている。

令和 7 年度（中小監査法人は令和 6 年度）までの 5 年間の業務収入をみると、大手監査法人、準大手監査法人（PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併による影響を除く。）及び中小監査法人のいずれも増加傾向にある。

また、令和 7 年度の業務収入に占める監査証明業務収入の割合をみると、大手監査法人では、約 70%であるのに対して、準大手監査法人と中小監査法人では、それぞれ約 95%、約 90%と監査証明業務の割合が高い（図表Ⅱ-2-7）。なお、監査法人グループの業務収入については、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 （９）監査法人が属する国内グループの状況」（110 ページ）を参照のこと。

監査法人の規模別の特徴は、以下のとおりである。

① 大手監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、大手監査法人全体では 70%台前半で推移している。その内訳は、様々であり、4 法人のうち 3 法人においては、それぞれ、80%台前半、70%台後半、50%前後の水準で推移している。また、残る 1 法人においては、60%台半ばで推移した後、足元では 70%台半ばまで上昇しているなど、法人ごとに差異がみられる。

大手監査法人では、「非監査証明業務を行うことが人材育成のための多様な業務経験の機会の提供となる」、「幅広い経験や知識を得ることが監査品質の向上にもつながる効果がある」ことなどに加えて、「人材を確保するためにも効果がある」との方針により、一定程度の非監査証明業務も必要であるとする業務運営を行っている。ただし、大手監査法人の中には、非監査証明業務の一部を監査法人グループ内の別法人に移管する動きがみられており、結果として、監査証明業務収入の割合が高まったところもある。

② 準大手監査法人の状況

監査証明業務収入は増加傾向にあり、監査証明業務収入の割合は、95%前後で推移している。

準大手監査法人では、監査証明業務を中心とした業務運営を行っていることから、非監査証明業務に関しては、監査証明業務と併せて実施することが有用であるとされる業務や、人員等の状況を踏まえ、実施可能な業務に限定する業務運営を行っている。

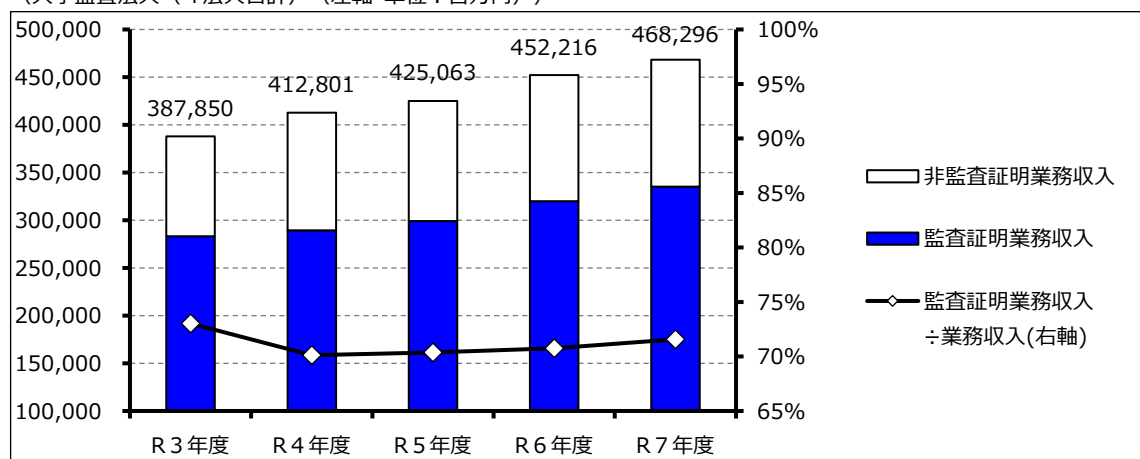
③ 中小監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、90%を超える水準で推移している。

各中小監査法人の業務収入は総じて少ないが、業務収入の規模が上位である法人には、大手監査法人を中心に監査契約の解除を行った被監査会社と監査契約を新規に締結する

ことで業容を拡大する傾向がみられるなど、上場国内会社における会計監査人の異動の影響を受けて、中小監査法人の被監査会社数が増加していることから、監査証明業務収入が大きく増加している。なお、会計監査人の異動の状況については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 ５．監査契約の新規締結及び会計監査人の異動」（122 ページ）を参照のこと。

図表Ⅱ-2-7 <業務収入、その内訳及び業務収入に占める監査証明業務収入の割合の推移>
(大手監査法人(4法人合計) (左軸 単位: 百万円))

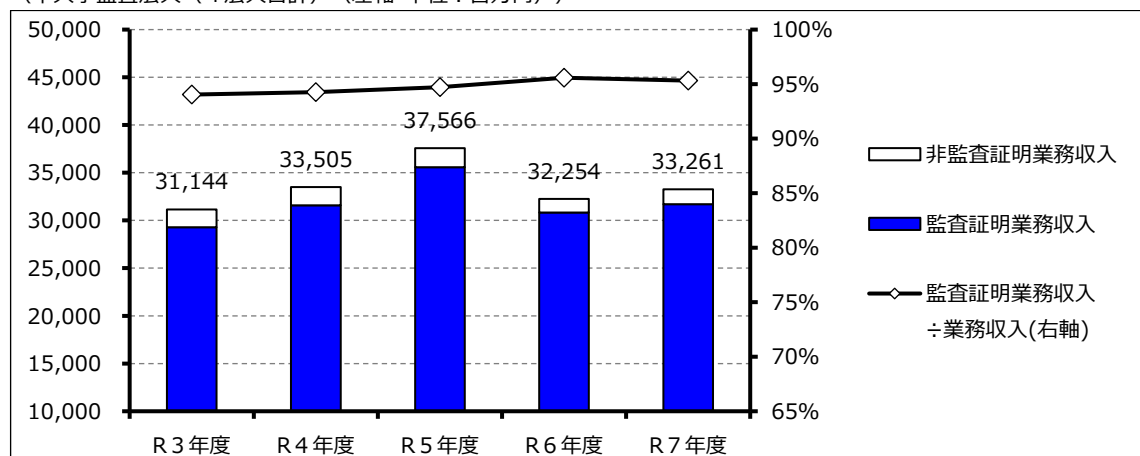


(注1) 令和3年度から令和5年度までは、PwC Japan 有限責任監査法人の発足前の決算期で集計しており、PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併による影響は加味していない。

(注2) 令和6年度以降は、PwC Japan 有限責任監査法人の発足 (PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併) による影響から、業務収入とその内訳の金額が増加している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

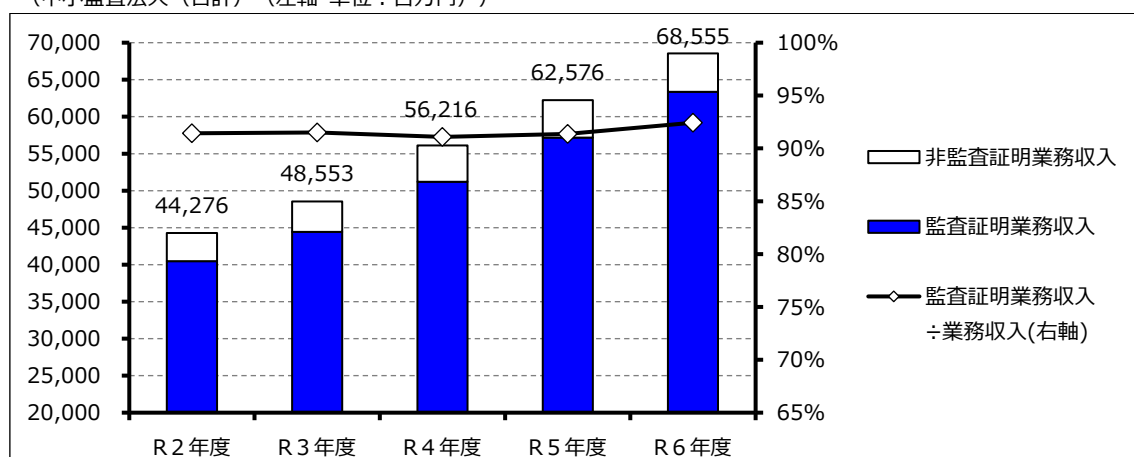
(準大手監査法人(4法人合計) (左軸 単位: 百万円))



(注) 令和3年度から令和5年度までは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の5法人の合計である一方、令和6年度以降は、令和5年12月に PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。そのため、業務収入とその内訳の金額が減少している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

(中小監査法人(合計) (左軸 単位: 百万円))



(注) 中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和7年度分は未集計となっているため、中小監査法人は令和6年度までが対象。中小監査法人の法人数は各年度により異なり、令和6年度は281法人を集計

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

3. 被監査会社等の状況

(1) 監査証明業務の種別の状況

前述（「2. 監査事務所の状況」（51 ページ）を参照）のとおり、監査証明業務には、金商法、会社法、私立学校振興助成法、労働組合法等の法律に基づく監査（法定監査）と、監査の目的や内容が当事者間で決められて実施される監査（任意監査）とがある。監査法人における監査証明業務の種別の状況は、以下のとおりである（図表Ⅱ-3-1）。

図表Ⅱ-3-1 <監査法人による監査証明業務の種別の状況>

種別	法定監査						任意監査	計
	金商法・会社法	金商法	会社法	学校法人	労働組合	その他		
社数	4,173	305	5,550	1,483	417	4,733	5,871	22,532
割合(%)	18.5	1.4	24.6	6.6	1.9	21.0	26.0	100.0

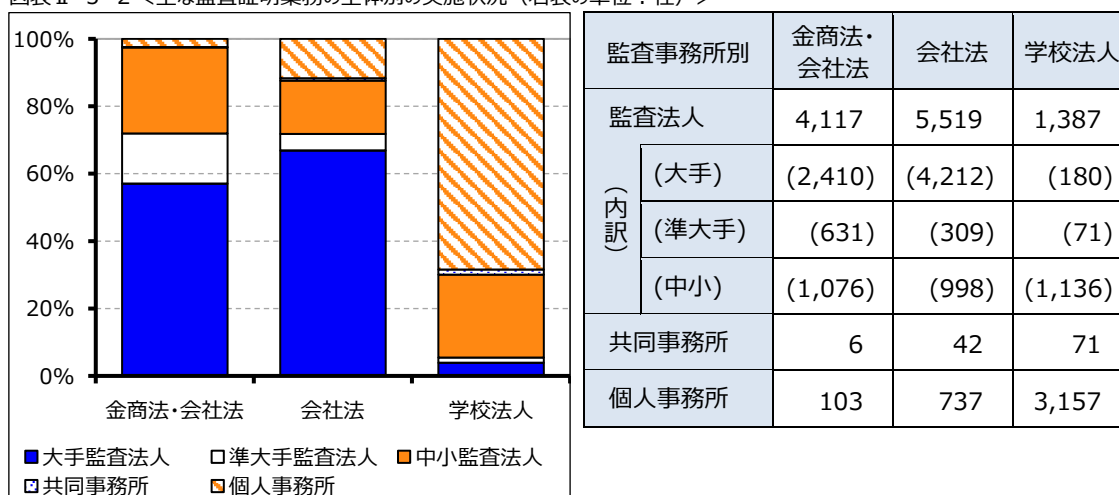
（注1）令和6年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

（注2）「金商法・会社法」は、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務であり、「金商法」や「会社法」は、それぞれ金商法又は会社法に基づく監査証明のみが必要な業務である。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

監査証明業務を行う主体は、監査法人、共同事務所及び個人事務所である。主な監査証明業務について主体別の実施状況をみると、金商法・会社法監査や会社法監査については、大手監査法人が約6割～7割の監査を実施しているのに対し、学校法人監査については、個人事務所が約7割の監査を実施している（図表Ⅱ-3-2）。

図表Ⅱ-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



（注1）令和6年4月期から令和7年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表Ⅱ-3-1のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

（注2）「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含めている。

（出典）協会データより審査会作成

(2) 金商法・会社法監査の状況等

金商法又は会社法に基づく法定監査の被監査会社等や上場国内会社を対象とした分析結果は、以下のとおりである。

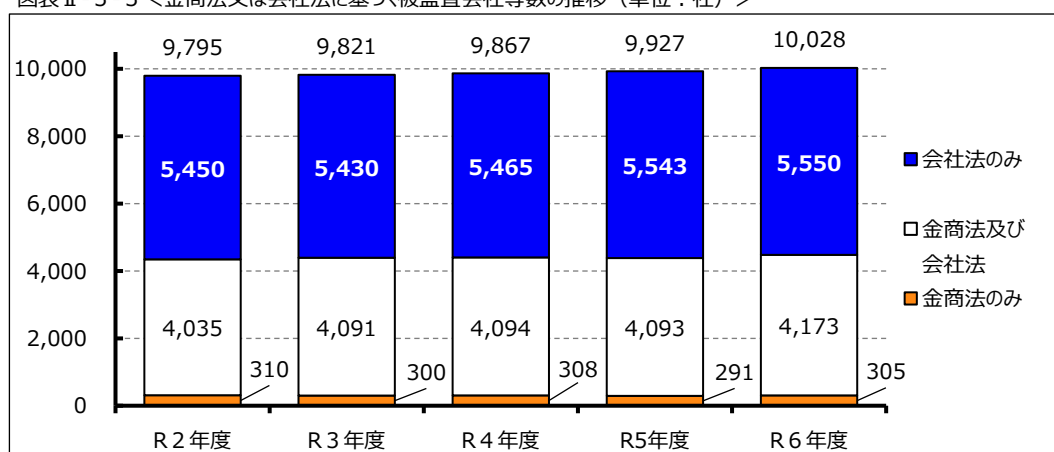
① 金商法又は会社法に基づく被監査会社等数及び監査法人の規模別シェア

金商法又は会社法に基づく被監査会社等数に大きな変化はない（図表Ⅱ-3-3）。

監査法人の規模別シェアをみると、大手監査法人のシェアが減少し、準大手監査法人及び中小監査法人のシェアが毎年増加している（図表Ⅱ-3-4）。

なお、令和5年度から令和6年度にかけて準大手監査法人のシェアが減少し、大手監査法人のシェアが増加しているのは、令和5年12月にPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併したことによる影響である。

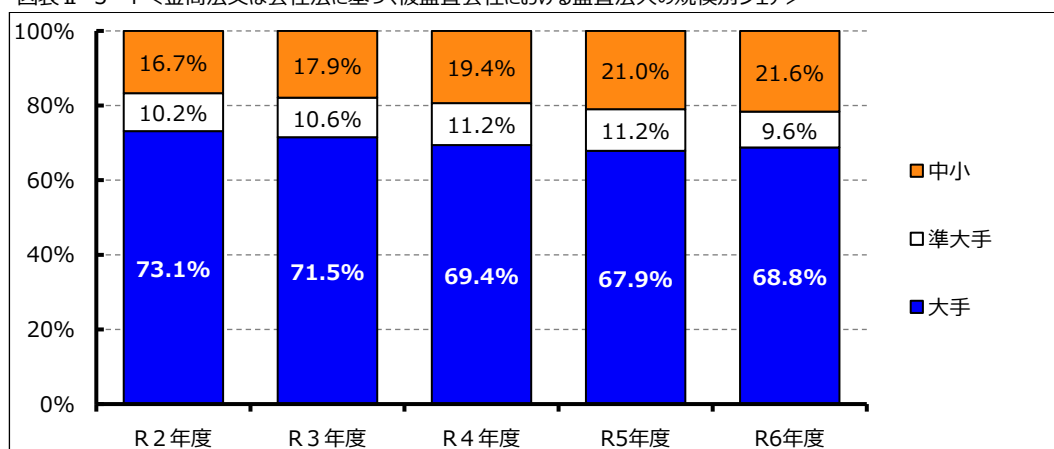
図表Ⅱ-3-3 <金商法又は会社法に基づく被監査会社等数の推移（単位：社）>



（注）各監査法人によって決算月が異なるため、横軸は審査会が業務報告書を入手した年度とし、各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

図表Ⅱ-3-4 <金商法又は会社法に基づく被監査会社における監査法人の規模別シェア>



（注）各監査法人によって決算月が異なるため、横軸は審査会が業務報告書を入手した年度とし、各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

② 上場国内会社における監査事務所の規模別シェア

令和8年3月末時点における上場国内会社（総数 3,843 社）の会計監査人を規模別でみると、以下のとおりである（図表Ⅱ-3-5）。

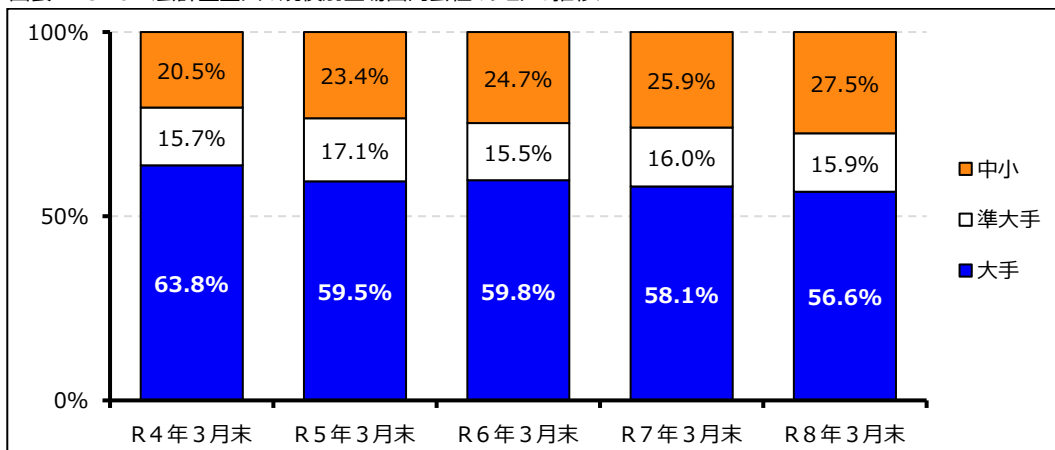
図表Ⅱ-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数・時価総額の状況（令和8年3月末）>

	上場国内会社	
	会社数	時価総額
大手監査法人	2,177 社	1,163 兆 7,024 億円
準大手監査法人	610 社	25 兆 61 億円
中小規模監査事務所	1,056 社	33 兆 9,874 億円
合 計	3,843 社	1,222 兆 6,958 億円

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

大手監査法人は、会社数ベースでのシェアを徐々に減少させているものの、上場国内会社の約6割、時価総額ベースでは約9割を監査しており、この傾向は過去から継続している。これは、時価総額の大きな上場国内会社は業務規模も大きく、また、業務が複雑で国際的なものが多いなど、その監査には、多数の監査人員に加え多様な専門能力等を必要とするため、大手監査法人以外の監査法人では対応が困難であるためと考えられる（図表Ⅱ-3-6、Ⅱ-3-7）。

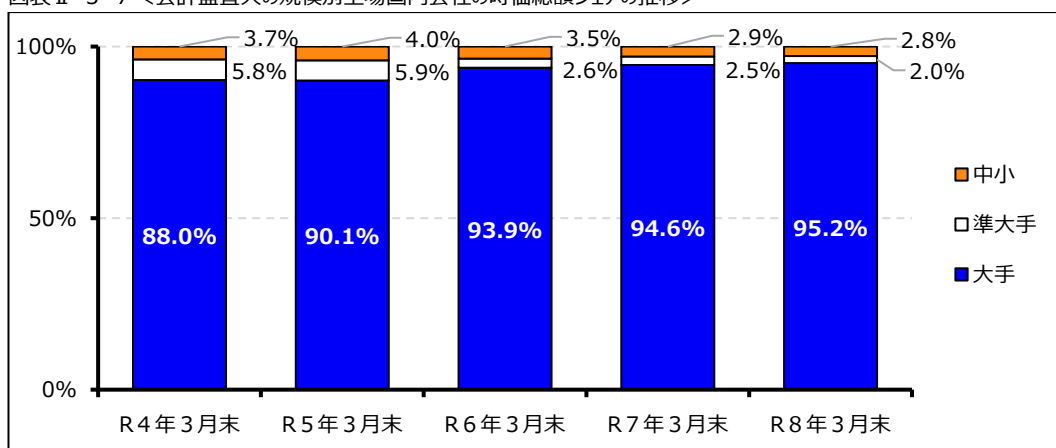
図表Ⅱ-3-6 <会計監査人の規模別上場国内会社のシェアの推移>



（注）準大手監査法人の上場国内会社数は、令和5年3月末までが、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人の合計である一方、令和6年3月末以降は、令和5年12月にPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-7 <会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額シェアの推移>



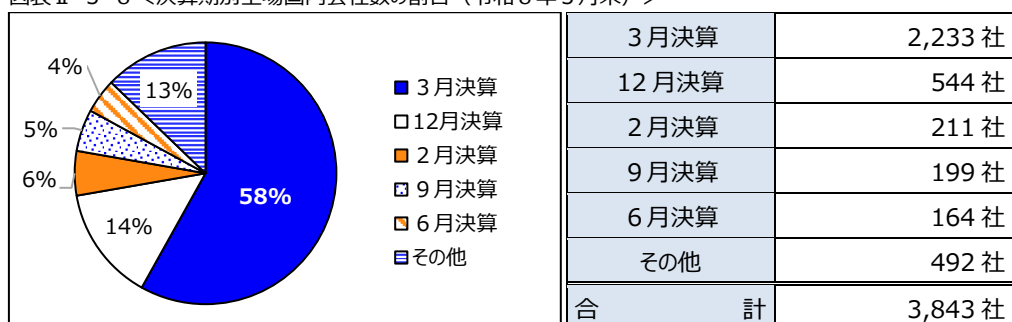
(注) 準大手監査法人の上場国内会社数は、令和5年3月末までが、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人の合計である一方、令和6年3月末以降は、令和5年12月にPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。

(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

③ 決算月別の上場国内会社数及び時価総額

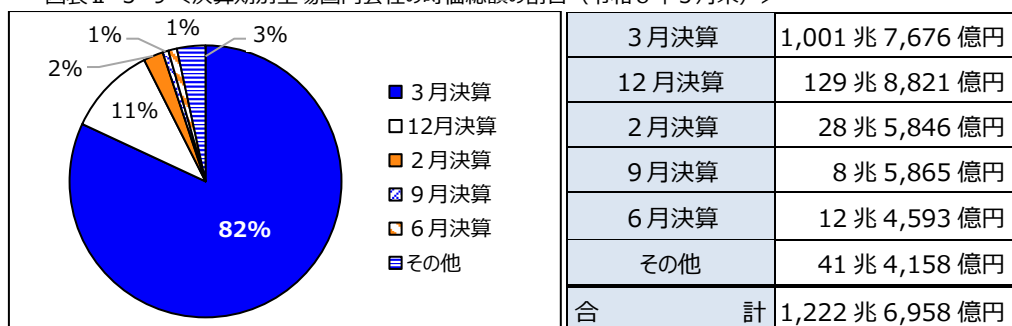
上場国内会社の決算期をみると、3月決算の会社が、会社数では全体の58%、時価総額ベースでは全体の82%を占めており、監査業務が特定の時期に集中する背景となっている(図表Ⅱ-3-8、Ⅱ-3-9)。

図表Ⅱ-3-8 <決算期別上場国内会社数の割合(令和8年3月末)>



(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-9 <決算期別上場国内会社の時価総額の割合(令和8年3月末)>



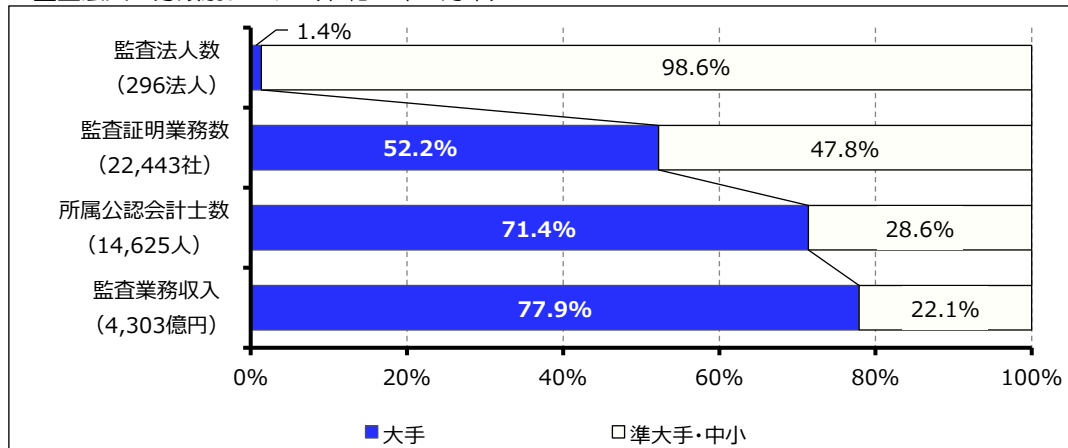
(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

■大手監査法人のシェア■

令和7年3月末時点における296監査法人について、法人の規模により監査証明業務数、所属公認会計士数、監査業務収入をみると、これらにおける大手監査法人の割合は高い。

なお、近年においては、大手監査法人の監査契約の継続に関する業務運営とも関連し、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向にある（「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動」（122ページ）を参照）。

<監査法人の分類別シェア（令和7年3月末）>



（注）令和7年3月末における協会の会員情報及び令和6年度に各監査法人から提出された業務報告書から集計
（出典）審査会作成

■東京証券取引所の上場維持基準に関する経過措置終了が監査リスクに与える影響■

東京証券取引所では、令和4年4月の市場区分の見直し以降、上場維持基準の未適合企業に適用してきた経過措置が終了し、令和7年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日から、本来の上場維持基準が適用されている。

上場維持基準に適合しない状態となった場合には、原則として1年間（売買高基準に関しては6か月間）の改善期間に入り、改善期間内に基準に適合しない場合は監理銘柄・整理銘柄（原則として6か月間）に指定後、上場廃止となる。

＜各市場区分における上場維持基準＞

項目	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場
株主数	800人以上	400人以上	150人以上
流通株式	流通株式数 2万単位以上	流通株式数 2,000単位以上	流通株式数 1,000単位以上
	流通株式時価総額 100億円以上	流通株式時価総額 10億円以上	流通株式時価総額 5億円以上
	流通株式比率 35%以上	流通株式比率 25%以上	流通株式比率 25%以上
売買代金	1日平均売買代金が0.2億円以上	月平均売買高が10単位以上	月平均売買高が10単位以上
純資産の額	純資産の額が正であること	純資産の額が正であること	純資産の額が正であること
時価総額	—	—	40億円以上 (上場10年経過後から適用)※

(出典) 日本取引所グループのウェブサイトより審査会作成

※令和12年3月1日より、100億円以上（上場5年経過後から適用）に見直し

3月決算企業については、令和8年3月中に改善期間が終了したが、東京証券取引所による公表データによれば、令和8年4月1日時点において、上場廃止が決定し、整理銘柄に指定されている企業は1社、監理銘柄に指定されている企業は21社（経過措置適用対象外の企業や、経過措置のない基準（純資産の額）により監理銘柄に指定されている企業を除く）となっている。監理銘柄に指定されている企業は、今後、基準に適合しないしは市場区分変更審査に適合すれば上場維持されるが、適合しなかった場合には上場廃止となる。また、3月決算企業以外でも、上場維持基準に適合していないことにより、改善期間に該当している企業は一定数存在している。

なお、適合していない上場維持基準として最も多いのは、プライム及びスタンダード市場では流通株式時価総額、グロース市場では時価総額となっており、上場維持基準の未適合企業には、資本コストや株価を意識した取組の実施がより一層求められる。一方で、経過措置の適用を受けていた企業の中には、市場区分の変更や他の証券取引所への重複上場を承認され、その株式が国内で上場廃止となることを回避する企業や、MBO等を通じて、その株式の非上場化を選択する企業も多く見られる。

資本コストや株価を意識した経営の主目的は、資本コストや資本収益性を十分に意識した上で、成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の抜本的な取組を推進することにより、中長期的な企業価値向上と持続的な成長を実現することにある。しかしながら、上場維持基準の未適合企業は、株価を意識し過ぎるあまり、投資家からの高評価をいち早く得ようと短期志向に陥る可能性がある。

通常、上場企業であれば、業績目標を達成することに対する一定のプレッシャーが存在しており、会計監査においては、このようなプレッシャーに起因する不正リスクを評価し、当該リスクの内容に対応した監査手続を立案・実施している。他方、上場維持基準に適合できず、改善期間に入っている企業や、今後の基準日時点で上場維持基準に適合しない可能性がある企業等の経営者は、上場廃止を回避するため、株価上昇の呼び水となる好決算等へのプレッシャーが一段と強まり、不正リスクも高まると考えられる。

したがって、会計監査人は、被監査会社の上場維持基準への適合状況を踏まえ、不正への動機・プレッシャーも考慮に入れ、これまで以上に不正リスクの評価を慎重かつ適時に実施していくことが必要と考えられる。審査会では、上場維持基準への適合状況が監査リスクに与える影響を注視し、監査事務所が適切な対応を図っているかについてもモニタリングを行っていく。

■適時開示を踏まえた会計不正の動向■

一般に、「会計不正」とは、企業の財務情報や会計記録に関して、故意に虚偽表示・隠蔽・改ざん等を行う不正行為全般を指すものとされている。近時、上場国内会社における会計不正の公表が相次ぎ、社会的な注目を集めているところでもあるが、協会は、令和 7 年 7 月に、経営研究調査会研究資料第 12 号「上場会社等における会計不正の動向（2025 年版）」³⁴を公表している。ここでは、その内容の一部について紹介したい。

当該資料では、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月にかけて、各証券取引所の適時開示制度等に基づき、会計不正に係る公表を行った上場企業等（上場会社及びその関係会社）196 社を対象とした集計が行われ、公表日を基準とした年度別の分類がなされている。

令和 3 年 3 月期から令和 7 年 3 月期までの 5 年間、会計不正を公表した上場企業等の数は年々増加しており、令和 3 年 3 月期の 26 社に比べ、令和 7 年 3 月期では 56 社と二倍以上になったとしている。また、調査報告書が公表されている上場企業等 177 社のうち、会計不正の発生した場所が判明しているもの（184 件）を分類したところ、本社での発生が約 45%、本社以外（国内子会社、海外子会社、国内及び海外子会社）での発生が約 55%という比率になっており、令和 7 年 3 月期においては、海外子会社における不正の発覚件数が前年（3 件）に比べて増加（8 件）しているとのことである。さらに、不正の発覚経路が判明しているもの（158 件）を分類したところ、上記の 5 年間においては、当局の調査等が一番多く、内部統制等、内部通報、取引先からの照会等、公認会計士監査、内部監査という順になっているとしている。

また、上記の 5 年間に於いて、調査報告書が公表されている上場企業等 177 社で生じた会計不正（184 件）のうち、不正の手口が判明しているものを分類したところ、「粉飾決算」の類型に属するものが 263 件、「資産の流用」の類型に属するものが 76 件認められたとしている。なお、「粉飾決算」の類型については、その手口が複数存在する場合、それぞれの手口を 1 件として計上しているため、184 件とは一致しないとしている。つまり、不正の手口の総数が 339 件となる中、その約 77%が「粉飾決算」の類型に属するものであったとなるが、一般に、「資産の流用」による財務諸表への影響額よりも、「粉飾決算」による財務諸表への影響額の方が多額になることから、上場会社等が証券取引所の適時開示基準に準拠して公表する会計不正の数は、「粉飾決算」の方が多くなるとしている。

さらに、会計不正のうち、「粉飾決算」に係る手口をより詳細に分析したところ、「架空仕入・原価操作」、「売上への過大計上」等が多く認められ、令和 7 年 3 月期においては、「粉飾決算」の類型に属する不正の手口のうち約 32%が、架空・前倒しを含む売上への過大計上、循環取引、工事進行基準の悪用等、収益関連のものであったとしている。なお、収益関連に次いで多かった不正の手口は、架空仕入・原価操作といった原価関連のものであり、「粉飾決算」の類型に属する不正の手口のうち約 27%を占めるとしている。一方、「資産の流用」に係る手口をより詳細に分析したところ、「現金の横領」と「第三者の会社を介在した資金流出」が最も多く、「資産の流用」の類型に属する不正の手口のうち、併せて約 70%を占めるとしている。なお、会計不正が行われた事業が判明しているものを業種別で分類したところ、上記の 5 年間に於いて、サービス業が 46 社と全体の約 24%を占め、次いで、卸売業が 27 社、建設業が 21 社、情報・通信業 20 社などとなったとしている。

近年、会計不正に係る公表が増加している背景として、新型コロナウイルス感染症の流行時にリモートワークが普及し、企業内の監督・牽制機能が低下して、会計不正を実効する機会が増えた一方で、その後の職場回帰により、内部統制や内部通報制度がその機能を回復し、会計不正の発見につながっているとの指摘がある。ただし、株主などの多くの利害関係者が存在する上場企業等にとって、業績へのプレッシャーは和らぐことはなく、経営者等が会計不正を引き起こす動機は継続しており、内部監査、監査役等による監査及び会計監査人による監査の重要性は高まっていると考えられる。審査会は、会計不正の動向にも着目して、モニタリングを実施していく。

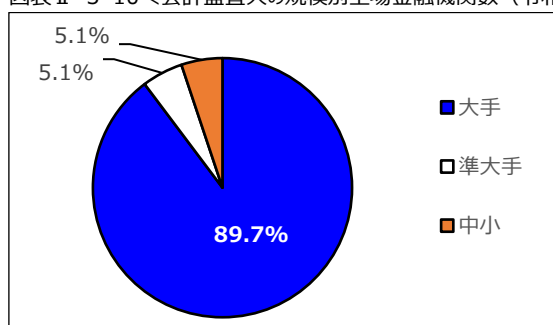
³⁴ https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250724jqd.html を参照

(3) 金融機関監査の状況

上場金融機関（117 社）の約 90%を大手監査法人が監査しており、時価総額ベースで見ると大手監査法人の割合は 99%を占める状況にある。上場国内会社全体の状況と比較すると、大手監査法人の占める割合がより高くなっている（図表Ⅱ-3-10、Ⅱ-3-11）。上場国内会社全体の状況は、「（2）金商法・会社法監査の状況等」（62 ページ）を参照のこと。

なお、上場金融機関における業態特有の会計や監査に対応するため、大手監査法人は、監査業務部門の中に業態に特化した部署を設置しているほか、一部の準大手監査法人は、金融機関の会計処理等に関する照会を専門に扱う支援体制を整備するなどの取組が行われている。

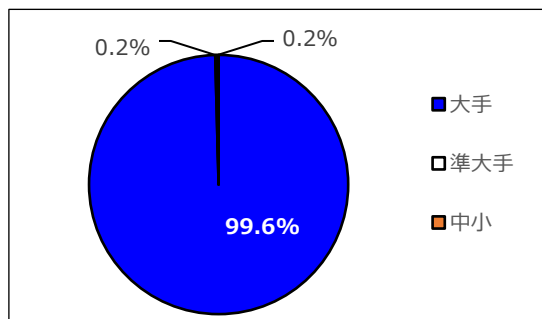
図表Ⅱ-3-10 <会計監査人の規模別上場金融機関数（令和8年3月末）>



（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

大手監査法人	105 社
準大手監査法人	6 社
中小規模監査事務所	6 社
合 計	117 社

図表Ⅱ-3-11 <会計監査人の規模別上場金融機関の時価総額（令和8年3月末）>



（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

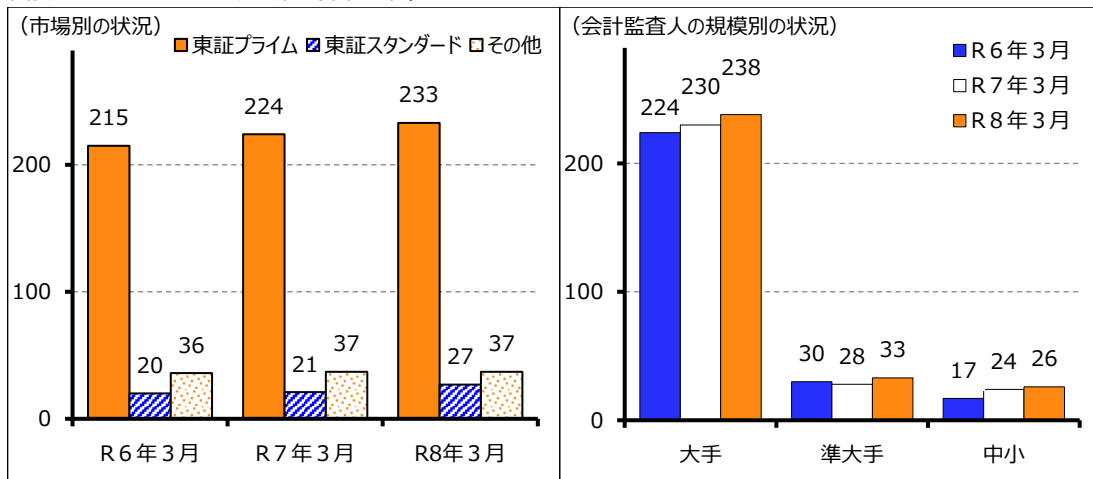
大手監査法人	152 兆 4,977 億円
準大手監査法人	3,099 億円
中小規模監査事務所	3,276 億円
合 計	153 兆 1,352 億円

(4) IFRS 適用会社の状況

令和8年3月末時点において、IFRS 適用会社が上場している市場別の状況及び IFRS 適用会社の会計監査人の規模別の状況は、以下のとおりである（図表Ⅱ-3-12）。

IFRS 適用会社は、その大部分が東証プライムに上場している。また、海外展開を行っている会社が多く、大規模なグローバルネットワークと提携している大手監査法人に監査が集中している。この状況は、IFRS 適用を決定している会社（業務執行を決定する機関が IFRS の適用を決定して開示した会社）についても同様にみられる（図表Ⅱ-3-13）。

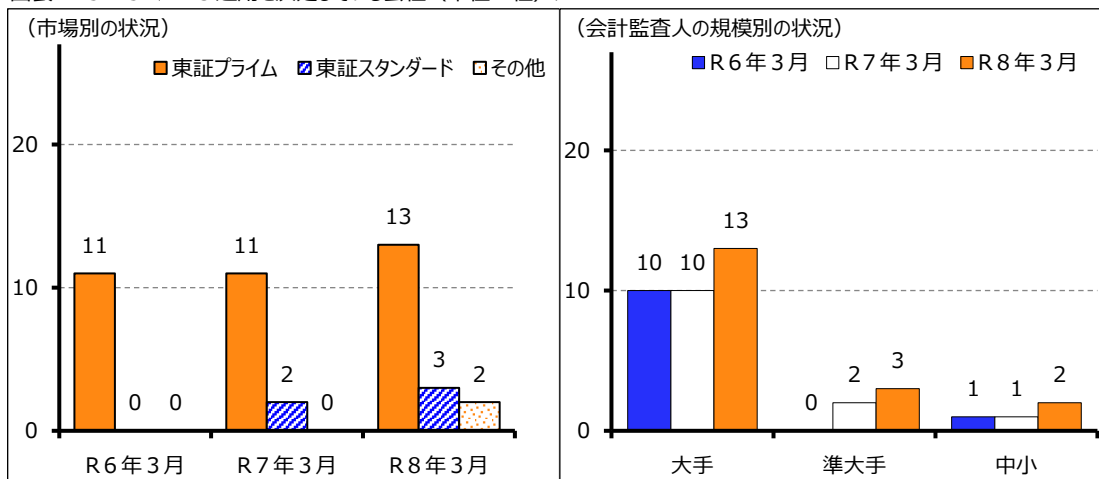
図表Ⅱ-3-12 <IFRS 適用会社（単位：社）>



(注) 令和 5 年 12 月 1 日付で PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となったため、会計監査人の規模別の状況における R 6 年 3 月期の旧 PwC 京都監査法人は大手に区分している。

(出典) 取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-13 <IFRS 適用を決定している会社（単位：社）>



(注) 令和 5 年 12 月 1 日付で PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となったため、会計監査人の規模別の状況における R 6 年 3 月期の旧 PwC 京都監査法人は大手に区分している。

(出典) 取引所データより審査会作成

(5) 新規上場 (IPO) 監査の状況

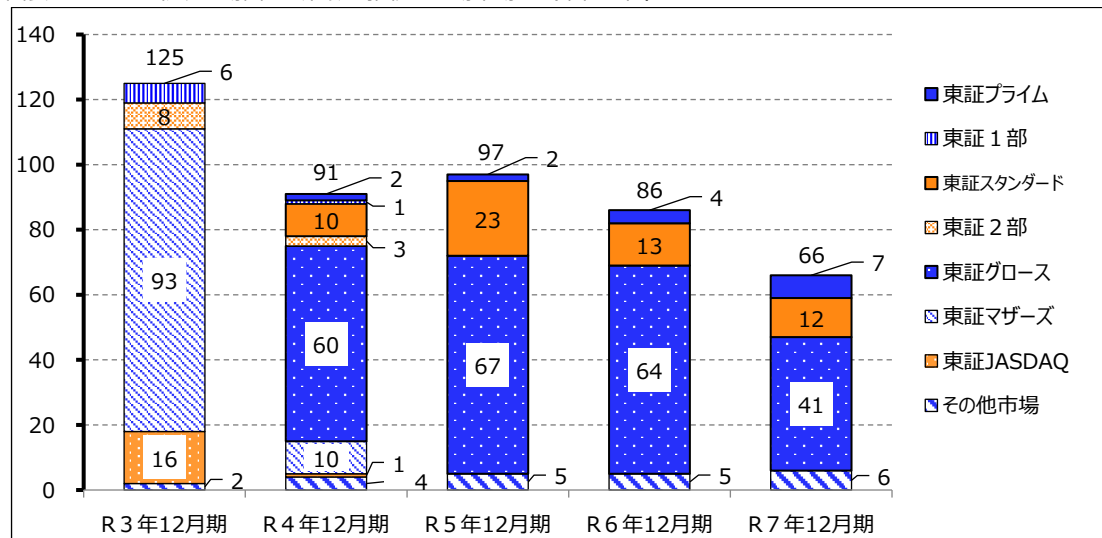
令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの期間（以下「令和 7 年 12 月期」という。）における新規上場国内会社数（TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market への上場を除く。）は 66 社と、前期の 86 社を大幅に下回った。上場市場別では、令和 12 年 3 月 1 日以降、上場維持基準のうち時価総額基準について、「上場 10 年経過後、時価総額 40 億円以上」から「上場 5 年経過後、時価総額 100 億円以上」への厳格化が決定された東証グロース市場において、新規上場会社数が 64 社から 41 社に大幅に減少した（図表Ⅱ-3-14）。

監査事務所の規模別シェアをみると、大手監査法人のシェアが引き続き高い（図表Ⅱ-3-15）。ただし、大手監査法人内での法人ごとのシェアは変動しており、それぞれの法人の業務運

営方針や IPO 関連業務の状況の変化等が反映されているものと考えられる。監査法人における IPO 監査の受嘱方針、組織体制等については、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 (4) 監査業務を実施する組織体制」(91 ページ) を参照のこと。

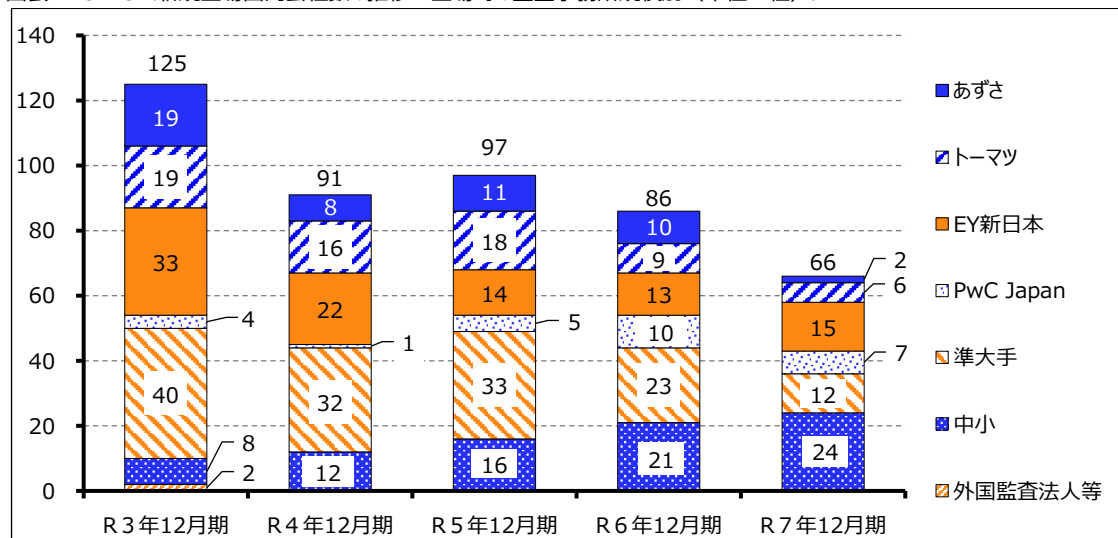
なお、令和 7 年 12 月期において、大手監査法人のシェアが 49%から 46%に、準大手監査法人のシェアが 27%から 18%にそれぞれ低下した一方、中小監査法人のシェアが 24%から 36%に上昇している。

図表Ⅱ-3-14 <新規上場国内会社数の推移：上場市場別（単位：社）>



(出典) 取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-15 <新規上場国内会社数の推移：上場時の監査事務所規模別（単位：社）>



(注) 令和 5 年 12 月 1 日付けで PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となった。合併前の PwC 京都監査法人が新規上場に関与したものは準大手に区分している。

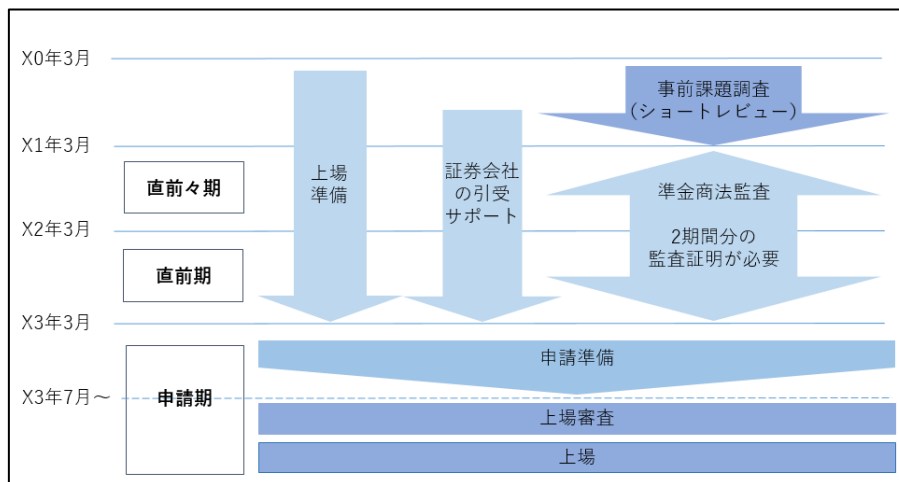
(出典) 取引所データより審査会作成

監査法人の多くは、IPO を支援することは企業を成長させ、経済社会の発展につながるため、IPO 監査を受嘱することを監査法人の使命として認識している。

ただし、IPO 監査は、被監査会社の内部管理体制が脆弱であるなどといった監査リスクが相対的に高い場合が多く、IPO の時点で既に不正な会計処理が行われていたような事案も発生している。これらを踏まえ、IPO 監査の受嘱に関しては、通常よりも契約リスク等を慎重に検討する方針を取っている監査法人が多い。

中小監査法人のシェアが増加した背景には、大手監査法人や準大手監査法人において、リソース不足の問題や、IPO 監査のリスクを考慮した監査工数に見合う監査報酬水準を高く求めていることがあり、中小監査法人の監査報酬の方が自社の事業規模に見合っていると、被監査会社に評価されていることなどが考えられる。

図表Ⅱ-3-16 <IPO までのスケジュール例（3 月期決算）>



（出典）審査会作成

■IPO 支援業務の状況■

株式の上場のためには、上場する期（申請期）の直前2期について、金商法第192条の2第1項の規定に準ずる監査（以下「準金商法監査」という。）が必要とされている。また、準金商法監査契約の締結前には一般的に事前課題調査（ショートレビュー）を実施することにより、上場に向けた課題を洗い出し、課題を解決していくことが上場準備作業の大きな流れである。IPO 準備会社は、事前課題調査や課題を解決していくための助言業務を監査事務所に依頼することも多く、監査事務所は、当該調査等を非監査証明業務として受嘱している。監査事務所が非監査証明業務として実施する IPO 関連の支援業務としては、例えば以下がある。

- ・事前課題調査（ショートレビュー）
- ・経営管理体制構築支援
- ・内部統制構築支援
- ・決算早期化支援
- ・上場申請書類の作成支援

中小規模監査事務所に対する報告徴収（令和7事務年度の対象は中小監査法人のうち44法人）によると、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況に関し、「監査証明業務を提供」又は「非監査証明業務を提供」しているとの回答率は、令和7事務年度において全体の59%であり、上述の上場時の監査事務所規模別のシェア率が示すとおり、中小監査法人による IPO 準備会社への業務提供機会が多い。また、一部の中小監査法人においては、IPO 準備会社への業務提供に注力した経営方針により、成長を続けている事例もみられる。

審査会としては、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査等を通じて、IPO 準備会社等に対する監査業務等の提供に係る課題の有無を確認していく。

■新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応■

新規上場会社において上場直後に会計不正が判明した事案の発生を受けて、株式会社東京証券取引所と日本取引所自主規制法人（以下、これらをまとめて「東証等」という。）を事務局とするIPO 連携会議³⁵は、令和7年12月12日に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」（以下「東証等会議資料」という。）を公表している。

東証等会議資料では、上場審査機能の質的向上及びIPO 関係者と連携・協力した再発防止の取組として、以下の対応を実施することが記載されている。

- ・不正リスクに応じた上場審査
- ・内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化
- ・経営者に向けた啓発活動等
- ・IPO 関係者との連携・協力
- ・自主規制法人における不正リスクに関する上場審査能力の向上に向けた取組

東証等会議資料を受けて、IPO 関係者の対応策として、協会は、令和8年1月26日に「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」（以下「協会通知」という。）及び「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」を公表し、日本証券業協会（以下「証券業協会」という。）は、令和8年3月18日に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」を公表している。また、東証等、協会及び証券業協会は、令和8年3月27日に、IPO 関係者の対応策の取りまとめとして「新規上場時の会計不正事例を踏まえたIPO 関係者の対応について」を公表した。

IPO 関係者の対応策の一つとして、新規上場時の会計不正事例を踏まえて、上場準備期間に監査法人が交代している場合、東証等及び主幹事証券会社が、前任監査人に対する交代経緯等の確認を上場審査時に実施することとしている。また、不正リスクに関する監査能力向上のための対応策として、IPO に関する監査法人のすそ野が中小規模監査事務所まで拡大している状況を踏まえて、協会は、登録上場会社等監査人の要件引上げの検討や監査人に対するモニタリングの強化等を実施することとしており、これらは、IPO に関与する監査法人にも影響を及ぼすものとなっている。

なお、協会通知では、会計不正事例に関する協会の監査実施状況について調査及び審査を行った結果に基づき、監査の社会的信頼性を維持向上させることを目的に、監査の基準等の要求事項を遵守する際、実際の会計不正事例を踏まえて特に注意すべき点を、6項目に区分して整理しており、特に、上場国内会社の監査先が少ない小規模監査事務所において、人的リソースや不正会計事例に関する実務上の経験が限られていることから、協会通知を参考に、改めてリスク・アプローチを適切に適用して、重要な虚偽表示リスクの識別・評価及び対応に取り組むことを求めている。

各公表資料の詳細については「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応 1. 中小規模監査事務所をめぐる動向」（135ページ）を参照。

³⁵ 日本取引所グループが、IPO を巡る課題について、証券会社・監査法人等の関係者と定期的に意見交換を行う場として、令和7年1月に設置した会議体

4. 外国監査法人等関係

(1) 外国監査法人等の制度

上場国内会社等が金商法の規定により提出する財務諸表には、原則として、我が国の公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないが、外国会社等の場合、金商法の規定により提出する財務諸表は、当該外国会社等の属する国の公認会計士等による監査証明を受けることが一般的である。このため、外国会社等に対しては、我が国の公認会計士等に相当する者により、金商法上の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合、例外として、金商法上の監査証明を受ける必要をなくし、監査証明を二重に受けることがないように手当てされている。

このような手当ての一方、我が国の資本市場の健全性を確保するために、平成19年の法改正において、金商法による開示対象となる外国会社等の財務諸表の監査を行う外国の公認会計士等に対して、金融庁長官への届出を求めている。

上記の届出を行った者を外国監査法人等とし（法第1条の3第7項、第34条の35第1項）、金融庁及び審査会の検査・監督の対象としている。

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」³⁶（平成21年9月公表）に基づき、原則として3年に一度、外国監査法人等に対する報告徴収を実施しており、直近では令和6事務年度に12か国・地域、28の外国監査法人等に対して報告徴収を行った。なお、審査会は、外国監査法人等に対する報告徴収や検査を実施する際の手続等について、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」³⁷を公表している。

(2) 外国監査法人等の状況

外国監査法人等の届出状況をみると、その所在地は、欧州が最も多く、次いでアジア・大洋州となっている（図表Ⅱ-4-1）。

国・地域別では、フランス、ケイマン諸島（各8法人）、米国、香港（各7法人）の順が多い。なお、外国監査法人等の届出状況については、金融庁ウェブサイトにおいて「外国監査法人等届出一覧」として随時更新・公表されている。

³⁶ 外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等を定めたもの（平成21年9月公表）

³⁷ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（令和6年6月最終改正）

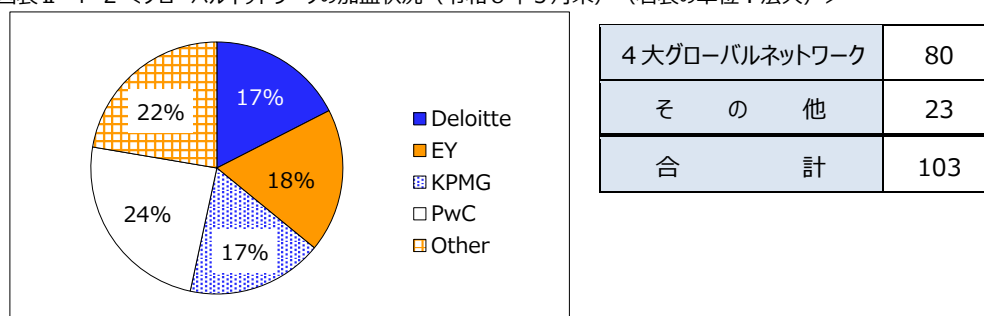
図表Ⅱ-4-1 <外国監査法人等の状況（令和8年3月末）>

	国・地域数	外国監査法人等数
欧州	16	61
アジア・大洋州	10	30
北米	2	10
中東	1	2
合計	29	103

（出典）金融庁ウェブサイトより審査会作成

外国監査法人等のうち、4大グローバルネットワークに加盟している外国監査法人等が約8割を占めている（図表Ⅱ-4-2）。

図表Ⅱ-4-2 <グローバルネットワークの加盟状況（令和8年3月末）（右表の単位：法人）>



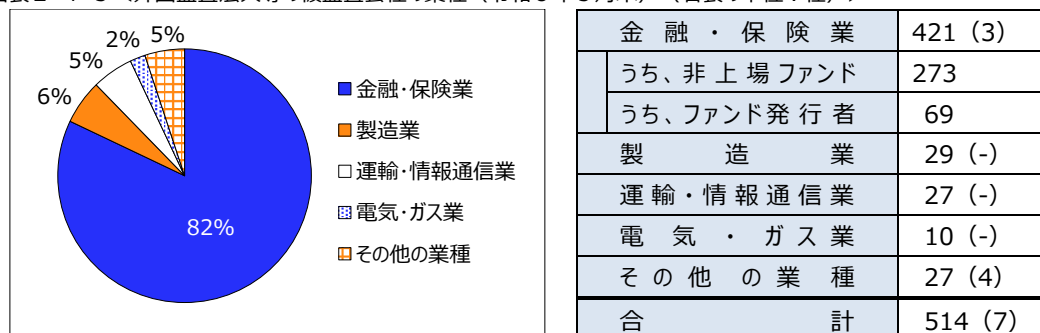
（注）金融庁に届出のある外国監査法人等のうち、監査法人名に4大グローバルネットワークの名称が含まれている先を集計
（出典）金融庁ウェブサイトより審査会作成

（3）被監査会社の状況

金商法の開示規制の対象となる外国会社等の有価証券は、我が国において、募集若しくは売出しが行われている、又は、取引所に上場している、外国会社が発行する株券のほか、外国会社の発行する社債券や、外国投資信託受益証券及び外国投資証券が含まれている。現在開示されている外国会社等のうち、その多くが非上場ファンド（外国投資信託受益証券及び外国投資証券）である。

外国会社等の業種は、「金融・保険業」が82%を占めており、「金融・保険業」の約65%が非上場ファンドである（図表Ⅱ-4-3）。

図表Ⅱ-4-3 <外国監査法人等の被監査会社の業種（令和8年3月末）（右表の単位：社）>



（注）括弧内の数字は、我が国の取引所に上場している会社数（ファンドを含む。）

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

1. 業務管理態勢

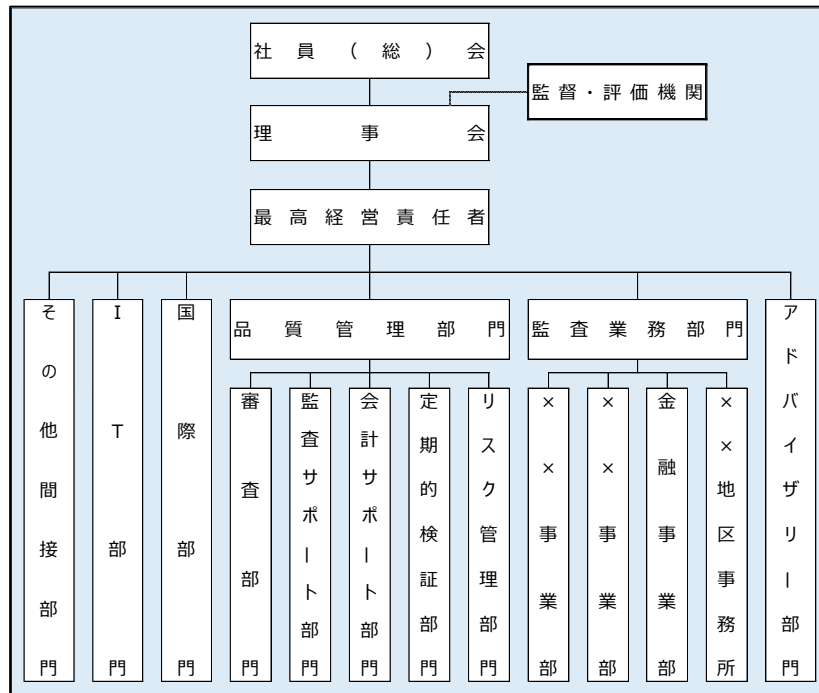
(1) 監査法人の組織体制

監査法人の組織体制における規模別の特徴は、以下のとおりである。

大手監査法人及び準大手監査法人は、最高意思決定機関である社員（総）会の下に設置した理事会や経営会議等において、重要な意思決定を行い、法人業務を運営している。また、業務運営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機関（監督・評価機関）を設置している。さらに、監査業務部門を地域又は業務内容に応じた複数の部門に分け、監査業務をサポートする品質管理部門等を設置するなど、中小監査法人と比べ、より機能に特化した体制を整備している（図表Ⅲ-1-1）。

なお、大手監査法人では、監査業務部門の中に、上場金融機関の監査を実施する金融事業部など、業種別の事業部を設置している。

図表Ⅲ-1-1 <大手監査法人及び準大手監査法人における組織体制のイメージ>



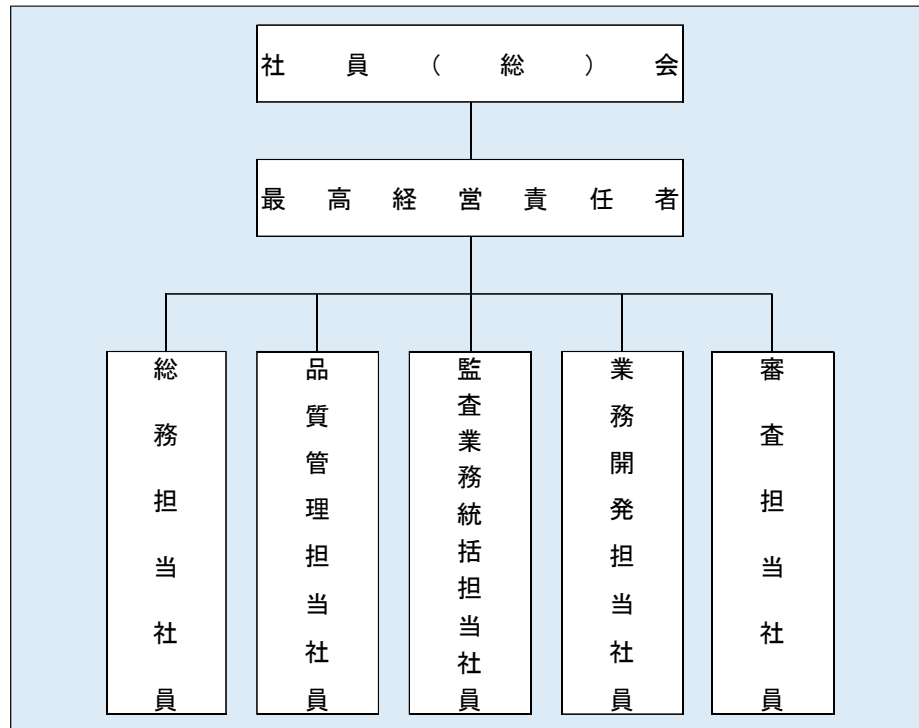
（注）準大手監査法人においては、上記の図表より簡素化しているところが多い。

（出典）審査会作成

一方、中小監査法人は、人員が限られることから、理事会等や監督・評価機関を設置せずに社員（総）会で直接意思決定を行い、監査業務部門を細分化していないことが多い。また、大半の中小監査法人は、品質管理についても部門は設けず、担当者を任命することなどにより対応しているが、品質管理の水準が担当者の能力や関与時間に依存することになり、また、知識や経

験が組織に蓄積されにくいなど、大手監査法人と比べ属人的な体制となっている（図表Ⅲ-1-2）。

図表Ⅲ-1-2 <中小監査法人における組織体制のイメージ>



（出典）審査会作成

監査法人の規模別の特徴は、以下のとおりである（図表Ⅲ-1-3）。

大手監査法人では、業務内容ごとに分化した組織に専任の担当者を計画的に配置しており、品質管理についても監査業務部門に一部の機能を持たせるなど、専門化・階層化することで監査品質を高める取組が行われている。最近では、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い監査業務部門へ移していく傾向にあり、各監査事業部に品質管理委員会を設置し、当該委員会が本部品質管理部門と連携しながら、各監査事業部における監査の実施状況をモニタリングしている事例がある。また、独立したモニタリング部門を設置し、品質管理体制の整備状況や運用状況の有効性をモニタリングさせている事例などもみられる。

準大手監査法人では、本部組織の人員増加などにより本部機能の強化を進めているが、監査現場に監査品質への意識を浸透させるための組織風土の醸成や監査リスクが高い監査業務をサポートする体制の構築などに課題がみられる。

中小監査法人では、品質管理について、一般的に監査業務を兼任している社員及び常勤職員が担当者に任命されており、個人事務所の運営など、社員の兼業が認められている場合が多く、また、職員に占める非常勤職員の割合が高いことなどから、社員及び常勤職員が品質管理に十分な時間を割けていない状況がみられる。

図表Ⅲ-1-3 <監査法人の規模別の特徴>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 250 人～約 550 人	約 40 人～約 100 人	～約 50 人(注)
常勤職員数	約 3,400 人～約 6,800 人	約 230 人～約 950 人	～約 120 人(注)
意思決定機関	・ 最高意思決定機関は社員(総)会 ・ その下に理事会や経営会議等の機関を設置	・ 最高意思決定機関は社員(総)会 ・ その下に理事会等の機関を設置	・ 社員(総)会で多くの意思決定を行う ・ 規模が大きい法人では、社員(総)会の下に理事会等の機関を設置
監督・評価機関	・ 理事会や経営会議等の経営執行機関を監督・評価する機関を設置 ・ 「指名（経営執行責任者を含む役職者の選任等）」、「報酬（役職者の評価、報酬の決定等）」、「監査（会計及び業務監査等）」の小委員会に加え、「公益（公益性の観点から経営執行を監視）」の小委員会を設置 ・ 独立性を有する第三者（以下「独立第三者」という。）を監督・評価機関や小委員会の構成員として活用	・ 監督・評価機関を設置しているが、その権限は大手監査法人と比べると限定されている ・ 「指名」、「報酬」、「監査」の小委員会を設置していない法人が多い ・ 独立第三者を監督・評価機関の構成員として活用	・ 小規模であることを理由に、監督・評価機関を設置せず、社員間で相互牽制を行う法人が多い ・ 独立第三者を選任して、業務運営上の会議等に参加させている法人や、経営評議会・経営監視委員会・監事会などの構成員として活用している法人が多い
業務運営機関の整備状況	・ 複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う ・ 金融専門の部門を設置 ・ 品質管理やリスク管理等の担当部門を設置	・ 複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う ・ 品質管理の担当部門を設置	・ 部門を設けず主要業務を担当する社員を任命する例が多い ・ 規模が大きい法人では、準大手監査法人に準じた部門を設置
事務所数	・ 三大都市（東京特別区、大阪市及び名古屋市）に加え、全国規模で地区事務所を設置している例が多い	・ 主たる事務所に加え、三大都市に事務所を設置している例が多い	・ 主たる事務所のための例が多い
品質管理部門の整備状況	・ 品質管理部門の下に、監査マニュアルの見直しや周知、会計処理の相談、IFRS や米国会計基準の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を設置 ・ 監査契約や独立性、監査リスクのモニタリング等のリスク管理を行う部門を設置 ・ 監査業務部門に品質管理の機能を持たせる例も多い	・ 品質管理部門の下に、リスク管理や会計処理の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を概ね設置している	・ 部門を設けず、品質管理担当として監査業務を兼任する社員を任命する例が多い ・ 規模が小さい法人では、代表者が品質管理担当を兼務する例もある

（出典）審査会検査、報告徴収及び業務報告書より審査会作成

（注）社員数及び常勤職員数が突出している 1 法人を除く。

（２）監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組

監査法人のガバナンス・コードは、平成 29 年 3 月に策定された。その後、法の改正（令和 4 年 5 月）に伴う関連政府令（令和 5 年 1 月公布、4 月施行）の規定により、上場会社等の監査を行う監査法人等に対して、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することが義務付けられることとなったことから、中小監査法人における受入れにも馴染む内容とすることなどを目的として、令和 5 年 3 月に改訂されている。こうした監査法人のガバナンス・コードに沿った体制整備義務は、令和 6 年 7 月 1 日（大規模監査法人にあっては、令和 5 年 7 月 1 日）以後開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されている。

監査法人のガバナンス・コードは、上場会社等の監査を担う監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されており、適用に当たって「コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する。）」の手法によることが想定されている。監査法人のガバナンス・コードに示されている五つの原則に関して、いかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、各監査法人がそれぞれの特性等を踏まえて自律的に対応することが求められている。

原則 1 監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

原則 2 組織体制（経営機能）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

原則 3 組織体制（監督・評価機能）

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

原則 4 業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

原則 5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

監査法人のガバナンス・コードの各原則の適用状況を監査法人の規模別にみると、大手監査法人及び準大手監査法人では、全ての原則を適用している。一方、中小監査法人では、一部の原則や指針を適用していない法人も一定数あり、特に監督・評価機能としての組織体制（原則 3）及び透明性の確保（原則 5）において適用しないとするものがみられる。

このように、監督・評価機能としての組織体制（原則３）及び透明性の確保（原則５）の適用状況について、規模によって差異がみられることから、ここでは、両原則に対する監査法人の取組状況について分析する。

① 監督・評価機能としての組織体制（原則３）

ア 独立第三者の活用による監督・評価機能の強化

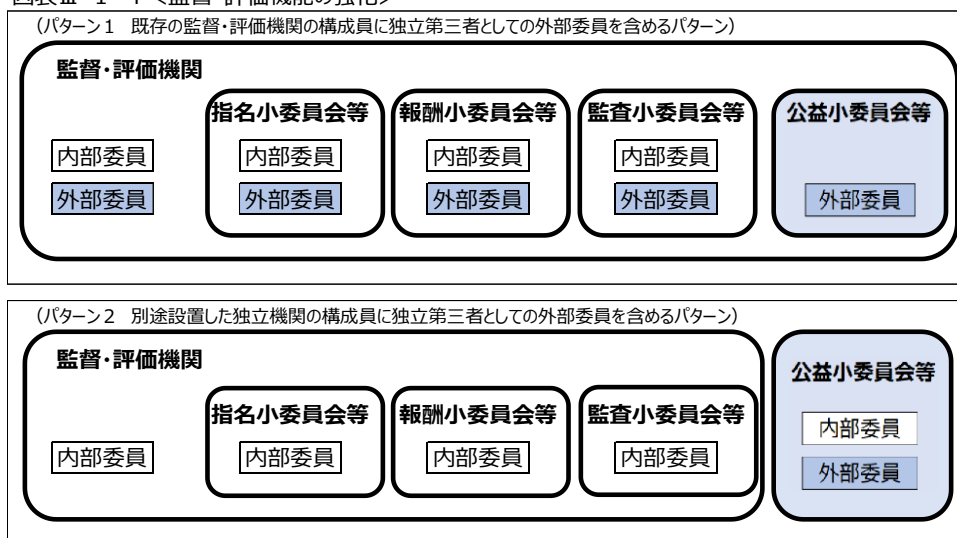
（ア）大手監査法人

大手監査法人では、監督・評価機能を強化するために、公益性の観点や独立第三者の知見を取り入れる取組を行っている。その方法として、既存の監督・評価機関の構成員に独立第三者を外部委員として含めるパターン（パターン１）と、公益委員会等の独立機関を別途設置するパターン（パターン２）がある（図表Ⅲ-１-４）。

パターン１では、独立第三者を外部委員として「指名」「報酬」「監査」の小委員会等の各プロセスに直接関与させるが、パターン２では、公益委員会等の独立機関を別途設置しており、各プロセスに直接関与させない。

なお、全ての大手監査法人は、それぞれが年次で公表する監査品質に関する報告書等において、「指名」「報酬」「監査」の各プロセスにおける独立第三者の関与の有無を記載している。

図表Ⅲ-１-４ ＜監督・評価機能の強化＞



（出典）審査会作成

（イ）準大手監査法人

準大手監査法人では、監査法人のガバナンス・コードの策定を機に、監督・評価機関として独立第三者を構成員に含む公益委員会等の独立機関を設置する取組を行っている。ただし、一部の法人を除き、「指名」「報酬」「監査」の小委員会等は設けていないため、「指名」「報酬」「監査」の各プロセスにおける独立第三者の関与は、

大手監査法人より限定的なものとなっている。

(ウ) 中小監査法人

報告徴収を実施した中小規模監査事務所（全て中小監査法人で 44 法人を対象）のうち 23 法人では、規模が小さく社員の相互牽制が働くとして、監督・評価機関を設置していないが、独立第三者を業務運営上の会議に参加させ、経営機能や組織的運営の実効性の向上を図るための助言や提言を受けていることを公表している例もみられる。

一方、監督・評価機関を設置している法人では、経営評議会、経営監視委員会、監事会などという名称の監督・評価機関の構成員として、独立第三者を活用している。

なお、「指名」・「報酬」・「監査」の各プロセスについては、具体的な手続を明らかにしていないところが多い。

イ 独立第三者の知見の十分な活用に向けた取組

(ア) 大手監査法人

上記②アにおいて記載した、公益性の観点や独立第三者の知見を取り入れる取組では、監査法人の組織的な運営、経営執行機関の構成員の選解任、評価及び報酬に関する事項等について、独立第三者に対する必要な情報提供を適時かつ適切に行い、独立第三者からの意見を適時に受けることが重要となる。

既存の監督・評価機関の構成員に独立第三者を含めたパターン（図表Ⅲ-1-4のパターン1）では、監督・評価機関等の会議に独立第三者が参加することを通じて独立第三者への情報提供を行い、独立第三者からの意見を受けている。また、監督・評価機関や各小委員会における独立第三者である外部委員の割合を高めることで、実効性の向上を図るための取組を行っている例もみられる。

一方、独立機関を別途設置しているパターン（図表Ⅲ-1-4のパターン2）では、内部委員等を通じて独立第三者への情報提供を行い、独立第三者からの意見を受けるほか、最高経営責任者等と定期的に意見交換を行うための機会を別途設けている。パターン2では、独立第三者が既存の監督・評価機関から独立した機関の構成員であることから、有効な議論が実施されるためには、独立第三者に対する必要な情報が適時かつ適切に提供されることが特に重要となる。独立第三者に対する必要な情報提供を適時かつ適切に行うという観点からは、独立第三者にグループ法人を含む経営執行機関の会議に出席する権限や資料要求の権限等を付与したり、独立第三者である外部委員を補佐する事務局を設置したりするなどの取組がみられる。

(イ) 準大手監査法人

準大手監査法人においては、公益委員会等の独立機関を設置し、独立第三者が当該機関の構成員となっているところが多い。この場合、独立第三者に対する必要な

情報提供が適時かつ適切に行われないと、監督・評価機関が十分に機能しない可能性がある。この点について、経営執行機関の会議に出席する権限や資料要求の権限を独立第三者に付与するなど、必要な情報提供の確保に留意しているところがある一方、独立第三者が主体的に情報を入手するための権限を定めていないところもみられる。

(ウ) 中小監査法人

中小監査法人において監督・評価機関を設置している場合、監督・評価機関は、内部の社員及び少数の独立第三者から構成されているところが多く、監督・評価機関を通じて独立第三者に情報提供を行い、経営執行機関の会議において意見交換を行っているところが多くみられるものの、独立第三者に提供する情報の範囲や出席する経営執行機関の会議の範囲は、各監査法人で異なっており、外部専門家の知見の活用程度にはばらつきがみられる。

ウ 独立第三者の経験・専門性

監督・評価機関の構成員に含める独立第三者については、各監査法人の規模やガバナンス体制、組織の課題の下で、期待される知見や経験を持つ者を選任する必要がある。また、独立第三者には、監査法人からの独立性に加えて、監査法人の被監査会社からの独立性についても考慮する必要がある。

大手監査法人及び準大手監査法人においては、一般事業会社の経営経験を持つ者の比率が高いほか、弁護士等の法曹関係者や省庁等出身者を選任しているケースが多く、中小監査法人では、弁護士等の法曹関係者や学識経験者を選任しているケースが多い。

なお、独立第三者の選任数については、大手監査法人では3人又は4人、準大手監査法人では1人から3人、中小監査法人では概ね1人となっている。また、大手監査法人及び準大手監査法人の一部では、独立第三者を監督・評価機関や「指名」・「報酬」・「監査」の小委員会の議長に選任することで、より実効性を高めている例もみられる。

② 透明性の確保（原則 5）

ア 監査法人のガバナンス・コードの各原則の適用状況及び監査品質向上に向けた取組状況の説明

（ア）大手監査法人

大手監査法人においては、監査法人のガバナンス・コードの各原則の適用状況及び監査品質向上に向けた取組状況について、監査品質に関する報告書等を年次で発行し、監査法人のウェブサイト公開している。監査品質に関する報告書等では、組織体制、品質管理、人材育成、法人のネットワーク等について詳細な説明を行い、近年は、監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicators）や監査へのテクノロジーの有効活用、非財務情報開示への対応に加え、新たな品質管理基準への対応についての説明も充実している。また、目指すべき姿（Vision）に対して重点的に取り組んでいく施策を具体的に説明している点が特徴的である。

（イ）準大手監査法人

準大手監査法人においては、組織体制と品質管理の説明を中心とした監査品質に関する報告書等を発行し、監査法人のウェブサイト公開している。監査品質に関する報告書等では、大手監査法人と同様に監査へのテクノロジーの有効活用や非財務情報開示への対応、及び新たな品質管理基準における評価について説明を行っている例がみられる一方で、大手監査法人より記載内容が簡略になっているところが多く、その中には、大手監査法人で記載されている中長期的に目指すべき姿に関連づけた AQI や、重点的に取り組む施策に関する説明がない監査法人もみられる。特徴的な取組として、品質管理に関する内部アンケートの結果など、監査品質向上に向けて構成員による現状評価を公表する例がみられる。

（ウ）中小監査法人

報告徴収を実施した中小規模監査事務所（全て中小監査法人で 44 法人を対象）のうち、43 法人が監査品質に関する報告書等を発行し、監査法人のウェブサイトに公開している。また、監査法人のガバナンス・コードの適用状況については、監査品質に関する報告書等の中で説明を実施している。監査品質に関する報告書等を発行していない監査法人は、今後、当該法人のウェブサイト公表する予定だとしている。

監査品質に関する報告書等では、協会が公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書作成のためのガイダンス」に例示として記載されている構成に従って作成されているケースが多く、準大手監査法人より記載内容が簡略になっており、その中には具体的な組織体制について説明がない例もみられる。

イ 監査品質指標（AQI）の開示

監査品質については、確立された定義がなく、直接測定することは困難である。このため、大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査法人の一部は、監査品質向上に向けた取組あるいはその成果を数値化した指標（AQI）を各法人の状況に応じて設定し、継続的にモニタリングすることを通じて監査品質の状況を把握しようとしている。なお、AQI は、監査法人がそれぞれの状況に応じて監査品質向上の状況をバランスよく示すよう選定するため、ある監査法人が掲載している AQI を他の監査法人が掲載していないことをもって AQI の設定不足であると判断することはできないことに留意が必要である。

（ア）大手監査法人

大手監査法人においては、いずれの法人も監査における IT やデリバリーセンターの活用を推進していることを受け、IT に関する AQI（投資金額、ツールの導入率など）を掲載している。このほか共通して掲載されている AQI は、品質管理システムの内部検証に関する AQI（定期的な検証で指摘された重要な不備数等）、社職員の平均研修時間、グローバル化への対応に関する AQI（海外勤務経験者の割合等）、ダイバーシティに関する AQI（女性社職員の比率等）である。

上記のほか、多くの法人が掲載している AQI として、品質管理体制に関する AQI（品質管理業務に携わる人員数等）、独立性に関する AQI（独立性に対する内部検証の結果等）、サステナビリティに関する AQI（サステナビリティ情報への対応人員数等）、外部機関による検査等の結果がみられる。

（イ）準大手監査法人

準大手監査法人においては、共通して掲載されている AQI は、監査品質に関する職員アンケート結果、人員構成、品質管理体制に関する AQI（品質管理業務に携わる人員数等）、独立性に関する AQI（独立性確認書の回答率、識別された違反件数等）、品質管理システムの内部検証に関する AQI（定期的な検証で指摘された重要な不備数等）である。

上記のほか、IT の活用に関する AQI として IT 投資額やデジタル対応人員数を掲載する法人もある。

（ウ）中小監査法人

中小監査法人においては、規模によって AQI の掲載状況にばらつきが見られ、全く掲載していないケースもある。監査業務収入上位の監査法人では、共通して人員構成や研修受講状況、特定の顧客に対する報酬依存度の状況について公表しているほか、多くの法人では、独立性に関する AQI、品質管理体制に関する AQI、品質管理システムの内部検証に関する AQI を掲載しているケースが見られる。

AQI の開示を行っていない監査法人においても、監査法人の規模や特性等を踏ま

えて資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、品質管理やガバナンス等での自らの取組を示す適切な指標を AQI に選定し、積極的に開示していくことが期待される。

ウ 監査品質向上に向けた取組についての資本市場参加者等との積極的な意見交換

(ア) 大手監査法人

大手監査法人においては、これまでも被監査会社の最高財務責任者（CFO）や監査役等との間では、監査品質に係るサーベイの実施や対話の機会を設けるなどの取組を行ってきた。近年では、機関投資家やアナリストを対象とした意見交換会を独立第三者も交えて開催するなど、より広い範囲の資本市場参加者等との対話の機会を設ける取組を行っている。

(イ) 準大手監査法人

準大手監査法人においても、被監査会社の最高財務責任者（CFO）や監査役等に対して監査品質に係るサーベイを実施している例がみられる。また、単独で意見交換会等を開催するのではなく、協会や取引所が開催する投資家向け討論会の場を利用している例がみられる。

(ウ) 中小監査法人

監査法人のガバナンス・コードの適用状況を公表した中小監査法人の多くでは、監査チームが被監査会社の最高財務責任者（CFO）や監査役等との間で意見交換をするにとどまっている。

監査法人のガバナンス・コードについては、法の改正に伴う関連政府令の施行によって、上場会社等の監査を行う監査法人に対して、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制が義務付けられたことにより、これまで監査法人のガバナンス・コードを採用していなかった多くの中小監査法人においても対応が求められることとなった。各監査法人等が、監査法人のガバナンス・コードをいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの規模・特性等を踏まえた自律的な対応が求められる。その際、協会が、これまでの自主規制における知見や経験を活用し、職業専門家団体としての十分な指導や監督機能を発揮していくことが期待されている。

(3) 監査法人の構成員の状況

① 社員・常勤職員の状況

大手監査法人では、一般的に公認会計士（公認会計士試験合格者等を含む。）の中
途採用割合は低く、公認会計士試験合格者を論文式試験の合格直後に採用することが多
い。採用された公認会計士試験合格者は、同じ法人で公認会計士となり、その一部が法人
内部での選考によりマネージャー等に昇進し、更にその一部が社員に登用されるのが一般的で
ある（詳細は「Ⅱ．監査業界の概観 2．監査事務所の状況 （1）監査法人の組織」
（51 ページ）を参照のこと）。

一方、準大手監査法人及び中小監査法人では、公認会計士試験合格者の十分な採
用が困難な法人が多く、中途採用者の割合が高くなる傾向にある。それらの法人では、主に
大手監査法人を退職した公認会計士を中途採用するなどして、監査業務等に必要な人員
を確保するように努めている。

なお、監査法人を新たに設立する場合も、大手監査法人を退職した公認会計士が設立
するケースが多い。

社員・常勤職員数の推移を監査法人の規模別にみると、大手監査法人では、令和 3 年
度以降増加傾向にあったが、令和 7 年度において減少に転じている。これは、特定の手
監査法人において、非監査証明業務の一部が監査法人グループ内の別法人に移管されたこと
による人員の減少が影響している。準大手監査法人では、令和 3 年度以降増加傾向にあ
ったものの、令和 5 年度に PwC 京都監査法人が PwC あらた有限責任監査法人と合併した
ことに伴い、令和 6 年度に一時的に減少し、令和 7 年度には再び増加に転じている。中小
監査法人でも、新たな監査法人の設立や業務の拡大などにより、令和 2 年度以降増加傾
向が続いている。

上述した業務移管や合併による影響を考慮した上で、人員構成別の推移をみると、公認
会計士試験合格者等の人員数は、どの区分の規模の監査法人でも増加傾向にあり、社員・
公認会計士（公認会計士試験合格者を含む。）以外の人員数も、どの区分の規模の監
査法人でも増加傾向にある。直近のデータにおける総人員数に占める社員・公認会計士
（公認会計士試験合格者等を含む。）以外の人員の割合は、大手監査法人では 37%、
準大手監査法人では 26%、中小監査法人では 25%となっており、令和 3 年度（中小監
査法人は令和 2 年度）の 33%、30%、27%と比べ、大手監査法人のみで増加している
（図表Ⅲ-1-5）。

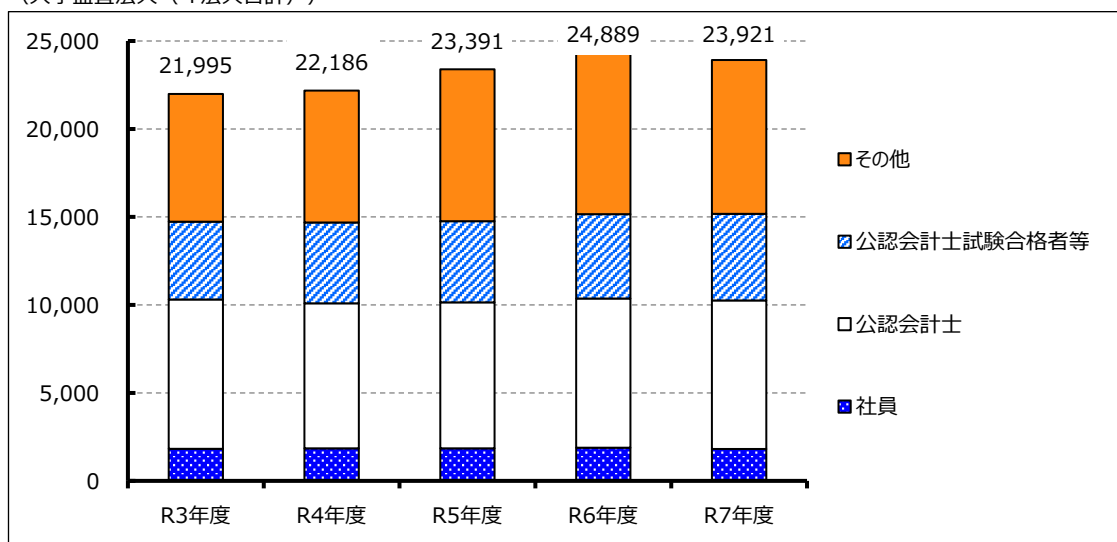
監査法人は、被監査会社における IT 化の進展への対応や業務の効率化、人手不足の
緩和のほか、公認会計士をより専門的な判断を要する業務へ注力させることなどを目的に、
社員・公認会計士（公認会計士試験合格者等を含む。）以外の人員を増加させており、
特に大手監査法人においては、この動きが顕著である。これらの人員は、被監査会社の IT 領
域に関する監査の実施や監査チームが実施する IT を活用した監査手続のサポート等を行う
IT 専門家、残高確認状の発送及び受取、各種報告書類の準備、データ整理等の監査補

助業務を行う監査アシスタント等により構成されている。

大手監査法人の中には、監査アシスタントの業務内容・業務手順、能力開発、担当業務の割当てなどを一元的に管理する専門部署を設置することにより、より効率的な運用を行っている例もある。

図表Ⅲ-1-5 <社員・常勤職員の人員数の推移（単位：人）>

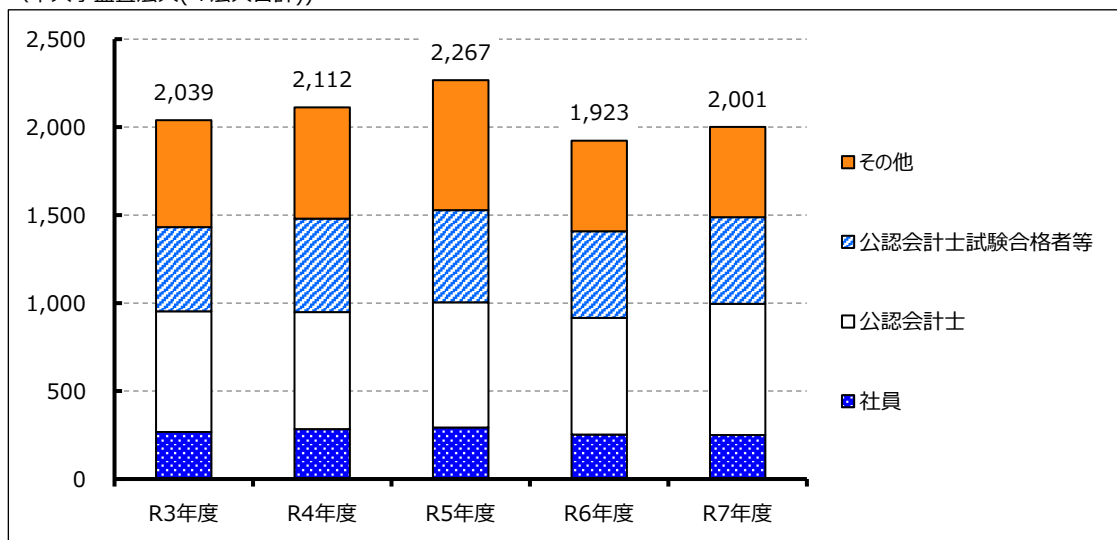
（大手監査法人（4法人合計））



（注）令和5年度のPwC京都監査法人の人数は、準大手監査法人に含めて集計している。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

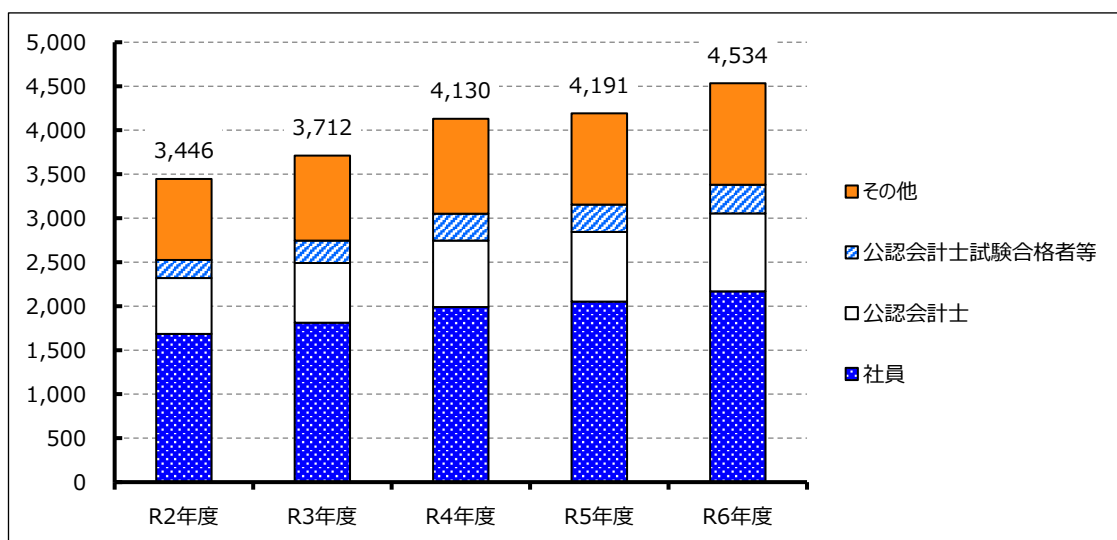
（準大手監査法人（4法人合計））



（注）令和5年度のPwC京都監査法人の人数は、準大手監査法人に含めて集計している。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

(中小監査法人)



(注1) 中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和7年度分は未集計となっているため、中小監査法人は令和6年度までが対象

(注2) 中小監査法人の法人数は各年度により異なり、令和6年度は281法人を集計している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

② 社員の兼業

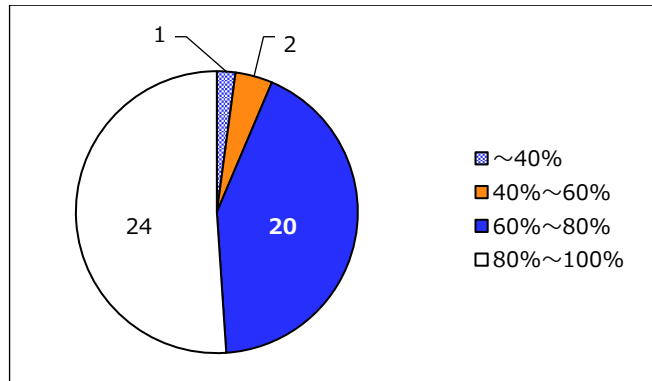
大手監査法人は、社員に対して、税理士事務所、個人事務所等との兼業を原則として認めていない。

準大手監査法人についても、大手監査法人と同様に社員の兼業を認めていないところもあるが、兼業している社員数の割合が社員総数の5割程度になっている法人もあり、協会における業務や税務を行う個人事務所の業務などを兼業したとしている。なお、各社員の総労働時間に占める監査法人業務に従事した時間の割合を社員一人当たりで算出したところ、社員の兼業を認めている準大手監査法人においても、兼業者を含めた社員が監査法人業務に従事した時間の割合は9割を超えている。

中小監査法人では、社員加入時において、既に個人で税理士事務所を営んでいるケースもあることから、ほとんどの監査事務所で兼業を認めている。

なお図表Ⅲ-1-6は、中小監査法人に対する検査及び報告徴収で把握した、各社員の総労働時間に占める監査法人業務に従事した時間の割合を社員一人当たりで算出したものを示している。

図表Ⅲ-1-6 <中小監査法人（47 法人）の社員が監査法人業務に従事した時間割合別の法人数（単位：法人）>



（出典）令和 7 事務年度審査会検査及び報告徴収における社員の自己申告に基づき、審査会作成

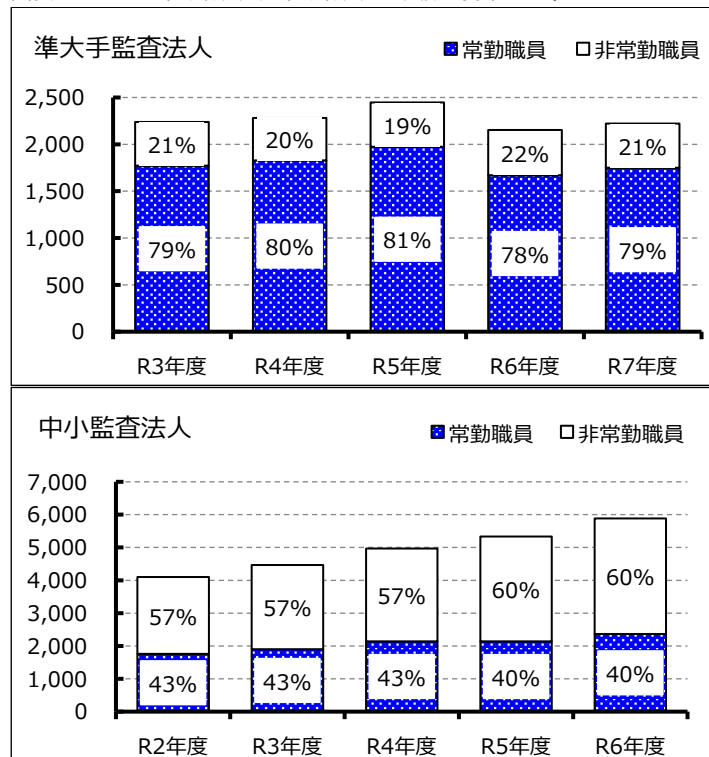
③ 非常勤職員

大手監査法人において、職員に占める非常勤職員の割合は約 2 %と極めて低い。

準大手監査法人において、職員に占める非常勤職員の割合は 2 割前後で推移している。

中小監査法人においては、職員に占める非常勤職員の割合は 6 割程度で推移しており、業務運営において必要な監査補助者を、非常勤職員に依存している状況がみられる（図表Ⅲ-1-7）。特に、法人数で中小監査法人全体の約 7 割を占める常勤職員 4 人以下の法人においては、職員に占める非常勤職員の割合は約 9 割となっている（図表Ⅲ-1-8）。

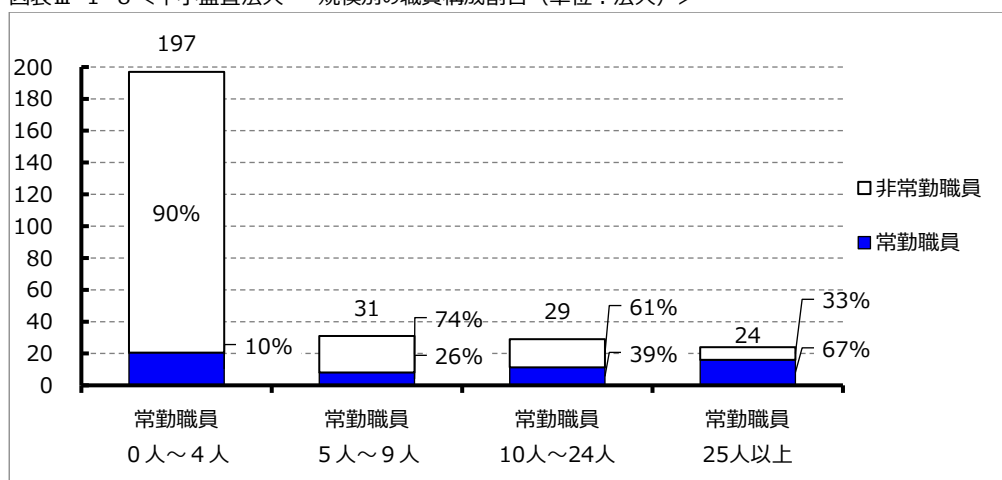
図表Ⅲ-1-7 <常勤職員、非常勤職員の人員数（単位：人）>



（注）令和 5 年度の PwC 京都監査法人の人数は、準大手監査法人に含めて集計している。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

図表Ⅲ-1-8 <中小監査法人 - 規模別の職員構成割合（単位：法人）>



（注）令和6年度に各中小監査法人から提出された業務報告書に基づき、281法人を常勤職員数で区分し、職員数合計に占める常勤・非常勤職員の構成割合を算出

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

（４）監査業務を実施する組織体制

監査業務を実施するのは個々の監査チームであり、監査業務の品質水準の向上のためには、監査チームが適切に職業的懐疑心³⁸を発揮し、適切なリスク評価手続とリスク対応手続を実施することが必要である。そのため、審査会では、個別監査業務の検査を通じて監査チームの状況を把握するとともに、その他のモニタリング活動を含めて監査業務の実施状況の把握に努めている。ここでは、監査チームの状況について記載する。

監査チームは、通常、監査責任者である業務執行社員、監査補助者である公認会計士及びその他の監査補助者から構成され、その他の監査補助者には、公認会計士試験合格者等、監査アシスタント（公認会計士等の財務諸表監査に関連する資格を有さない職員）が含まれる。この他に、被監査会社の事業活動が複雑又は大規模である場合には、内部専門家であるIT専門家や税務専門家等、状況によっては、グループ法人の企業価値評価の専門家や不正対応の専門家等が監査チームに加わることもある。大手監査法人における大規模国内上場会社の監査チーム（注1）の一般的な職階別編成は、図表Ⅲ-1-9のとおりである。

また、「（５）監査業務をサポートする組織態勢」（94 ページ）に記載のとおり、大手監査法人は、現場の公認会計士の事務的な業務を低減する施策を講じており、当該施策の進展によって、監査チームの人数や職階別編成は今後変化していく可能性がある。

³⁸ 誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢

図表Ⅲ-1-9 <事例：大手監査法人における監査チーム編成（大規模国内上場会社）と主な役割>

		職階	主な役割
監査責任者 3 人		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士 A	シニアマネージャー・マネージャー	監査チームの統括、監査業務の統括
	公認会計士 B	シニアマネージャー・マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士 14 人	マネージャー・シニアスタッフ	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 12 人 （公認会計士試験合格者等）	スタッフ	重要な監査領域以外の監査手続
	その他の監査補助者 （監査アシスタント） 2 人	アシスタント	データ加工、事務的な証憑突合等の重要な判断を伴わない作業、 残高確認状の発送・回収管理、監査調書の管理
	内部専門家 23 人（注 2）	パートナー、 マネージャー、 シニアスタッフ等	被監査会社の IT 統制の評価、法人税等の処理の検証、退職給付債務 の妥当性の検証、不動産評価額の検証、企業価値評価の検証等の監 査手続

（注 1）被監査会社の連結売上高約 1.8 兆円、監査時間約 13,000 時間の監査チームの事例

（注 2）内部専門家は、必要に応じて監査チームに配置される。

（注 3）監査アシスタントは、上表以外に別途設置したデリバリーセンターに所属する人員が業務に従事している。

（出典）審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

監査チームの構成の一般的な特徴は、以下のとおりである。

大手監査法人では、監査責任者の指示監督の下、重要な監査領域の監査手続は経験の長い公認会計士等の監査補助者が担当し、重要な監査領域以外の監査手続は経験の浅い公認会計士及び公認会計士試験合格者が中心となって担当する構成となっている。監査アシスタントは、残高確認状の発送等の事務作業を通じ、監査業務を補助している。また、大手監査法人では前述のように、監査アシスタントの行う業務について、別途設置したデリバリーセンターなどに集約し、公認会計士の業務負担を軽減することで、公認会計士が専門的な判断を要する業務に注力できるようにする施策を講じている。

準大手監査法人では、監査チームの人員が限られるものの、大手監査法人と同様に監査チームメンバーの能力に応じた作業分担を基本としたチーム構成となっている。一部の準大手監査法人においては、監査アシスタントの採用を継続的に強化している状況もみられている。

また、中小監査法人では、監査チームの人員が限られていることから、非常勤職員で監査補助者を確保することが多いものの、監査チームに十分な監査補助者を配置することが困難な例もある。そのため、監査責任者が監査手続を実施するなど、大手監査法人と比べ、監査責任者の果たす役割が大きくなる傾向にある（図表Ⅲ-1-10）。

<金融機関の監査における監査チームの構成>

業態や適用される会計・監査手法などが一般事業会社と大きく異なる上場金融機関の監査

について、大手監査法人においては、金融機関の監査を行う金融事業部などの部署を設置し、専門的な知識や経験に基づいた監査の実施を可能とするための仕組みを構築している。また、上場金融機関の監査に従事する監査チームの編成に際しては、金融事業部に所属する人員を中心に監査チームを編成したり、監査責任者には金融事業部に所属する人員を選任したりするなど、金融機関の監査に関する知見がある者を関与させている。

＜IPO 監査における監査チームの構成＞

近年、IPO 監査の実施に特化した組織を設置している監査法人はなかったが、令和 6 年 6 月に、一部の大手監査法人が、IPO 監査を実施する専門部署を設置している。その他の監査法人においては、通常の監査業務部門が IPO 監査も実施しており、このうち大手監査法人及び準大手監査法人では、IPO 固有のリスク（内部統制の脆弱性等）に適切に対応するため、IPO 監査の経験が豊富なメンバーを監査事業部や監査チームへ優先的に配置するなどの対応を行っている。

また、大手監査法人及び準大手監査法人の多くにおいては、IPO を見据えた一般事業会社から IPO 関連業務の依頼があった際の窓口機能や、IPO 監査に関する監査品質の維持・向上等を担う特別な組織として、IPO 関連業務を支援する部署等を設置している状況がみられる。

図表Ⅲ-1-10 <監査法人規模別の一般的な監査チーム編成と主な役割>

		大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
監査責任者		・ 重要な監査領域の決定と監査リスクの評価 ・ 監査補助者が作成した監査調書の査閲 ・ 経営者、監査役等とのコミュニケーション	・ 重要な監査領域の決定と監査リスクの評価 ・ 監査補助者が作成した監査調書の査閲 ・ 重要な監査領域の監査手続の実施 ・ 経営者、監査役等とのコミュニケーション	・ 重要な監査領域の決定、監査リスクの評価及び監査計画の立案 ・ 監査補助者が作成した監査調書の査閲 ・ 監査手続の実施（重要な監査領域の監査手続の実施を含む。） ・ 経営者、監査役等とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士（注）	・ 監査計画の立案 ・ 重要な監査領域の監査手続の実施 ・ その他の監査補助者が作成した監査調書の査閲	・ 監査計画の立案 ・ 監査手続の実施（重要な監査領域の監査手続の実施を含む。） ・ その他の監査補助者が作成した監査調書の査閲	・ 監査手続の実施（データ分析、残高確認状の発送・回収管理、監査調書の整理を含む。） ・ その他の監査補助者が作成した監査調書の査閲
	公認会計士試験合格者等	・ 重要な監査領域以外の監査手続の実施	・ 重要な監査領域以外の監査手続の実施	・ 重要な監査領域以外の監査手続の実施 ・ 小規模な法人では、採用していないところが多い。
	監査アシスタント	・ データ加工や事務的な証憑突合等の重要な判断を伴わない作業 ・ 残高確認状の発送・回収管理、監査調書の整理	・ データ加工や事務的な証憑突合等の重要な判断を伴わない作業 ・ 残高確認状の発送・回収管理、監査調書の整理	・ 採用していないところが多い。

（注）中小監査法人の公認会計士は、非常勤職員であることが多い。

（出典）審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

（５）監査業務をサポートする組織態勢

近年、被監査会社の規模の拡大や業務の複雑化・国際化が進展している。このような状況において監査チームが適切な監査を実施するためには、専門知識の提供や情報技術を利用したツール・システムの開発等に加え、業務の効率的かつ効果的な実施に資するような態勢の構築など、監査事務所が監査チームをサポートする必要がある。

そのため、審査会のモニタリングでは、個別監査業務の実施状況のみならず、監査事務所が整備した業務の適正性を担保するための措置（監査業務をサポートする態勢）が監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかを重視している。

ここでは、監査業務をサポートする態勢の概要を説明するとともに、監査上のリスクを把握する

態勢や情報技術を利用したツール・システムの開発、及び事務作業の分業を推進する取組について、主に大手監査法人の事例を紹介する。

ア サポート態勢の概要

大手監査法人では、品質管理部門に 100 人以上の専門要員を配置しており、また、業務の適正性を担保するために、契約管理部門、モニタリング部門、会計サポート部門、監査サポート部門、審査部門、IT 部門、海外対応部門、リスク管理部門等を設置している（図表Ⅲ-1-11）。なお、審査及び定期的な検証の状況については、「2. 監査業務に係る審査の状況」（113 ページ）及び「3. 品質管理システムの監視」（115 ページ）を参照のこと。なお、複数の大手監査法人において、監査業務部門内における品質管理機能を強化し、法人の品質管理に関する適時な情報収集と監査チームのサポートを行う施策を講じている例がみられる。また、大手監査法人を中心に、監査調書の電子化に加え、仕訳データの異常値を識別する分析ツールや、不正リスクを識別するためのツール、オンラインで監査チームと被監査会社間で情報や資料のやり取りを円滑に行うためのコミュニケーションツールなどが導入されている（なお、監査業務における IT 化の進展については、「（6）監査における IT の活用とサイバーセキュリティに関する取組状況 ア 監査業務における IT 化の進展」（98 ページ）を参照のこと）。

さらに、大手監査法人では、公認会計士等が専門的な判断を要する業務に注力するために、残高確認状の発送・回収業務、有価証券報告書等の開示内容のチェック、公認会計士等が監査で使用するデータの入力や加工等の単純作業のみならず、内部統制に係る運用評価手続などの一部の監査業務におけるチェック作業を担う組織を構築している事例がみられる。このような組織の所在については、法人の既存の拠点に設置されている事例や、新たに東京近郊や地方都市に設置する事例がみられる。また、このような組織では、監査アシスタントにより業務が行われていることから、監査アシスタントに対し所定の研修を受講させ、公認会計士等が監査アシスタントの業務をチェックするなど、業務に係る一定の品質を確保するための指導・監督を行うこととしている。なお、残高確認業務に関しては、大手監査法人の共同出資により、平成 30 年 11 月に会計監査確認センター合同会社が設立され、債権・債務残高確認システムを共同開発し、残高確認業務に係るオンライン上のプラットフォームを提供するほか、残高確認状の発送業務等を受託している。

このように、財務基盤が比較的安定しており、多様な人的資源を擁する大手監査法人においては、情報技術を用いた様々なツールの開発や事務作業の分業を推進するなど、監査チームの作業を効率化するためのサポートを一層強化していく方針である。

準大手監査法人では、大手監査法人と比較して規模は小さいものの、大手監査法人と同様に品質管理部門を設置している。また、海外のメンバーファームが用いる調書管理システムの採用や市販の電子監査調書システムを導入するといった形で、監査調書の電子化が浸透している。中小監査法人では、品質管理部門を設置せず、品質管理担当責任者を任命している、又は、最高経営責任者が品質管理担当責任者を兼務している事例が多くみられる。多くの中小監査

法人では、監査調書の電子化が進んでいないため、市販のソフトウェアを利用するなどして、紙面の監査調書を作成した上で、クラウドやサーバー内で電子的に保存している。

なお、前述の会計監査確認センター合同会社では、準大手監査法人及び中小監査法人による利用拡大を目指して、それらの監査法人におけるシステム整備などを議論する「残高確認電子化の拡大に向けた監査法人協議会」が令和6年10月に設置されている。

図表Ⅲ-1-11 <大手監査法人におけるサポート態勢の事例>

サポート部門		役割
品質管理部門	契約管理部門	監査契約の締結などの承認等
	会計サポート部門	会計基準・会計処理に関する専門的な問合せへの対応等
	監査サポート部門	監査の基準・マニュアルへの対応、監査手続に関する専門的な問合せへの対応等
	モニタリング部門	日常的監視、定期的な検証、品質管理システムのモニタリングと評価等
	審査部門	審査体制の整備及び運用、審査担当者による審査を採用している場合でも、重要性又はリスクの高い個別の検討事項について、より上位の審査を実施
IT 部門		被監査会社の IT 領域に関する監査の実施、監査チームが実施する IT を活用した監査手続のサポート等
海外対応部門		海外現地情報の収集・提供、各国メンバーファームとの連携の支援等
リスク管理部門		職業倫理や独立性に関する問合せへの対応、リスク情報の収集・分析、不正リスクへの対応のサポート等

(出典) 審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

イ リスク情報の管理

監査事務所は、リスクの高い監査業務や不正リスクに対応するため、リスク情報を横断的に管理する態勢を整備・運用している。具体的には、大手監査法人では、下表のような対応をしている事例がみられる（図表Ⅲ-1-12）。

図表Ⅲ-1-12 <大手監査法人におけるリスク情報の管理態勢の事例>

〔リスク管理部門の対応〕	
・	過去の不正事例をデータベース化して監査法人内に情報共有
・	過年度や期中の情報収集を通じてリスクの高い監査業務を選別し、監査チームのモニタリングやサポートを実施
・	不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、監査法人内外から専門的な見解を得るための体制の整備、及び上位の審査の実施を指示
・	監査法人内部又はグループ法人に不正調査の専門チームを設置
・	監査法人内部又は外部からの通報の窓口を設け、内部通報制度及びホットラインを整備・運用
・	法人内の不正事例を取り上げた実効性の高い不正事例研修の実施
〔監査チームの対応〕	
・	データ分析ツールを利用した不正リスクへの対応
・	不正リスクへの対応や高リスクの検討事項について、品質管理に関連する部門への専門的な見解の問合せの実施、上位の審査の受審
・	リスクに対応した監査実施のためのリソースの確保

(出典) 審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

■大手監査法人における適切な職業的懐疑心の発揮に向けた取組■

監査基準（令和2年11月改訂）では、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」とされ、また、監基報240「財務諸表監査における不正」（令和6年9月最終改正）では、「不正による重要な虚偽表示リスクについては、その評価、対応する監査手続の実施、入手した監査証拠の評価に際し不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を看過することがないよう、職業的懐疑心を発揮しなければならない」とされている。

職業的懐疑心とは、「誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢」のことであり、国際的には、「疑問を持つ心（Questioning Mind）」と「監査証拠を批判的に評価する姿勢（Critical Assessment of Audit Evidence）」の二つの要素で成り立つとされているが、これらに加え、実務において重要だと考えられているのは、「矛盾や兆候を見逃さない姿勢」である。

協会が令和7年7月23日に公表した「上場会社等における会計不正の動向（2025年版）」によると、令和7年3月期に会計不正を公表した上場会社等の数は、前年同期の45社を上回り、56社になったとのことであり、令和3年3月期から連続してその数が増加している状況にある。

財務情報の信頼性について社会からの懸念が高まっている中、監査人においては、適切な職業的懐疑心を発揮して監査を実施することの重要性を再認識する必要がある。

本コラムでは、適切な職業的懐疑心の発揮に向けた大手監査法人の取組を紹介することとし、主な取組としては以下のようなものがある。

- ・経営層や品質管理部門から社員・職員に対して、職業的懐疑心の発揮を含む監査品質の重要性に関するメッセージを継続的に配信
- ・充実した不正事例研修の実施
- ・AIやテクノロジーを活用した不正検知ツールの導入により、不正リスク評価をサポート

監査法人の業務運営上、職業的懐疑心の発揮は、「コストのかかる行動」（例えば、検証作業の深掘りや追加手続の実施による監査工数の増加、被監査会社に対してや監査チーム内で対立が生じることによる業務の遅延等）であるとも評されているので、専門要員には、その発揮において心理的な障壁を感じる場合がある。

大手監査法人の取組のうち、メッセージの発信内容には、監査品質が第一であるという経営最高責任者の姿勢（Tone At The Top）を明確に示すことや、監査品質の向上につながる良い行動（Good Behavior）の称賛、個々人が積極的に声を上げる（Speak-Up）ことの奨励等が含まれ、専門要員の心理的安全性を確保する目的もある。

また、不正事例研修の実施については、専門要員の職業的懐疑心を醸成するために、ディスカッション形式での開催や、法人内で実際に発生した事例を取り上げた講義の実施、不正等が要因となった訂正監査事案を担当した社員による監査対応の振り返りを共有して臨場感のある研修を実施するなど、内容等の工夫がみられた。

さらに、不正リスク評価のサポートについては、データ及びデジタル技術に基づく不正リスクのスコアリング結果を監査チームに提供、不正の兆候把握にAIやテクノロジーの活用を推奨、不正対応の専門家との連携強化等、専門要員が十分かつ適切な職業的懐疑心を発揮できるよう、実務面での改良に努めている。

会計不正が増加傾向にある中で、監査事務所は、監査品質の維持及び向上のために、専門要員に対して適切な職業的懐疑心を発揮することの重要性を継続的に啓蒙していくことが求められる。

（６）監査における IT の活用とサイバーセキュリティに関する取組状況

ア 監査業務における IT 化の進展

近時、大手監査法人や準大手監査法人を中心に、AI の利用を含む監査業務における IT の活用が一層進展してきている。背景としては、社会全体の IT 化が進んだことに伴い、被監査会社が保有する会計記録や取引記録等のデータの電子化が著しく進んでいることや、監査事務所においても、「働き方改革」などに伴い、監査業務をより効率的に、かつ効果的に実施する必要があることなどが挙げられる。このような状況は、監査のあり方にも影響を及ぼしており、大手監査法人や準大手監査法人においては、所属するグローバルネットワークと共同で、又は独自に、IT を活用した監査手法の導入や開発を積極的に進めている。

ここでは、監査事務所がどのように監査手法を変化させてきているか、近年の方向性について紹介する。

① 監査ツールの共通化

グローバルネットワークに所属する監査法人は、所属しているグローバルネットワークが提供する監査ツールを使用している（詳細は「（７）企業の海外展開への対応 イ グローバルネットワークとの提携の状況」（106 ページ）を参照のこと）。当該監査ツールには、監査調書の作成・保管機能のみならず、被監査会社とのデータ・資料の授受を安全に実施する機能や、子会社監査チームを含む監査の進捗状況を適時に把握できる機能などの監査支援ツールが含まれている。

また、研究開発・運用をグローバルネットワークが一括して行うことで IT 投資の効率化を図っており、グローバルネットワークへ監査ツールの不具合や改善要望等をフィードバックすることで、セキュリティ向上及び機能の洗練化が図られる利点もある。

一方で、日本の監査法人が独自に分析ツールの開発・導入を進め、不正会計予測モデルとして実用化している事例もある。

② 作業の自動化（RPA³⁹）

従来、監査手続を実施するに当たり、データ加工や集計等の定型化された作業についても、公認会計士等が自ら行っていた。近年、監査支援ツールの導入が進められ、当該ツールの中には、データ抽出から分析までをワンストップで行うことができる機能が含まれているものがある。当該機能により、被監査会社の基幹業務システムからデータを一括取得し、監査支援ツール内で分析に必要な情報を抽出した後、分析結果を自動で生成するなど、データの加工、監査調書ドラフト作成等の自動化が進められている。

³⁹ Robotic Process Automation の略。人工知能等の技術を活用した、オフィス業務の効率化や自動化に向けた取組。人間と同じようにソフトウェア等の操作を行うソフトウェアロボットによって実現されている。「デジタルレイバー」や「仮想的労働者」ともいう。

③ データアナリティクスの高度化・広範化

監査支援ツールの導入が進む中、当該ツールの機能向上も図られ、被監査会社の全会計データを活用した多面的な分析が可能となっている。現在、これら多面的な分析結果の多くは、監査計画の立案時におけるリスク評価において使用されているが、今後は、監査意見の形成に至る全ての監査プロセスで利用されることが見込まれている。

また、従来は、被監査会社の財務情報を基に不正会計等の兆候を測るリスク分析を行っていたが、AIの進展により、非財務情報を用いた不正予測ツールや、膨大な会計記録の中から不正会計につながる異常な取引等を発見する手法も開発・導入されつつあり、より高度な分析に基づく監査上の判断が可能になってきている。そのため、被監査会社のガバナンス状況等の非財務情報に係る分析結果を併せて用いることで、より広範なリスク分析が可能となることが期待されている。

④ 監査業務における AI の活用状況

現在、大手監査法人を中心に、監査実施者のノウハウを AI に学習させ、あるいは生成 AI を活用することにより、財務データの分析や書類確認などを中心に監査業務を効率化・高度化させようとしているなど、会計監査に AI を導入する動きがみられる。具体的には、チャットボットにより会計・監査の基準や法人内の監査マニュアル等に関する照会に対応しているほか、有価証券報告書や過去の不適切会計のデータなどにより、被監査会社の財務諸表や仕訳を AI が分析し、不正の兆候がある勘定科目や異常な仕訳を監査チームに提示している。あるいは大規模言語モデルと会計士のノウハウを組み合わせ、契約書等の専門文書から監査に必要な箇所を漏れなく、かつ迅速に抽出するツールを導入しているケースもみられる。

一方で、AI の活用については、以下のような課題も指摘されている。

- データの正確性・適時性・網羅性：インプットするデータの正確性や適時性が損なわれ、あるいは範囲に制約がかかることにより、誤ったアウトプットが生み出される。
- 判断過程のブラックボックス化：深層学習の場合、複数の判断過程が何層にも亘って存在し、かつ、一つの層の中にも複数の過程が並列しているため、アウトプットの根拠となる判断過程を説明することは困難になる。
- アルゴリズムバイアス：アルゴリズムや学習データに何らかの偏向があると、偏ったアウトプットが生み出される。
- データの機密性：法人外部の AI を利用したり、外部のインターネット環境から入手したデータを用いて AI に学習させたりするような場合、法人内部の機密情報が流出し、あるいは外部の機密情報を意図せずに盗用する可能性がある。
- ハルシネーション（幻覚）：AI が意味や文脈を真に理解することなく、言語の統計的パターンをもとに情報を生成することにより、もっともらしく見える出力結果の中に、誤った内容や不適切な論理が含まれてしまう。

AI の利用度を高める監査法人は、上記の課題に対応する内部統制を構築することが求められる。また、こうした監査法人に所属する公認会計士は、AI のアウトプットを鵜呑みにしない

よう、データサイエンスや機械学習に関して一定の知識を要することとなる。

⑤ 事後的な監査からリアルタイム監査へ

現在、監査業務の多くは、被監査会社の決算日以後に集中しているが、上述の IT ツールを用いることにより、監査業務の繁忙期への集中を避け、働きやすい環境を創出するとともに、よりリスク感度が高く不正の早期発見が可能な監査を実現するため、被監査会社の取引等を日々分析する監査手法（リアルタイム監査）の導入が検討されている。

上記①、②、③及び④については、大手監査法人において導入が進められている分野で、⑤については、今後導入が期待される分野である。これらの先進的な監査手法の導入には、被監査会社の取引記録等が電子化されている必要があり、また、それらのデータを監査法人が受領するに当たって被監査会社の同意を要するため、被監査会社の理解と協力を得る必要があることや、RPA、データアナリティクス及び AI に活用するためのデータクレンジングに時間を要することなどの課題も多いことから、活用は漸次進められている状況にある。また、③については、従来と比較して不正検知ツールの精度は高まってきているが、各々の監査法人では、より不正リスクが高い異常な取引やより複雑な手法による不正を検知できるようなツールの開発が進められている。

なお、上述の監査ツール等について、図表Ⅲ-1-13に規模別の状況をまとめており、膨大なデータを有する大企業を多く監査する大手監査法人において、監査業務で IT を活用する取組が先行していることが分かる。

一方、中小監査法人における監査ツールの利用について、報告徴収を実施した中小規模監査事務所（全て中小監査法人で 44 法人を対象）から得た回答によると、20 法人が監査調書の電子化を実施済み、13 法人が実施に向けて検討を行っている。また、10 法人が仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）を導入済みであると回答しており、大手監査法人及び準大手監査法人ほどではないものの、中小監査法人においても、監査における IT の活用が進められている。

こうした監査業務の IT 化の進展には、監査ツールを実際に活用する専門要員の IT スキル向上が不可欠であり、大手監査法人を中心に、監査ツールの導入やデータ分析手法に係る研修、及び AI の活用や留意点に係る研修を通じた IT 人材の育成に取り組むとともに、監査業務の IT 化が標準となる体制を早期に整える目的から、外部の経験豊かな IT エンジニアの採用を進めている。

図表Ⅲ-1-13 <大手監査法人及び準大手監査法人の監査業務での IT の活用状況>

状況	大手監査法人	準大手監査法人
導入済	・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出） ・ 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法） ・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用） ・ RPA（データ入力及び加工の自動化） ・ 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化） ・ AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の不正予測、生成 AI による法人内部の情報（規程・監査マニュアル等）照会対応） ・ ブロックチェーンの活用 ・ 監査データベース（法人内の知見等をデータベース化し、共有する仕組み）	・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）
導入中 （一部の法人で導入済みのものも含む。）	・ 自然言語処理（文書のデータ化及び解析） ・ 開示書類チェックツール ・ AI（生成 AI による監査調書のドラフト作成支援等（AI エージェント）⁴⁰）	・ 証憑突合ツール ・ ファイル交換システム ・ RPA（データ入力及び加工の自動化） ・ 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化） ・ AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の不正予測、生成 AI による法人内部の情報（規程・監査マニュアル等）照会対応） ・ 自然言語処理（文書のデータ化及び解析） ・ 開示書類チェックツール
開発中	・ AI（非財務情報を用いた不正予測） ・ ドローン（実地棚卸の立会の効率化）	

（出典）報告徴収等で把握した内容に基づき、審査会作成

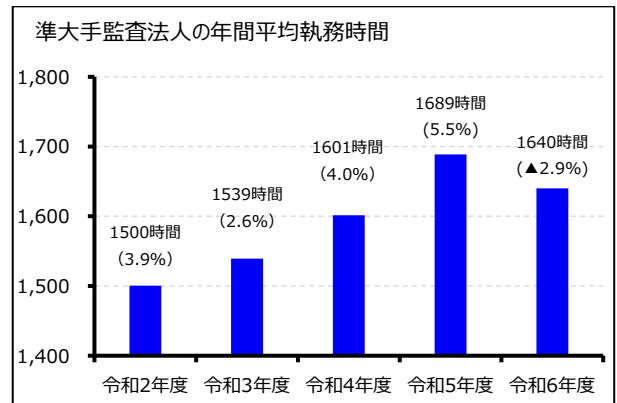
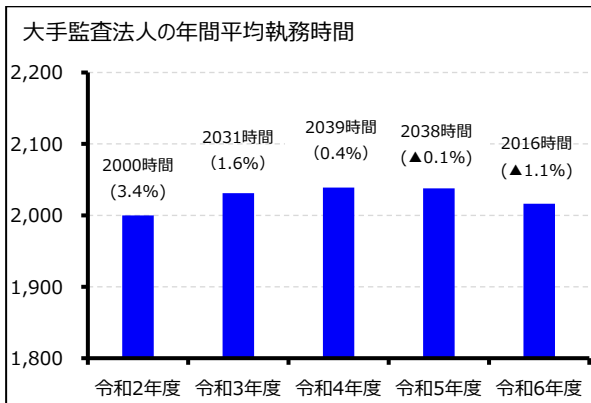
⁴⁰ AI エージェントとは、特定の目標を達成するために自律的に行動する AI システムをいう。「金融庁 AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）—金融分野における AI の健全な利活用の促進に向けた初期的な論点整理—」
https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260303/aidp_version1.1.pdf

■大手・準大手監査法人の年間平均執務時間と IT ツールの導入等の関係■

監査品質に関する報告書において、社員、職員等の年間平均執務時間を記載している監査法人がある。大手監査法人及び準大手監査法人が開示する最近5年間の監査品質に関する報告書において、記載を確認できた年間平均執務時間及び前年比増減率の平均値を示すと、以下のとおりである。

大手監査法人における年間平均執務時間は、概ね 2,000 時間前後で推移しており、前年比増減率に示されるように、近年は緩やかな減少傾向にある。準大手監査法人における年間平均執務時間は、大手監査法人と比較して低い水準で推移しているものの、令和 3 年以降、前年比増減率が大手監査法人を上回る傾向にあったが、令和 6 年度においては、大手監査法人と同様に、年間平均執務時間及び前年比増減率が減少に転じている。

これらの傾向には、令和 6 年度において、大手監査法人や準大手監査法人から中小規模監査事務所へと監査業務が異動した影響に加え、AI を含む IT ツールの導入やデリバリーセンターへの業務移管といった効率化施策が寄与している可能性が考えられる。特に大手監査法人では、これらの取組が継続して効果を発揮し、年間平均執務時間の継続的な減少につながっているとみられる。



(注) グラフ中カッコ内は前年からの増減率

(出典) 各監査法人の監査品質に関する報告書に基づき、審査会作成

今後、準大手監査法人においても、監査チームによる IT ツールやデリバリーセンターの活用が更に広がることによって、大手監査法人と同様に、年間平均執務時間が継続した減少傾向となる可能性がある。また、AI を活用した監査ツールが普及することで、監査業務の効率化は一層進むことが期待される。

イ サイバーセキュリティに関する取組状況

前述のとおり、大手監査法人を中心として、監査ツールの活用や、メール及びファイル交換システムを利用した被監査会社とのデータの交換が行われている。これらは、データ量の増大や取引の電子化に伴い、幅広く利用されている。

一方で、海外の監査事務所を標的としたサイバー攻撃が行われ、被害が発生するなど、サイバー攻撃による情報漏えい等のリスクは高まっている。特に、被監査会社の情報を漏えいすることは、監査事務所への信頼性を著しく毀損するため、サイバーセキュリティの強化を確実に進めていくことが重要である。

このような状況を踏まえ、審査会では、以下の取組を行っている。

【監査事務所に対するモニタリング】

監査事務所に対し、定期的に報告徴収・ヒアリング及び対話を実施しており、その中でサイ

バーセキュリティに対する取組状況を確認している。

大手監査法人及び一部の準大手監査法人においては、以下のような共通の取組がみられる。

- ・ 情報セキュリティに関する基本方針の策定及びグローバルネットワーク全体でのサイバーセキュリティを含めた情報保護推進に係る取組を実施
- ・ CSIRT⁴¹等のサイバーセキュリティ対応部門を設置し、必要に応じ内外からの専門家を登用
- ・ 保有するデータ等を把握し、重要度を評価した上で、データ利用規程、情報セキュリティ事故やサイバー攻撃発生時のコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）を整備
- ・ セキュリティ態勢の実効性を確認するため、グローバルネットワークによるレビューの実施及びセキュリティ態勢の改善に加え、サイバー攻撃及びセキュリティ情報についての情報収集を行い、日々の態勢整備及び改善に活用

一般にサイバー攻撃は、セキュリティが脆弱な箇所を狙って行われるとの定評がある中、中小監査法人においては、情報セキュリティ等に関する規程が実情に即したものになっていない事例が一部でみられる。また、報告徴収を実施した中小規模監査事務所（全て中小監査法人で 44 法人を対象）のサイバーセキュリティに関する取組に係る回答では、通信ログの取得・分析、インシデント発生時の報告・手順等を策定する取組等を実施している法人は半数を超えているものの、サイバーセキュリティに関する基本方針を策定していない法人や、抗ウイルスソフトウェアの導入を実施していない法人が一部に認められた。

上場会社等監査人登録制度における、上場会社等の監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制を備えているかどうかについての確認（適格性の確認）の具体的なガイドライン（適格性ガイドライン）の令和 6 年 8 月の改正では、上場会社等の監査を行う監査事務所に対し、監査業務で扱う機密情報の保護やデータの一元管理、外部アクセスの安全性確保等が求められ、監査事務所の情報セキュリティ体制の整備が急務⁴²とされた。中小監査法人では、適格性ガイドラインを利用した自己点検を実施しており、適格性ガイドラインに記載された状況に該当するか否かを自ら評価して、該当する場合には、自主的な改善に取り組むことが求められていたことから、情報セキュリティ体制の整備は進んできてはいるものの、昨今巧妙化しているサイバー攻撃による情報漏えい等のリスクへの対応は、多くの中小監査法人にとって引き続き課題であると考えられる。

⁴¹ CSIRT(Computer Security Incident Response Team)とは、コンピューターセキュリティに係る事故に対処するための組織の総称

⁴² 情報セキュリティ体制の整備の一環として、令和 7 年 6 月の適格性ガイドラインの改正では、監査ファイルの最終的な整理期間中における電子監査調書システム内での監査調書の改ざんについて、改ざん防止策を講じることが求められることとなった。

（７）企業の海外展開への対応

ア グループ監査の状況

上場国内会社の多くは、海外に子会社等を設立し、現地において事業を展開している。また、近年においては、子会社等の設立に代えて、外国法人をM&Aで取得する事例も増加している。それに伴い、海外子会社を管理する態勢の構築、複雑な経済取引の検討、現地の会計基準との差異への対応等、親会社として対応すべき課題は多く、さらに、重大な会計不正が海外子会社で発生する事例も多くみられる。そのため、グループ監査の重要性は一層増加しており、監査事務所でも対応の強化を図っている。

① グループ監査の概要

グループ財務諸表に対して親会社の監査人（以下「グループ監査人」という。）が監査証明を行う場合、監査の対象には、親会社、連結子会社、本店・支店等も含まれる（グループ財務諸表に含まれる財務情報の作成単位となる会社等を「構成単位」という。）。例えば、国際的に展開する製造業の場合、人件費が低く抑えられる国に製造子会社を設立したり、海外市場に向けた販売子会社を現地に設立したりするなど、海外にも多くの構成単位（子会社）を有している。

グループ監査人は、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別して評価し、評価したリスクに適切に対応するためのリスク対応手続を立案し実施する（監基報 600 第 13 項（２））。また、グループ監査人は、構成単位の監査人が実施した作業を含め、グループ財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠が、実施した監査手続から入手されているかどうかを評価する（監基報 600 第 13 項（４））。

② グループ財務諸表に対するリスク評価

グループ監査人は、グループ及びグループ環境、適用される財務報告の枠組み並びにグループの内部統制システムに係る理解に基づき、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別と評価に責任を負う（監基報 600 第 30・33 項）。グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクの識別及び評価において、監査チームの主要メンバーは、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がグループ財務諸表のどこにどのように生じる可能性があるかについて討議することが要求されており、特に、不正による重要な虚偽表示がグループ財務諸表のどこにどのように行われる可能性があるのかについて重点を置く必要がある（監基報 240 第 14 項、同 315 第 16 項、同 600 第 30・A91・A92 項）。

近年、グループ財務諸表に重要な影響を与えるような海外子会社での不正等が、事後に発見されるケースが多くみられる。そのため、本社（部門内）における海外子会社の管理を担当する部署の設置の有無や海外子会社の業務に対する内部監査の実施等のグループ管理態勢及び海外子会社の内部統制等を含む企業環境に係る十分な理解を踏まえたリスク評価が一層重要となってきた。

③ 評価した重要な虚偽表示リスクへの対応

グループ監査人は、リスク対応手続を実施する構成単位及びその構成単位で実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲に責任を負う（監基報 600 第 37 項）。グループ監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに対応して、構成単位において以下のいずれの作業の範囲が適切であるかを決定する場合がある。また、構成単位の監査人がリスク対応手続の立案及び実施を含むグループ監査の全ての段階に関与することは可能であり、実際に関与することが多い（監基報 600 A131・A132 項）。

- ・ 構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続の立案及び実施
- ・ 特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続の立案及び実施
- ・ 特定のリスク対応手続の実施

上記のグループ監査手続について、監査事務所の規模別の対応状況は、以下のとおりである（図表Ⅲ-1-14）。

図表Ⅲ-1-14 <グループ監査手続に関する監査事務所の規模別の対応状況>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
グループ監査マニュアルの整備状況	グローバルネットワークのグループ監査マニュアルを法人の監査マニュアルに取り込んでいる。	グローバルネットワークのグループ監査マニュアルを法人の監査マニュアルに取り込んでいるところが多く、独自に整備しているところもある。	グループ監査マニュアルを独自に作成しているところが多い。
監査指示書（グループ監査人が構成単位の監査人に要求する事項を伝達する際、用いる文書）の整備状況	グローバルネットワークの監査指示書の雛形を採用している。	グローバルネットワークの監査指示書の雛形を採用しているところが多く、独自に整備しているところもある。	独自に作成しているところが多い。

（注）中小規模監査事務所については、令和 7 事務年度に報告徴収を実施した 44 法人（全て中小監査法人）のうち、海外に構成単位が存在する場合で、グループ監査が必要な監査業務を行っている 21 法人について記載している。そのうち、グローバルネットワークと提携し、グループ監査マニュアル又は監査指示書をグローバルネットワークから提供され採用しているのは 5 法人のみである。

（出典）審査会検査及び報告徴収で把握した内容に基づき、審査会作成

④ 構成単位の監査人とのコミュニケーション

監基報 600 では、グループ監査人が、構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することを要求し、また、グループ監査人と構成単位の監査人の双方向のコミュニケーションの重要性を強調している（監基報 600 第 8 項）。

そのため、グループ監査人は、監査指示書や監査結果報告に係る書面の授受、電話・メール等による状況把握に加え、構成単位の監査人への訪問や Web 会議の実施によってコミュニケーションをとっている。大手監査法人及び一部の準大手監査法人においては、法人内における国際業務サポート部門の設置や、主要な海外拠点への日本人駐在員の派遣などにより、グループ監査人と構成単位の監査人とのコミュニケーションを円滑にするとともに、グループ監査人に現地の情報を提供するなどのサポート体制をとっている。

イ グローバルネットワークとの提携の状況

大手監査法人、準大手監査法人及び一部の中小監査法人は、海外展開を進める被監査会社の監査を円滑に実施するため、また、監査マニュアル等のノウハウを利用するため、メンバーファーム契約等を締結して、グローバルネットワークに所属している。

① グローバルネットワークへの所属状況

全ての大手監査法人及び準大手監査法人並びに被監査会社の海外展開への対応が必要となる中小監査法人の一部は、グローバルネットワークに所属して、グループ監査のための体制整備を進めている（図表Ⅲ-1-15、Ⅲ-1-16）。なお、海外の構成単位を含めてグループ監査を実施する中小監査法人の全てが、グローバルネットワークに所属しているわけではない（詳細は、「ア グループ監査の状況 ③評価した重要な虚偽表示リスクへの対応」（105 ページ）を参照のこと）。

図表Ⅲ-1-15 <グローバルネットワークに所属している監査法人数⁴³（単位：事務所）>

大 手 監 査 法 人	4
準 大 手 監 査 法 人	4
中 小 監 査 法 人	20
合 計	28

（出典）業務報告書に基づき、審査会作成

図表Ⅲ-1-16 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人	KPMG International Limited (KPMG)
有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC J a p a n 有 限 責 任 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global

（出典）各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成（令和7年7月1日現在）

グローバルネットワークの業務収入は、監査業務、税務業務及びアドバイザリー業務からの収入で構成され、業務収入上位のグローバルネットワークにおける業務収入内訳は、以下のとおりである（図表Ⅲ-1-17）。4大グローバルネットワークの事業規模が突出している。

⁴³ 中小監査法人には、海外の監査法人と業務提携（アライアンス）を締結している先も含まれている。

図表Ⅲ-1-17 <グローバルネットワークの業務収入（単位：億ドル）>

	DTT	PwC	EY	KPMG	BDO	GT
業務収入	705	569	532	398	160	85
監査 (業務収入に占める割合)	133 (19%)	198 (35%)	179 (34%)	141 (36%)	64 (40%)	38 (45%)
税務 (業務収入に占める割合)	119 (17%)	127 (22%)	127 (24%)	93 (23%)	36 (22%)	17 (20%)
アドバイザー (業務収入に占める割合)	453 (64%)	244 (43%)	226 (42%)	164 (41%)	60 (38%)	30 (35%)

(出典) 各グローバルネットワークの公表資料（令和 7 事業年度）より審査会作成

日本における 4 大グローバルネットワーク⁴⁴の監査業務シェアは、日経平均株価を構成する 225 社（日経 225）のうち 97%を占めている。米国のスタンダード・アンド・プアーズ 500 種指数を構成する 500 社（S&P500）及び英国のロンドン証券取引所に上場する時価総額上位 350 社（FTSE350）における 4 大グローバルネットワークの監査業務シェアは、以下のとおりであり、日本と同じく寡占状態にある（図表Ⅲ-1-18）。

図表Ⅲ-1-18 <日本、米国及び英国での主要な上場会社に占める 4 大グローバルネットワークの監査業務シェア>

	日本	米国	英国
4 大グローバルネットワークの割合 (会社数ベース)	97%	99%	87%

(出典) 日本: QUICK、取引所データ（令和 8 年 3 月末時点）を審査会で集計

米国: Bloomberg データ（令和 8 年 3 月末時点）を審査会で集計

英国: Financial Reporting Council 発行“Key Facts and Trends in the Accountancy Profession, October 2025”

② グローバルネットワークとの関係

グローバルネットワークを構成するメンバーファームは、ロゴや名称を使用できるほか、相互の業務紹介やノウハウの共有が可能になる一方、品質管理等の面で様々な義務を負うことがある。その内容や程度は、グローバルネットワークの規模により異なり、一般的に規模が大きくなるほど、グローバルネットワークがそのメンバーファームに与える影響力は大きくなる。

(ア) 大手監査法人

大手監査法人は、それぞれ 4 大グローバルネットワーク（Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers）に加盟し、密接な関係を構築している。具体的には、グローバルネットワークのロゴや名称の使用権を有し、最高経営責任者や品質管理責任者等がグローバルネットワークの重要な会議に参画して

⁴⁴ 大手監査法人を指す。

日本の意見を発信するほか、監督・評価機関の委員がグローバルネットワークのミーティングに参加するなど、グローバルネットワークの運営に関与している。

また、グローバルネットワークから監査マニュアル及び監査ツールの提供を受けており、グローバルネットワークの基準に準拠した監査マニュアルを用いて、監査業務を実施している。審査や独立性を始めとする、その他の品質管理業務に関しても、グローバルネットワークで定める基準や手続等を導入している。

大手監査法人の中には、グローバルネットワークからマニュアルやツール等の提供を受けるだけでなく、監査マニュアルの見直しや電子監査ツールの開発など、グローバルネットワークレベルで行われている取組に対して、監査法人本部の品質管理担当者等の人材を派遣し、日本の意見をグローバルネットワークの取組へ直接反映できるようにしているところもある。

このほか、グローバルネットワークが求める監査品質を維持しているかを確認するため、個別監査業務を中心として、グローバルネットワークによるグローバルレビューを定期的に受けている（詳細は「3. 品質管理システムの監視（2）グローバルレビューの活用状況」（116 ページ）を参照のこと）。

さらに、近年、地域ごとにメンバーファームを統括・管理する動きがあり、アジア・太平洋地域では、日本の大手監査法人のメンバーが地域組織のボードメンバーとして参画するなど、中心的な役割を担う傾向にある。

（イ）準大手監査法人

全ての法人がグローバルネットワークと提携しているものの、グローバルネットワークの規模等により、提携の程度は異なっている。大手監査法人と同等のレベルで提携しているところもあれば、グローバルネットワークから提供された監査マニュアル及び監査ツールを使用せず、自らが作成した監査マニュアル及び監査ツールを使用しているところもある。

また、全ての法人が、グローバルネットワークによるグローバルレビューを定期的に受けている。

（ウ）中小監査法人

中小監査法人の中には、大手監査法人と同等のレベルで提携しているところもあれば、提携の程度が緩やかで、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、各メンバーファームの属する国の監査業務の紹介にとどまり、監査マニュアル等の提供やグローバルレビューは受けていないところもある。

（8）監査上の主要な検討事項（KAM）の対応状況

監査の透明性を高め、監査に関する情報提供を充実させる観点から、金商法監査において、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」（Key Audit Matters: KAM）の記載が求められ、令和3年3月31日以降終了する事業年度の監査から適用されている。

① KAM の決定及び報告に係るプロセスとポイント

- i. 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、下記項目等を考慮した上で、特に注意を払った事項を決定する。
 - 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
 - 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
 - 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響
- ii. 監査人は、特に注意を払った事項の中から、更に、職業的専門家として特に重要であると判断した事項をKAMとして決定し、監査報告書に当該区分を設けて、以下を記載する。
 - KAM の内容
 - 関連する財務諸表における注記事項がある場合には当該注記事項への参照
 - 監査人が、当年度の財務諸表の監査において特に重要な事項であると考え、KAM であると決定した理由
 - 監査における監査人の対応

② 監査事務所の対応状況

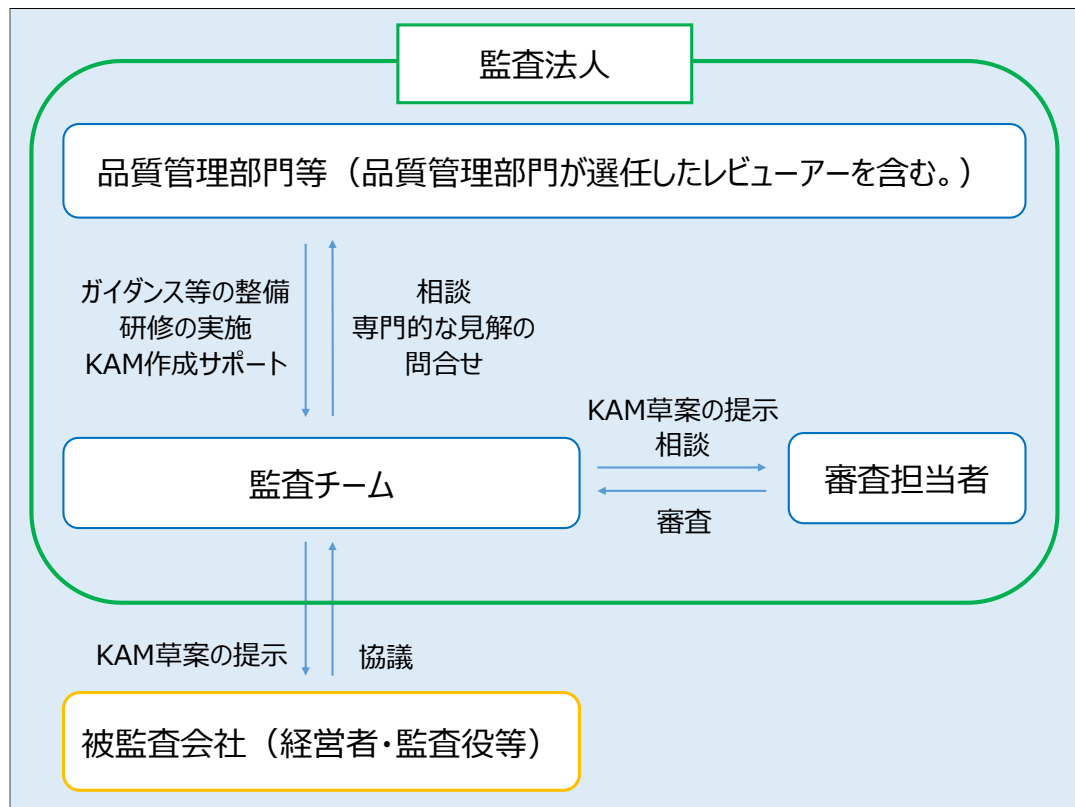
近時のモニタリングにおいて、大手監査法人及び準大手監査法人では、以下のような取組がみられるほか、被監査会社とのコミュニケーションも含めた KAM に係る体制が整備されている（図表Ⅲ-1-20）。こうした取組は、「ボイラープレート化」を防ぐ必要があるとの課題認識の下、適用 2 年目以降も継続的に行われている。

- i. KAM 作成のためのガイダンス等の整備
 - 監査チームが KAM を作成する際に準拠するガイダンスや記載例の策定・周知
- ii. 研修の実施
 - 適用事例の分析に基づく、KAM の好事例を解説する研修
 - KAM の草案作成のポイントを解説する研修
 - 定期的な検証や審査会検査・協会の品質管理レビュー等における KAM に関する指摘事例を解説する研修
- iii. 品質管理部門による監査チームのサポート
 - 被監査会社の経営者や監査役等との年間を通じた深度あるコミュニケーションの実施に向け、具体的なコミュニケーションの内容とスケジュールの明示
 - 監査チームの KAM への対応状況のモニタリングとそのフォロー
 - 監査チームが新たな KAM を記載する場合や過年度からの記載を大幅に変更する場合などにおける、品質管理部門の選任したレビューアーによる KAM 草案のレビュー

iv. 審査・専門的な見解の問合せ

- KAMを開示しない場合や継続企業の前提に関する事項をKAMとする場合など、特定のケースにおいて、監査事務所本部による会議体形式の審査や専門的な見解の問合せを要求

図表Ⅲ-1-20 <KAMの報告に係る監査法人の体制の一例>



KAM については、実務での定着が認められる一方で、その内容が、同業他社に係る記載や前年度の記載と類似している事例が散見されるなど、ボイラープレート化への懸念は継続している。また、国外では、不正リスクへの監査上の対応に関する監査報告書における透明性向上のため、監査の基準が改訂され、不正に関する KAM の記載が要求されている。審査会においては、引き続き、KAM の決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況について、検査を通じて検証していく。

（９）監査法人が属する国内グループの状況

① 監査法人が属する国内グループの体制

大手監査法人や準大手監査法人の多くは、加盟するグローバルネットワーク共通のブランドを使用し、相互に連携して国内で業務を行うグループ（以下「国内グループ」という。）をそれぞれ形成している。一般に、監査法人が属する国内グループを構成する法人（以下「グル

ープ法人」という。)には、監査法人のほか、財務デューデリジェンスや M&A における財務アドバイザー等を行うアドバイザー会社、コンサルティング会社、税理士法人、弁護士法人等がある。

大手監査法人が属する国内グループの体制としては、グローバルブランドの管理等を目的とした統括合同会社を設立し、監査法人を含む各グループ法人を同列に置く事例が多いが、監査法人が他のグループ法人（ただし、税理士法人、弁護士法人等の士業の法人を除く。）に直接出資し、子会社としている事例もみられる。

大手監査法人が属する国内グループの運営は、主要なグループ法人の代表者等をメンバーとする会議体を設けた上で、グループ法人間の利害調整や、国内グループの共同事業を議論する体制を整備しているケースが多い。

② 監査法人グループの業務収入

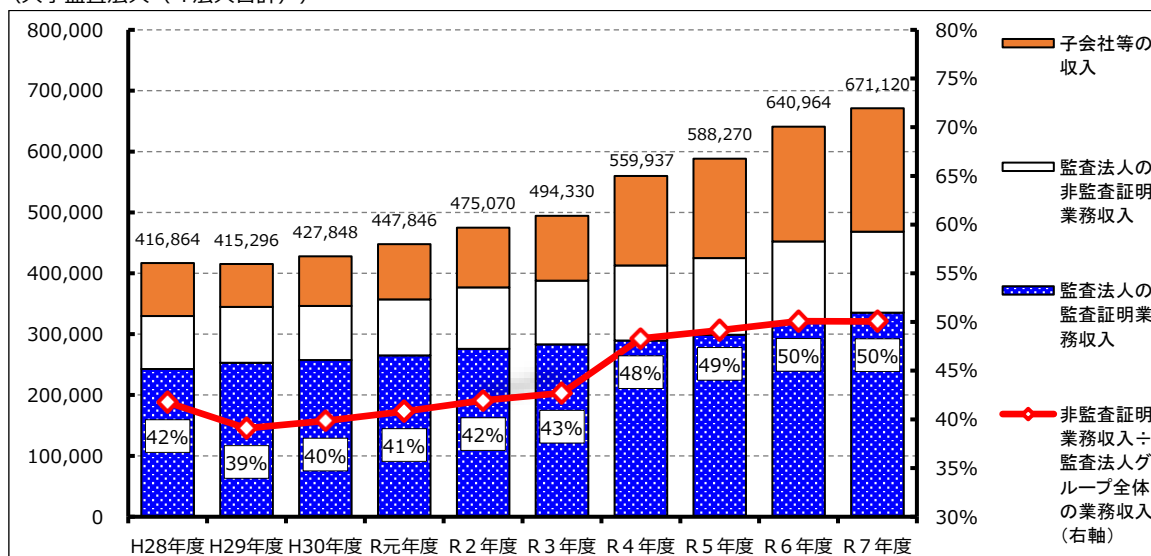
監査法人と監査法人の子会社等から構成されるグループ（以下「監査法人グループ」という。）の業務収入⁴⁵における非監査証明業務収入の割合の推移をみると、大手監査法人の監査法人グループでは、特定の大手監査法人において非監査証明業務を行う事業や子会社を監査法人グループから分離した結果、平成 29 年度に 39%まで低下したものの、近年では、監査法人以外のグループ法人の収入の増加により、再び上昇傾向となっている（図表Ⅲ-1-21）。（なお、監査法人の業務収入については、「Ⅱ．監査業界の概観 2．監査事務所の状況（5）財務状況（業務収入、監査・非監査証明業務の割合）」（58 ページ）を参照のこと）

一方、準大手監査法人の監査法人グループでは、監査法人グループ全体の業務収入における非監査証明業務収入の割合は、平成 28 年度から令和 7 年度にかけて 10%から 14%程度で推移しており、大手監査法人の監査法人グループと比べて低い状況が続いている。準大手監査法人の監査法人グループでは、大手監査法人に比べて監査法人以外のグループ法人の数が少ないことなどから、監査法人グループ全体の業務収入のうち、監査証明業務収入が大きな割合を占めている点において、大手監査法人と比べ、監査法人グループの収益構造に大きな違いがある（図表Ⅲ-1-22）。

なお、中小監査法人においては、監査法人以外にグループ法人を所有するところは多くなく、非監査証明業務は、監査法人自らが実施している状況がうかがえる。

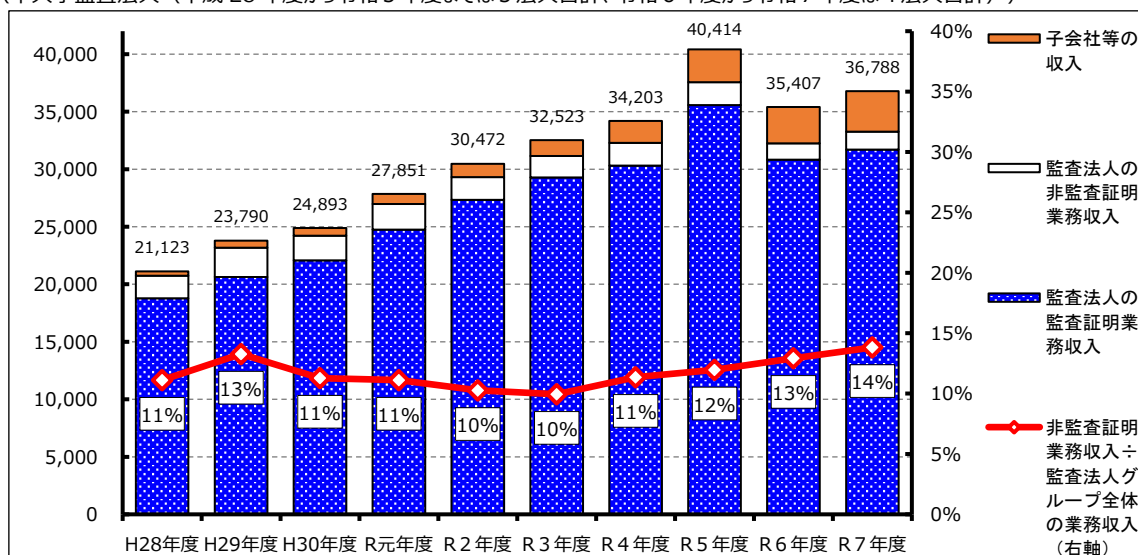
⁴⁵ 監査法人と資本関係を有しないグループ法人の中には、業務収入が 1 千億円を超える規模の会社もある。

図表Ⅲ-1-21 <監査法人グループの業務収入における非監査証明業務収入の割合の推移（左軸 単位：百万円）>
（大手監査法人（4法人合計））



- （注1）監査法人グループの業務収入は、監査法人の収入に、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めており、監査法人グループ内のサービスを行う子会社等の収入も含んでいる。
- （注2）非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。
- （注3）平成29年度において、監査法人グループ1先が決算期を変更し、8か月決算となっている。このため、平成29年度の業務収入は、決算期を変更した監査法人グループの8か月の業務収入が同水準で1年間発生したと仮定して（12か月/8か月を乗じて）補正している。
- （注4）平成29年度に、特定の大手監査法人が、非監査証明業務を行う事業や子会社を監査法人や子会社等から分離している。
- （注5）平成28年度から令和5年度までは、PwC Japan 有限責任監査法人発足前の決算期で集計しており、PwC あらた有限責任監査法人とPwC 京都監査法人の合併による影響は加味していない。
- （出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

（準大手監査法人（平成28年度から令和5年度までは5法人合計、令和6年度から令和7年度は4法人合計））



- （注1）監査法人グループの業務収入は、監査法人の収入に、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めている。
- （注2）非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。
- （注3）平成28年度において、監査法人グループ1先が決算期を変更し15か月決算となっており、平成28年度の業務報告書は事務年度内に提出されていない。このため、集計上、当該監査法人グループの平成28年度の業務収入には、平成27年度のデータを使用している。平成29年度の業務収入には、15か月分の業務収入が計上されている。
- （注4）監査法人の上場国内会社数は、平成28年度から令和5年度までが仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC 京都監査法人の5法人の合計である一方、令和6年度以降は、令和5年12月にPwC あらた有限責任監査法人とPwC 京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。そのため、監査法人の業務収入全体とその内訳の金額が減少している。
- （出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

2. 監査業務に係る審査の状況

監査基準の「第四 報告基準 ― 基本原則」は、監査人に対して、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、監査意見の表明に先立ち、審査を受けることを求めている。また、監査事務所は、品基報第2号「監査業務に係る審査」に従って審査に対処し、企業等の財務諸表の監査について審査を要求するための方針又は手続を定めることが求められている（品基報第1号第34項（6））。したがって、審査は、いわば適切な意見表明を行う最後の砦であり、監査チームが実施した監査手続、監査上の重要な判断、監査意見等について、審査において客観的に評価しているかどうかは、監査品質に重要な影響を与える。

監査法人における審査の実施形態としては、主に、①業務執行社員以外の特定の社員が審査を行うコンカリング・レビュー・パートナー方式、②合議により審査を行う会議体方式、及び③コンカリング・レビュー・パートナー方式と会議体方式の併用方式の三つがある。

① コンカリング・レビュー・パートナー方式

コンカリング・レビュー・パートナー方式による審査は、通常、監査業務ごとに選任された特定の審査担当者が、監査の計画段階から意見表明までに行われる全ての審査を担当する。そのため、審査担当者においても、被監査会社や監査チームに関する情報の蓄積が図られるとともに、被監査会社の状況変化に監査チームが適切に対応しているかといった点について、監査期間を通じた審査が可能となる。

一方で、コンカリング・レビュー・パートナー方式の場合、審査の品質が、特定の審査担当者の能力に大きく影響を受けることになる。中小監査法人の中には、特定の審査担当者が全ての監査業務の審査を担当している法人もあるが、そのような場合には、特定の審査担当者の能力に、監査法人全体の審査の品質が大きな影響を受けることになる。

② 会議体方式

会議体方式には、監査業務の審査を一つの会議体で全て実施する方式だけでなく、監査意見を表明する上での重要な事項等をあらかじめ定め、当該事項等に該当する場合には、上位の会議体による審査を受けるというように、会議体を重層化していることもある。

会議体方式の審査は、複数の審査員の合議によって審査が行われることから、コンカリング・レビュー・パートナー方式の場合と比べて、多面的な審査が可能となることがある。

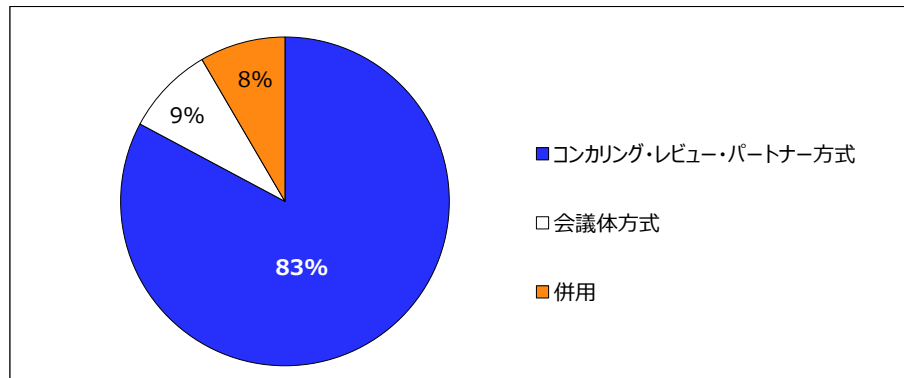
③ 併用方式

併用方式には、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しつつ、監査意見を表明する上での重要な事項等をあらかじめ定め、当該事項等に該当する場合には、会議体による審査を実施する方式や、監査業務のリスク等に応じて、監査業務ごとに、コンカリング・レビュー・

パートナー方式による審査と会議体方式による審査のいずれによるかを決定する方式などがある。

審査の実施形態の状況は、以下のとおりである（図表Ⅲ-2-1）。

図表Ⅲ-2-1 <審査の実施形態（令和7年度）>



（注1）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、監査法人 285 法人の状況を集計

（注2）中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和7年度分は未集計となっているため、中小監査法人は令和6年度までが対象

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

大手監査法人では、監査業務ごとに選任された審査担当者が、監査の計画段階から意見表明までに行われる全ての審査を実施するコンカリング・レビュー・パートナー方式を採用し、監査意見を表明する上での重要な事項や監査上の重要な判断が伴う事項をあらかじめ定め、それらの事項について、専門的な見解の問合せを実施している。

準大手監査法人では、監査チームが実施したリスク評価、リスク対応手続の適否等については審査担当者が審査し、重要な検討事項については本部の審査会で合議するなど、コンカリング・レビュー・パートナー方式と会議体方式を併用している。

中小監査法人では、会議体方式や併用方式で審査を実施しているところもあるが、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているところが約8割を占めている。

審査担当者の選任については、知識、経験、能力、職位等、審査担当者の資格要件を定めた上で、当該要件を満たす者の中から、被監査会社の状況等を踏まえ、審査部門又は品質管理部門が選任しているところが多いものの、監査事業部等において候補者を選任し、審査部門や理事会等が承認しているところもある。

また、大手監査法人及び準大手監査法人では、審査部門等が、審査の進捗状況や審査担当者の審査時間をモニタリングしていることが多い。

さらに、審査担当者に対する情報提供の強化、審査に関する必須研修の実施、リスクが通常よりも高い監査業務については本部所属の審査担当者による審査を実施するなど、審査機能の一層の向上のための取組を実施しているところもある。

3. 品質管理システムの監視

監査品質の確保・向上を図る主体は監査事務所であることから、監査事務所自らが、監査品質の向上のための取組を図ることが重要である。

そのため、監査業務の品質管理に係る水準について、監査事務所自らが適時に把握し、不断に改善策を講じていくことが重要であり、審査会検査でも、監査事務所の品質管理システムの監視に係る状況の検証を行っている。

また、監査事務所がグローバルネットワークに所属する場合、各国のメンバーファームが高品質で一貫した監査業務を実施するために、グローバルネットワークは、各国のメンバーファームに対し、グローバルネットワークのポリシーに準拠して監査業務を行うよう要求し、かつ、各国のメンバーファームが当該ポリシーに準拠していることを確認するための検証（以下「グローバルレビュー」という。）を実施することがある。大手監査法人や準大手監査法人を中心に、品質管理システムの監視の一環として、グローバルレビューを取り入れていることから、ここではその状況も示す。

（１）定期的な検証の状況

監査事務所は、完了した監査業務につき、監査事務所が定めた品質管理システムに準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめる手続（以下「定期的な検証」という。）を実施しなければならない。定期的な検証は、監査責任者ごとに、少なくとも一定期間（例えば３年間）ごとに一つの完了した監査業務について実施される（品基報第１号第 38、A151 から 154 項）。

定期的な検証は全ての監査事務所において実施されることになるが、検証件数、人数及び使用するツール等は、監査事務所の規模等により異なっている。特に、４大グローバルネットワークに所属する大手監査法人は、当該ネットワークの定期的な検証の枠組みや検証ツールに基づき、定期的な検証を行うことが要請されている（図表Ⅲ-３-１）。

定期的な検証の結果及び発見された不備事項については、監査事務所の規模にかかわらず、内部研修等において構成員へ伝達され、注意喚起を行っている。

さらに、大手監査法人及び準大手監査法人では、監査品質向上の実効性を高めるため、定期的な検証の結果が業務執行社員の評価に反映される仕組みとなっている。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人では、品質管理システムの監視の客観性や実効性を高める目的で、監査業務のモニタリングを専門に行う部署を設け、当該部署の所属メンバーを中心に定期的な検証を実施している。

図表Ⅲ-3-1 <令和7年度における定期的な検証の実施状況の概況>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
検証対象件数及び選定方法	監査責任者ごとに、少なくとも3年から4年に一度は対象となるように決定。さらに、被監査会社の規模や複雑性により追加選定	監査責任者ごとに、少なくとも3年に一度は対象となるように決定。さらに、被監査会社の規模や複雑性により追加選定	監査責任者ごとに、概ね3年に一度は対象となるように選定
検証の実施者	品質管理担当社員の下、検証対象監査業務に関与していない社員及び補助者（モニタリング部署の所属者を中心に検証チームを構成）	品質管理担当社員の下、検証対象監査業務に関与していない社員及び補助者	品質管理担当社員の下、検証対象監査業務に関与していない者（監査事務所の外部の者を含む。）
検証を実施する人数	約50人～約170人	約15人～約40人	1人～約20人
検証の枠組み（手続、評価の方針）、使用するツールの有無	所属するグローバルネットワークの検証の枠組み及びツールに基づいて実施。なお、監査の基準における日本独自の要請については、項目の追加等、法人がグローバルネットワークのツールを一部修正し、対応しているケースが多い。	所属するグローバルネットワークの検証の枠組みに基づいて実施している法人と、独自に定めた検証の枠組みやツールに基づいて実施している法人が混在している。	法人独自に定めた検証の枠組みに基づいて実施。ツールは、協会が提供する「監査業務の定期的な検証チェックリスト」や「監査業務レビュー手続書」等を使用するケースが多い。
検証結果の利用	検証結果について法人内で共有するとともに、社員や職員の評価に反映させている。	検証結果について法人内で共有するとともに、社員や職員の評価に反映させている。	検証結果について法人内で共有するとともに、社員や職員の評価に反映させているところもある。

（注）中小規模監査事務所の決算月は広範にわたっており、令和7年度分は未集計となっているため、中小規模監査事務所は、令和6年度までの業務報告書を対象としている。

（資料）審査会検査及び報告徴収で把握した内容並びに各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

（２）グローバルレビューの活用状況

4大グローバルネットワークでは、各国のメンバーファームが高品質の監査業務を実施しているか否かについての関心を強めている。そのため、各国のメンバーファームに、グローバルネットワークで規定した詳細な品質管理の規程や監査マニュアルへの準拠を義務付けており、各国のメンバーファームが実施する定期的な検証や個別監査業務が当該規程等に準拠していることを確認するため、グローバルレビューを実施している。なお、大手監査法人及び準大手監査法人では、所属する各グローバルネットワークによるグローバルレビューを受けている。

4大グローバルネットワーク以外では、グローバルネットワークで作成された監査マニュアルへの準拠の義務付けが、4大グローバルネットワークと同程度のものもあるが、大半が、4大グローバルネットワークと比べて緩やかなものとなっている。グローバルネットワークで作成された監査マニュアルへ

の準拠が義務付けられていない場合には、グローバルレビューは、メンバーファームの監査業務が所在国の監査基準又は国際監査基準に準拠しているかという視点で行われることになるなど、その実施内容や頻度には大きな差がある（グローバルネットワークとの提携の内容については、「1. 業務管理体制 （7）企業の海外展開への対応 イ グローバルネットワークとの提携の状況」（106 ページ）を参照のこと）。

大手監査法人及び準大手監査法人の全てがグローバルレビューを受けているのに対し、グローバルネットワークに所属している中小規模監査事務所のうち一部の監査事務所が、グローバルレビューを受けている（図表Ⅲ-3-2）。

図表Ⅲ-3-2 <グローバルレビューの概況>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
グローバルレビューの実施状況	全ての法人で受けている。	全ての法人で受けている。	一部の監査事務所受けている。
グローバルレビューの頻度	毎年	3～4年に一度	3年に一度のケースが多い。
グローバルレビューの実施者（レビューアー）の状況	海外レビューアーが直接検証するケースが多い。	海外レビューアーが直接検証するケースが多い。	グローバルネットワークが指定した国内外のレビューアーが直接検証するケースが多い。

（注）中小規模監査事務所は、グローバルネットワークに所属している監査事務所が少ない。

（資料）審査会検査及び報告徴収で把握した内容に基づき、審査会作成

（3）監査意見表明前のモニタリング

監査事務所が定めた品質管理システムにおける品質リスクに対処するための対応として、品基報第1号の適用指針に例示されている、監査意見表明前の進行中の監査業務を対象とするモニタリングを実施する取組がみられる（品基報第1号第37、A140項）。

監査意見表明前のモニタリングは、進行中の監査業務を対象に、品質管理部門や監査事業部から指名を受けたレビューアーがレビューを行い、品質管理上の課題を早期に発見し、監査チームに適時の対応を促すことを目的とした業務である。

また、当該モニタリングは、不正リスクや継続企業の前提などのリスクが高い監査領域や、会計上の見積りなど、外部検査や定期的な検証において継続して不備が検出されている監査領域を対象として行われるケースが多い。

4. 専門要員の育成・維持、教育・訓練、評価

監査品質の維持・向上のためには、監査事務所が、専門要員（監査責任者を含む。）に対して必要な専門知識を習得する機会を提供するとともに、専門要員に対する適切な評価を行うことが必要である。特に、会計不正を見抜くような職業的懐疑心を発揮する人材を育成し、適切に評価することが重要である。そのため、審査会は、監査事務所における人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定等について、検査を含めたモニタリング活動により検証している。

ここでは、専門要員の育成・維持の取組、教育・訓練及び評価の状況を説明する。

（１）専門要員の育成・維持の取組の状況

大手監査法人及び準大手監査法人においては、監査環境の変化、監査手法の深化や複雑化に対応するため、中長期的な人材育成方針を定め、教育・訓練を行うとともに、公認会計士としての成長に寄与する多様な業務機会を提供するなどの人材育成施策に取り組んでいる（図表Ⅲ-4-1）。

図表Ⅲ-4-1 <大手監査法人及び準大手監査法人における業務機会提供の事例>

- ・ 職員の業務ローテーション、地域事務所を含む部門間異動の実施
- ・ 品質管理業務、税務業務、アドバイザリー業務等、監査証明業務以外への関与
- ・ 海外メンバーファームへの派遣・現地駐在
- ・ グループ法人、協会等関係団体、事業会社等の監査法人外部への出向

（出典）審査会検査及び報告徴収で把握した内容に基づき、審査会作成

また、人材の定着を目的として、リモートワークの活用やフレックスタイム制などの柔軟な勤務体系の導入、アサインメント（専門要員が担当する業務）の一元管理を通じた業務の平準化、報酬を含む人事評価制度の見直しやカウンセリングによる多様なキャリアプランの提示とキャリアプランに合った業務機会の提供等の取組も行っているほか、若手職員に対するマンツーマンのOJTを実施している法人もある。さらに、一部の法人では、職員のモチベーション維持をサポートするための同世代を含むグループでのカウンセリングや、個人的な悩みを相談できるメンター制度の導入により、休職率や退職率を引き下げる取組が進められているほか、監査業務の魅力を高める環境整備に取り組みつつ、退職率を監査品質指標（AQI）としてモニタリングしている事例もみられる。

（２）専門要員の教育・訓練の状況

監査事務所は、専門要員が雇用、育成及び維持され、かつそれらの専門要員が、事務所が実施する業務に関連する知識や経験を有することを含め、より質の高い監査を一貫して実施する適性及び能力を有していることに係る品質目標を定めなければならない（品基報第1号第32項（1））。

これを受け、監査事務所は、その規模に応じた専門要員に対する教育・訓練の体制を整備している（図表Ⅲ-4-2）。

図表Ⅲ-4-2 <教育・訓練の体制に関する事例>

大手監査法人・ 準大手監査法人	・ 人事部門等に研修実施の専門部署を設置、年次別や職階別の研修体系を整備・運用 ・ 会計・監査の基準のアップデート、監査ツール（データ分析ツールを含む。）の利用、不正リスク対応、業種別の論点や IPO 監査特有の論点への対応、定期的な検証や審査会検査・協会の品質管理レビュー等の結果、職業倫理及び独立性、情報セキュリティ、監査業務の実施にわたる一連の研修の実施 ・ サステナビリティ情報の開示や保証に関する研修の実施 ・ 研修内容の定着度を測るための試験の実施 ・ 語学関連資格の取得補助及び国内外での語学研修（オンライン研修を含む。）の実施 ・ インダストリーやセクター別に最新の業界動向等を共有する情報連絡会の実施
中小規模監査事務所	・ 協会の本部や地域会が開催する研修に出席する、あるいは、協会の e ラーニングを視聴する機会の提供 ・ 定期的な検証や審査会検査・協会の品質管理レビュー等の結果に関する監査事務所内での共有（具体的には、定期的な検証等の結果を踏まえた改善施策の内容も含めた、全体研修会での周知）

（出典）審査会検査及び報告徴収で把握した内容に基づき、審査会作成

大手監査法人や準大手監査法人では、教育・訓練に関する専門部署を設置しているほか、主に大手監査法人では、グローバルネットワークと連携して年次別や職階別の研修体系を整備している。また、e ラーニングの仕組みにより、研修受講者それぞれの都合の良い時間と場所で、教育・訓練を受けることを可能にしている一方で、新人研修など、監査実務の経験の浅い専門要員向けの研修は、対面の開催を中心とするなどの傾向もみられる。

中小規模監査事務所の中でも比較的規模の大きい事務所では、職階別の研修体系や e ラーニングの仕組みを整備している事例や、外部研修の受講料を法人が負担することで、教育・訓練の機会を提供している事例もある。一方、多くの中小規模監査事務所では、専門要員の経験や能力、被監査会社の業種などに応じた独自の研修を提供することが困難であり、協会が運用する CPD 制度に基づく研修の社員・職員の履修状況（必修単位数の取得）を確認するにとどまっている事例がみられる。

(IFRS 適用に対応するための教育・訓練の状況)

国内における IFRS 適用済及び適用決定会社が 310 社を超えている状況の中、大手監査法人を中心に、IFRS 適用会社の監査に関与する専門要員の育成に取り組んでいる。審査会は、モニタリング活動を通じて IFRS に関する研修体制を把握しており、主な事例を以下に示す（図表Ⅲ-4-3）。なお、中小規模監査事務所においては、全ての専門要員に対して協会の IFRS に係る研修の受講を義務付けているところもあるが、IFRS 適用会社の監査に関与する専門要員の自己学習に委ねているところが多い。

図表Ⅲ-4-3 <IFRS 適用に対応するための教育・訓練の状況に関する事例>

大手監査法人・ 準大手監査法人	・ IFRS の社内認定資格を設定し、資格取得者に対して基準等のアップデートに関する研修を定期的に実施 ・ IFRS の解釈や具体的な適用に係る専門部署を設置し、監査チームへの助言・個別論点の協議などを行うほか、必要な指針等を監査法人内で随時配布 ・ IFRS の解釈や適用方針を検討する所属ネットワークの組織への人材派遣や、当該組織との定期的な意見交換の実施
--------------------	--

(出典) 審査会検査及び報告徴収で把握した内容に基づき、審査会作成

(3) 専門要員の評価の状況

専門要員の評価が適切に行われることは、監査品質を重視する事務所の姿勢を示すこととなり、それを継続することは、監査品質の基盤となる組織風土を醸成するために特に重要である。

監査事務所は、専門要員が、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすための適切な能力を開発及び維持し、また適時の査定、報酬、昇進及び他のインセンティブを通じて責任を負い評価されることに係る品質目標を定めなければならない（品基報第1号第32項（2））。

また、上場会社等の監査を行う場合、監査法人のガバナンス・コードでは、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべき（原則4 指針4-2）とされている。

① 社員の評価

大手監査法人及び準大手監査法人における社員の評価は、監査品質、監査事務所の運営への貢献、新規業務の獲得等に基づき行われているが、その中でも監査品質を重視した評価方法を採用しており、例えば、大手監査法人では、図表Ⅲ-4-4のような評価を行っている。

図表Ⅲ-4-4 <大手監査法人における社員の評価例>

- ・「業務評価規程」に基づき、チーム管理、業務開発等を含めた項目ごとの評価を行っているが、監査業務を行う社員は品質管理が重視される。
- ・グローバル対応力を含む監査品質を重視した社員評価制度を設けている。
- ・職能評価と業績評価を実施しており、職能評価において、品質管理と倫理・コンプライアンスの比重を高くしている。
- ・定期的な検証（詳細は「3. 品質管理システムの監視（1）定期的な検証の状況」（115 ページ）を参照のこと）での評価及び品質管理レビュー等の結果を社員評価へ反映させている。

（出典）審査会検査及び報告徴収で把握した内容に基づき、審査会作成

評価結果は被評価者にフィードバックされ、識別された課題について、次年度における目標設定や具体的な行動計画策定につなげられるケースが多い。また、評価結果を社員報酬に反映させるほか、評価結果に応じて担当する被監査会社を決定するとともに、評価が著しく悪い場合には、業務制限を設けるなどの対策をとるケースもある。

一方、中小規模監査事務所では、定期的な社員評価を実施していないところがあり、社員評価を実施しているところでも、評価の方針及び手続を明確に定めていないケースもある。

② 専門職員の評価

監査事務所では、評価基準に基づいて専門職員の評価を実施し、その結果を踏まえて昇進等を決定する方針を定めている。

大手監査法人及び準大手監査法人では、専門職員の評価において、監査の基準等の理解、監査チーム内のコミュニケーション、マネジメント能力（グローバル対応を含む。）等の監査品質に係る評価項目を設けているケースが多い。また、一般的に、大手監査法人及び準大手監査法人では、社員登用やマネージャー昇進等に関する方針や要件を定めており、選考の上、社員登用や昇進等が決定される。

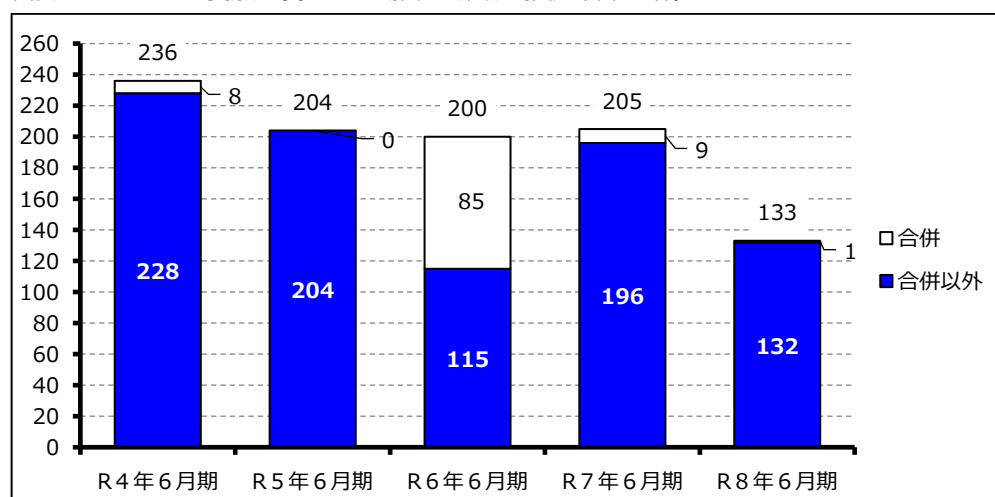
一方、中小規模監査事務所では、専門職員の評価を大手監査法人及び準大手監査法人と同様に実施しているものの、公認会計士試験合格者を新規採用するケースが少なく、社員登用を前提に専門職員を中途採用するケース等もあることから、評価結果に基づく社員登用や昇進等に関する方針を定めていないところもある。また、中小規模監査事務所の一部において、非常勤の専門職員に係る評価基準を設けてはいるものの、評価基準に基づいた評価を実施していない事例、あるいは実施していても、雇用条件に係る契約の内容等の見直しや当該契約の更新の有無に評価結果を反映させていない事例がみられる。

5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動

監査契約の新規締結は、個別の監査業務の品質水準のみならず、監査事務所全体の運営にも大きな影響を与え得ることから、審査会は、モニタリング活動で検証を行うほか、交代理由や当該新規締結が監査事務所全体の品質管理に与える影響についても把握することとしている。以下では、監査契約の新規締結及び会計監査人の異動に関する分析を行うとともに、モニタリング活動で把握した内容と公表情報の関係を分析する。

上場国内会社の会計監査人の異動状況をみると、令和8年6月期は133件と直近5年間で最も少ない件数となっており、令和7年6月期に比べ、合併⁴⁶以外を理由とした異動が大幅に減少している（図表Ⅲ-5-1）。こうした動きから、異動件数は、令和4年6月期をピークとした高い水準から、それ以前の水準に近付いてきており、会計監査人の異動の動きは一旦落ち着く様子にあることがうかがえる。なお、合併の状況については、「Ⅱ. 監査業界の概観 2. 監査事務所の状況（4）監査法人の合併の状況」（57ページ）を参照のこと。

図表Ⅲ-5-1 <監査事務所を変更した上場国内会社数の推移（単位：件）>



（注）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

（出典）審査会作成

上記異動状況のうち、合併以外の理由による監査法人の規模別増減をみると、令和8年6月期においては、令和7年6月期に比べて異動件数は減少しているものの、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ変更する傾向は継続している（図表Ⅲ-5-2、Ⅲ-5-3）。このような動きは、大手監査法人が、監査契約の継続に関し、監査報酬、監査リスク、業務遂行に必要な人員等を考慮した業務運営を引き続き重視している一方、被監査会社も、継続監査期間の長期化や会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性などを考慮して、会計監査人の交代の必要性を検討していることによるものと考えられる。

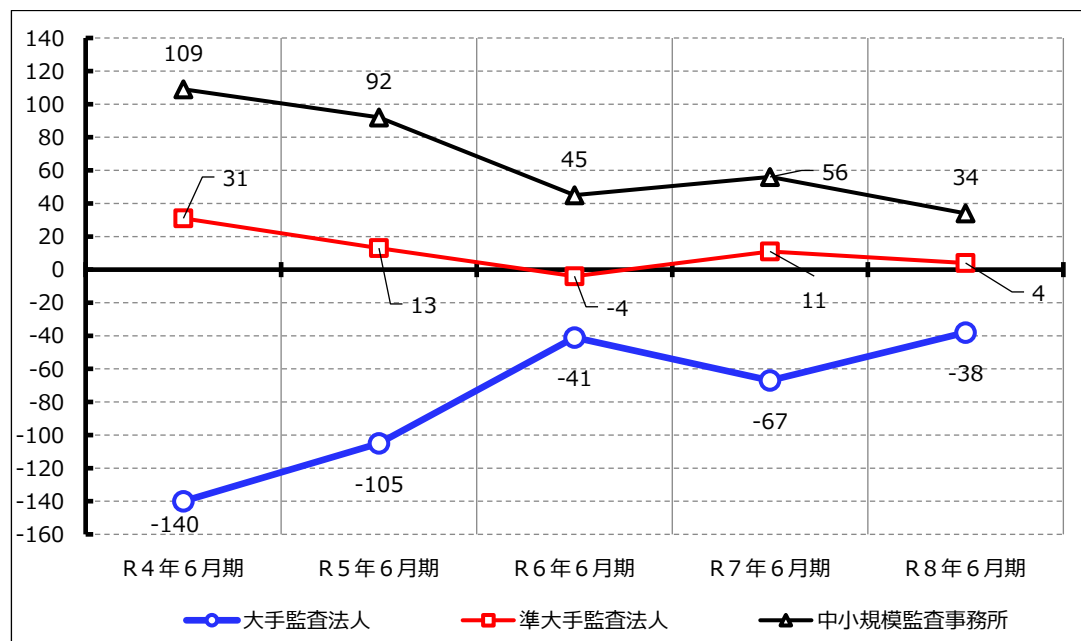
⁴⁶ 令和8年6月期において、監査法人同士の合併はない。ただし、会計監査人の地域事務所を経営統合した監査法人への異動を「合併」としている。

なお、大手監査法人の監査契約の継続に関する業務運営については、「（３）モニタリング活動を通じて把握した会計監査人の異動理由」（125 ページ）を参照のこと。

また、中小規模監査事務所から他の中小規模監査事務所への変更については、令和 8 年 6 月期において、令和 7 年 6 月期に比べて減少しているものの、中小規模監査事務所から他の中小規模監査事務所へ変更する傾向は継続している（図表Ⅲ-5-3）。大手監査法人や準大手監査法人は、中小規模監査事務所の被監査会社であった上場国内会社に対し、監査報酬等の観点から監査契約の新規締結に慎重な姿勢を継続していることや、当該上場国内会社においても、事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性などを考慮して、会計監査人を選定しているため、他の中小規模監査事務所を選任することが多くなっているものと考えられる。それに加え、中小規模監査事務所から他の中小規模監査事務所への変更のうち、前任会計監査人が上場会社等監査人名簿に登録されなかったケースが、令和 7 年 6 月期には 35 件であった一方、令和 8 年 6 月期には 7 件となっていることから、令和 7 年 6 月期における状況には、上場会社等監査人登録制度の導入も影響していたものと考えられる。

上記の大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への変更は、上場会社監査の担い手としての中小規模監査事務所の役割が増大していることを示唆しているが、中小規模監査事務所に対する近時の審査会検査では、監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものも見受けられており、中小規模監査事務所における監査品質の維持・向上が喫緊の課題となっている。審査会としては、こうした状況を踏まえ、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う方針としている。

図表Ⅲ-5-2 <監査事務所の規模別の異動状況（規模別の純増減の状況）（単位：件）>



（注 1）件数は純増減

（注 2）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の 6 月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

（注 3）上表の数値には、監査法人の合併による異動は含まれていない。

（出典）審査会作成

図表Ⅲ-5-3 <規模別の総増減の状況（単位：件）>

異動形態	R 6 年 6 月期	R 7 年 6 月期	R 8 年 6 月期	増減
大手 → 大手	12	14	14	－
→ 準大手	10	25	18	▲7
→ 中小	40	49	27	▲22
準大手 → 大手	5	3	5	2
→ 準大手	－	2	1	▲1
→ 中小	11	14	13	▲1
中小 → 大手	4	4	2	▲2
→ 準大手	2	3	4	1
→ 中小	31	82	48	▲34
合計	115	196	132	▲64

（注 1）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の 6 月末までに後任の会計監査人を決定している会社数を集計

（注 2）図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す。

（注 3）上表の数値には、監査法人の合併による異動は含まれていない。

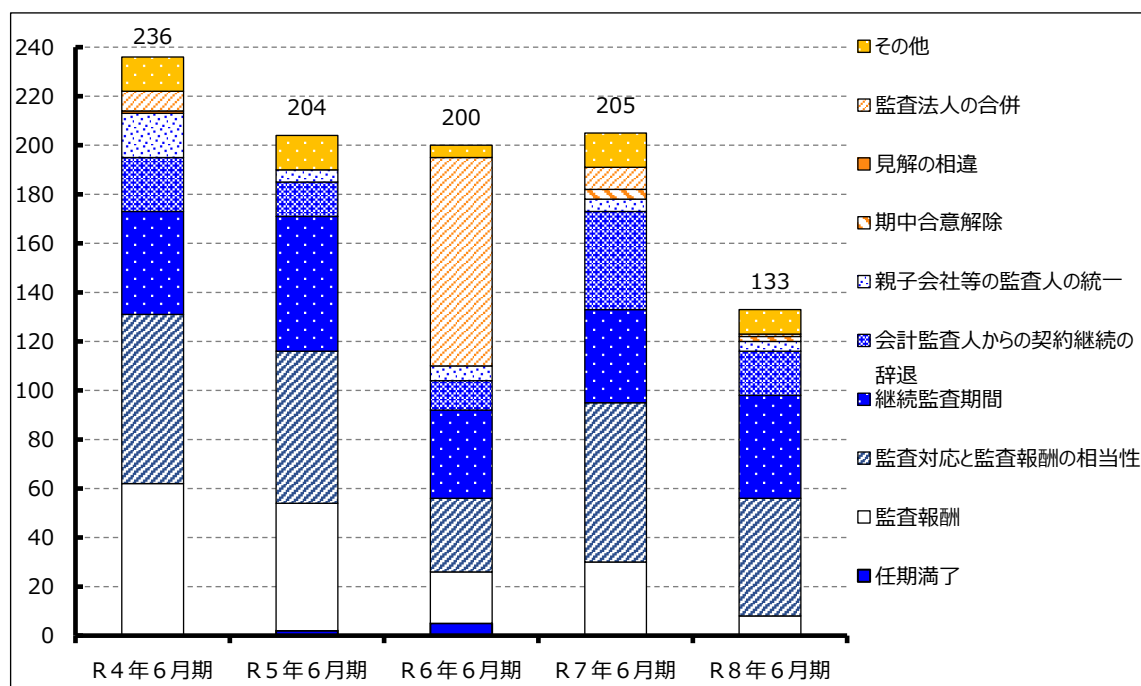
（出典）審査会作成

（１）被監査会社の適時開示における会計監査人の異動理由

上場国内会社の会計監査人が異動する場合、上場国内会社はその旨を直ちに開示しなければならない（有価証券上場規程（東京証券取引所）第 402 条）。また、この場合の開示に際しては、異動を行うこととした実質的な理由やその経緯を具体的に開示することが求められている。

同規程に基づき開示された会計監査人の異動理由をみると、監査報酬の増額提示や会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を異動理由に挙げているケースが多いほか、現行の会計監査人の継続監査期間の長期化を考慮して他の監査法人と比較検討した結果、会計監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多い（図表Ⅲ-5-4）。令和 8 年 6 月期においても、これらの理由により会計監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多いほか、現行の会計監査人が、監査契約の継続を辞退する件数も多くなっており、監査環境等の変化により監査工数の増加が見込まれる中、十分な人員の確保が見込まれないことなどを理由に挙げているケースがみられる。

図表Ⅲ-5-4 <上場国内会社の会計監査人の異動理由（単位：件）>



（注1）各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき集計

（注2）複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。

（出典）審査会作成

（2）期中に会計監査人の異動があった理由

期中に会計監査人が異動したケースは、令和8年6月期において、全体の異動件数 133 件中 2 件あった。期中交代の理由は、被監査会社での不適切な会計処理の発覚等による監査法人からの解約・辞任の申し出によるものである。

（3）モニタリング活動を通じて把握した会計監査人の異動理由

以下は、被監査会社の適時開示とは別に、令和7事務年度におけるモニタリング活動を通じて把握した会計監査人の異動理由である。なお、令和7事務年度において、全ての監査事務所を対象とした検査及び報告徴収は実施しておらず、また、検査及び報告徴収のタイミングから前年度の異動理由も含まれている場合もあり、必ずしも開示されている年度別の異動件数とは一致しない。

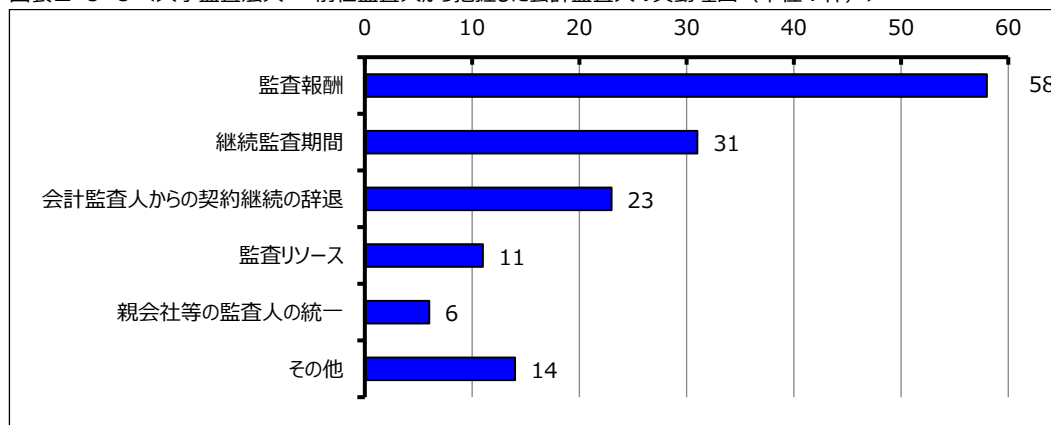
① 大手監査法人

大手監査法人に対する検査及び報告徴収で把握した 94 件の会計監査人の異動について、前任会計監査人として回答した異動理由をみると、「監査報酬」が 58 件と最も多く、次いで「継続監査期間」が 31 件となっている。また、「監査報酬」と「継続監査期間」の双方を異動理由とする事例も確認された。他方、異動の態様に着目すると、会計監査人からの契約継続の辞退に至った事例も 23 件確認された。これらには、法人側の監査資源の配分やク

ライアントポートフォリオの見直しの中で、監査リスク、監査工数、報酬水準等を総合的に勘案し、契約継続が困難と判断されたと思われるものが見受けられた。（図表Ⅲ-5-5）。

また、前年度に比べ、会計監査人の異動件数（前年度 57 件）と会計監査人からの契約継続の辞退件数（前年度 4 件）は大幅に増加しており、この背景には、被監査会社において、「継続監査期間」や「監査報酬」などを勘案して会計監査人の異動を検討する動きが強まったことに加え、大手監査法人においても、監査契約の継続に関して、監査報酬が監査リスクに見合った水準となっているか、監査リスクが監査契約の継続を可能とする水準に収まっているか、業務遂行に必要な人員を確保できるかなどの観点から、個別監査業務ごとの、または、監査法人全体としての分析がなされ、その結果に沿った業務運営が行われていることも理由と考えられる。

図表Ⅲ-5-5 <大手監査法人 - 前任監査人から把握した会計監査人の異動理由（単位：件）>



（注1）令和7事務年度審査会検査及び報告徴収において理由を把握した94件が対象

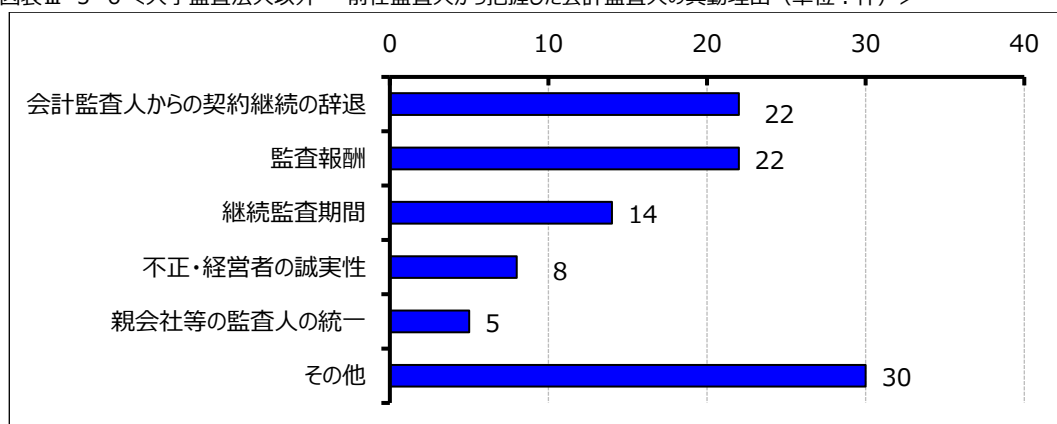
（注2）複数の理由がある場合、重複して集計（合計143件）

（出典）審査会作成

② 準大手監査法人及び中小規模監査事務所

準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査及び報告徴収で把握した66件の会計監査人の異動について、前任会計監査人として回答した異動理由をみると、「その他」を除く主な理由では、「会計監査人からの契約継続の辞退」及び「監査報酬」が最も多く、次いで「継続監査期間」を異動理由とする事例が多くみられた（図表Ⅲ-5-6）。「会計監査人からの契約継続の辞退」の背景には、被監査会社の業績悪化、経理体制の脆弱さなどに伴う監査リスクの高まりにより、必要な監査工数に対して監査資源の確保が困難となり、また、監査報酬との見合いから契約継続が困難と判断された事例がみられたほか、法人側の監査資源の制約を主たる理由とする事例も確認された。また、「その他」の理由としては、業務内容や事業規模に見合った監査対応、グローバルな監査体制への対応等、被監査会社側の事情による会計監査人の見直しを理由とするケースがみられた。

図表Ⅲ-5-6 < 大手監査法人以外 - 前任監査人から把握した会計監査人の異動理由（単位：件） >



（注1）準大手監査法人（4 法人）及び中小規模監査事務所（49 法人が対象であり全て中小監査法人）に対する令和7事務年度審査会検査及び報告徴収において理由を把握した66件が対象

（注2）複数の理由がある場合、重複して集計（合計101件）

（出典）審査会作成

6. 監査報酬の状況

(1) 監査報酬に関する規則

監査報酬は、契約当事者間の協議により決定されるが、協会は、会員である監査事務所の監査報酬決定の参考に供するため、監査報酬を算定するためのガイドラインを定めている。

一方、協会の倫理規則（令和7年7月最終改正）において、専門業務の内容又は価値に基づいた報酬見積額を提示することが適切であり、正当な根拠に基づかない低廉な報酬見積額の提示は、適用される技術的及び職業的専門家としての基準に従って専門業務を実施することが困難となると考えられることから、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益という阻害要因が生じるとしている。

(2) 監査報酬の算定方法

協会の「監査報酬算定のためのガイドライン」では、「タイムチャージ方式」と「基本報酬＋執務報酬方式」が例示されている。これらの方法は標準報酬額（見積金額）の算定時に使用されており、最終的な監査報酬金額は、被監査会社との調整により決定されるとしている（図表Ⅲ-6-1）。

図表Ⅲ-6-1 <監査報酬見積金額の算定方法>

方式	監査報酬見積金額の算定方法
タイムチャージ方式	公認会計士、公認会計士試験合格者、その他監査従事者の執務時間に、当該公認会計士等の請求報酬単価（以下「チャージレート」という。）を乗ずることにより算定する。
基本報酬＋執務報酬方式	監査報酬を基本報酬（固定金額）と執務報酬（変動金額）とに区分して算定する。 基本報酬は、監査の種類（金商法監査、会社法監査等）や被監査会社の規模（資本金、資産、売上高等）により決定する。執務報酬は、執務時間にチャージレートを乗ずることにより算定する。

（出典）協会「監査報酬算定のためのガイドライン（平成15年10月）」より審査会作成

令和7事務年度に実施した報告徴収によると、監査報酬の見積りの状況は、以下のとおりである。

① 大手監査法人

監査報酬の見積りに際して、全て「タイムチャージ方式」を採用しているとしている。チャージレートは、監査実施者の職階ごとに設定され、間接部門における人件費やシステム関連費用等、法人の経営や品質管理に要する間接的な費用を含めて算定されている。

監査実施者の職階以外にも、監査業務の難易度や提供サービスごとに、チャージレートが細かく設定されているケースもある。

② 準大手監査法人

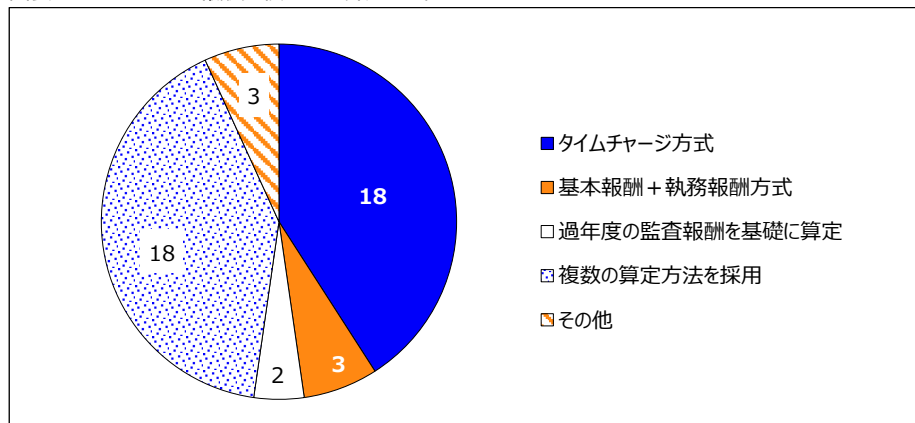
監査報酬の見積りに際して、3 法人は「タイムチャージ方式」を採用し、1 法人は「基本報酬＋執務報酬方式」を採用しているとしている。

また、「タイムチャージ方式」を採用している 1 法人は、監査実施者の職階ごとのチャージレートを設定していないが、他の 3 法人は、監査実施者の職階ごとのチャージレートを設定しているとしている。

③ 中小規模監査事務所

報告徴収を実施した中小規模監査事務所（全て中小監査法人で 44 法人を対象）の回答を集計した結果、監査報酬の見積りに際して、「タイムチャージ方式」、または、「タイムチャージ方式」を原則としつつ他の方法を組み合わせるなど、複数の算定方法を採用しているとする監査事務所が多い（図表Ⅲ-6-2）。

図表Ⅲ-6-2 <監査報酬見積金額の算定方式>



（注）令和 7 事務年度の中小規模監査事務所に対して実施した報告徴収より集計

（出典）審査会作成

また、多くの中小規模監査事務所が、監査実施者の職階ごとのチャージレートを設定していないとしている（図表Ⅲ-6-3）。

図表Ⅲ-6-3 <監査実施者の職階ごとのチャージレートの設定の有無>

設定の有無	事務所数	割合
設定あり	10	23%
設定なし	34	77%
合計	44	100%

（注）令和 7 事務年度の中小規模監査事務所に対して実施した報告徴収より集計

（出典）審査会作成

（３）会計監査人の異動前後における監査報酬の状況

会計監査人が異動した場合、監査報酬の見直しが行われるケースが多いことから、令和 6 年 7 月から令和 7 年 6 月にかけて適時開示された上場国内会社における会計監査人の異動 185 件（監査法人の合併による異動を除く。）を対象に、審査会が、異動前後の監査報酬について、異動先の会計監査人の規模の変化に着目して比較・分析したところ、以下の状況がみられた。

より規模の大きい監査事務所へ異動する場合（8 件）には、監査報酬は増加するケースが多く、約 7 割のケース（6 件）で増加しており、減少したケースは約 3 割（2 件）であった。同規模の監査事務所へ異動する場合（91 件）には、約 6 割（56 件）のケースで監査報酬は増加しており、約 3 割（28 件）のケースで減少している。また、より規模の小さい監査事務所へ異動する場合（86 件）には、約 7 割のケース（64 件）で監査報酬は減少しており、増加したケースは約 2 割（19 件）であった（図表Ⅲ-6-4）。

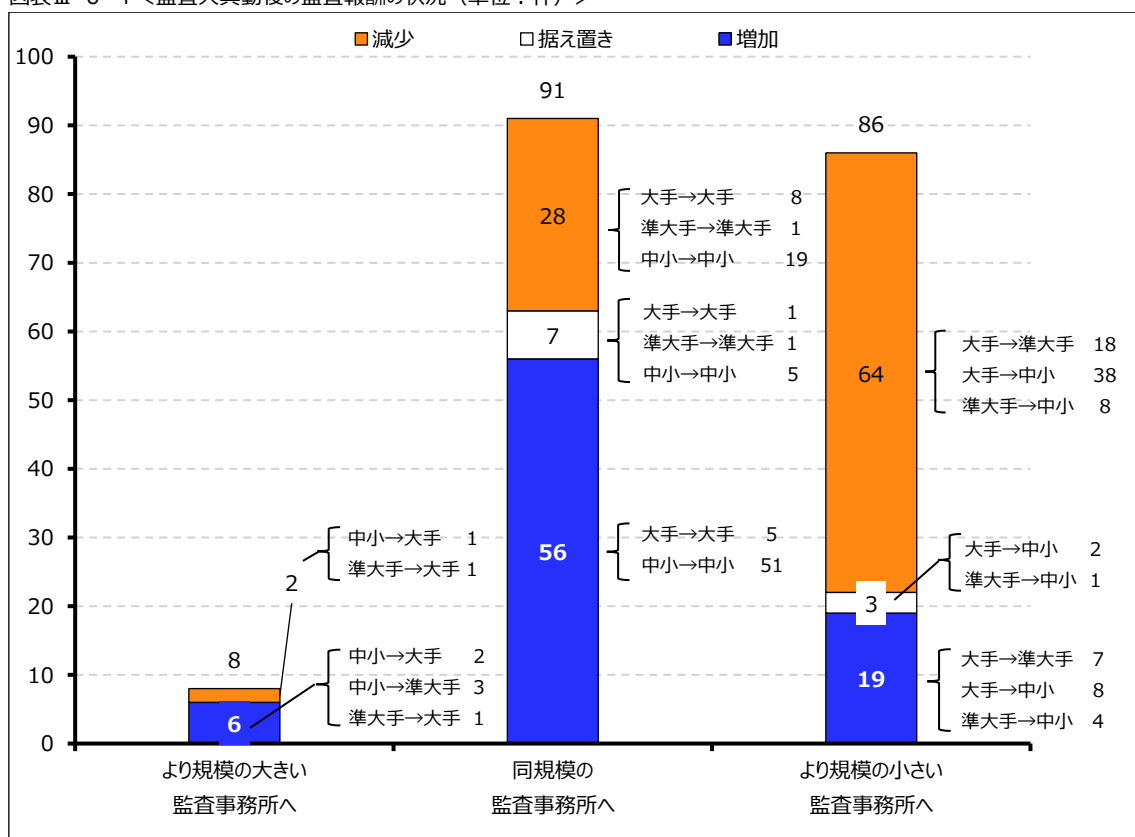
前述（「5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動（1）被監査会社の適時開示における会計監査人の異動理由」（124 ページ）参照）のとおり、上場国内会社が開示した会計監査人の異動理由では、会社の事業規模に適した監査対応や監査報酬の相当性を挙げているケースが多い。上記の分析結果を踏まえると、上場国内会社の一部において、現行の会計監査人の監査報酬が自社の事業規模等に比して過剰であると判断し、監査報酬の軽減を目的に、後任会計監査人として、主に中小規模監査事務所を選任している傾向がうかがえる。

一方、令和 7 事務年度においては、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合であっても、監査報酬が増加しているケースが前年度に比べ多く認められている。これは、被監査会社が、監査報酬の相当性を重視しつつも、自社の事業規模に適した会計監査人による監査対応を優先させた結果、監査報酬の増加を受け入れたことによるものと考えられる。すなわち、監査報酬の軽減が、より小規模な監査事務所への異動と必ずしも直結しない状況に変わりつつあることがうかがわれる。

異動後の監査報酬が増加しているケースは、同規模の監査事務所へ異動する場合、特に中小規模監査事務所間の異動の場合において相当数（51 件）に上っている。現行の会計監査人から監査契約の継続を辞退される件数が多くなっている状況を踏まえると、被監査会社において、会計監査人を速やかに選任する必要があることから、会計監査人候補者から提示された監査報酬を受け入れた結果、監査報酬が増額している可能性もある。

審査会は、会計監査人の異動前後での監査報酬の状況について、異動先の会計監査人の規模の変化に着目しながら、引き続き、その動向を確認することとしている。

図表Ⅲ-6-4 <監査人異動後の監査報酬の状況（単位：件）>



（注1）上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示（令和6年7月から令和7年6月）を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計

（注2）件数の内訳はグラフに記載

（注3）図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す。

（出典）会計監査人の異動に関する適時開示及び令和8年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき、審査会作成

（4）報酬依存度の状況（セーフガード）

監査業務に関し、特定の被監査会社に対する報酬依存度（会計事務所等⁴⁷の総収入⁴⁸のうち、特定の被監査会社からの総報酬が占める割合）が高い水準となる場合、報酬依存度の高さ及び当該被監査会社からの報酬を失うことへの懸念は、自己利益という阻害要因の水準に影響を与え、監査事務所に不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせる。

協会の倫理規則では、報酬依存度に関する規定が設けられており、特定の被監査会社に対する報酬依存度が2年連続して15%を超える、又は超える可能性が高い場合のセーフガードとして、監査事務所が監査意見を表明する前に、会計事務所等の構成員ではない会員による監査業務に係る審査と同様のレビューを受けることが必要とされている。なお、特定の被監査会社（社会的影響度の高い事業体）に対する報酬依存度が5年連続して15%を超える場合、5年目の監査意見表明後に辞任しなければならない。

⁴⁷ 監査事務所、監査事務所が契約や人的関係等を通じて支配する事業体及び監査事務所を支配する事業体を指す。

⁴⁸ 監査証明業務収入及び非監査証明業務収入（各種アドバイザー業務及び税務業務等）の総額

セーフガードの適用状況をみると、大手監査法人及び準大手監査法人では該当する事例はなく、中小規模監査事務所では、令和7事務年度検査及び報告徴収の対象とした49事務所（全て中小監査法人）のうち、8法人（13業務）において、報酬依存度に関するセーフガードが適用されていた。

■監査品質の向上と収益性・業務効率の改善■

各監査法人は、外部検査等で指摘された不備を改善し、監査品質を維持・向上させるための様々な施策（以下「品質管理施策」という。）に取り組んでいるが、審査会検査や協会による品質管理レビューの深度は年々高まっており、指摘された不備の内容は変化しつつも、不備の指摘数はそれほど減少していない。また、監査の実務を担う監査チームや品質管理施策を立案・実施する品質管理部門における、必要なリソース（人員及び時間）の捻出は容易ではない。特に、大手監査法人においては、組織の規模が大きいため、品質管理施策を全ての部門や拠点の末端まで浸透させることは、容易に対処できるものでもない。

近年、公認会計士登録者数は緩やかに増加しているものの、コンサルティングファームや事業会社のCFOなど、給与・報酬の水準も含めて、魅力的な他の分野への就職機会の増加などから、公認会計士登録者のうち監査法人所属者数は、公認会計士登録者数ほど増加しておらず、監査の担い手不足に対する懸念を生じさせている。一方で、大手監査法人を中心に、監査業務のうち専門性が低い業務を、監査アシスタントに担当させたり、デリバリーセンターにおいて集中的に処理させたりするなど、監査業務の標準化・集中化を図ることで、公認会計士等の専門家の時間をより高度な監査領域に振り向ける取組が推進されている。また、AI等のテクノロジーを利用した監査ツールの開発・適用も進められており、監査の担い手不足への対応に加えて、監査業務の効率化・高度化への取組も進展している。

しかし、監査を取り巻く環境は非常に速いスピードで変化しており、被監査会社のビジネスの多様化や高度化、グローバル化の進展、適用する会計基準の複雑化に加え、新たな監査の基準が要求する事項への対応等を背景として、今後も引き続き、人材確保や育成のための人的投資、AI等のテクノロジーへの投資は、各監査法人において必要になるものと想定される。

こうした状況の下、各監査法人は、十分かつ適切な監査品質を確保するために必要な監査時間を精緻に見積もり、監査報酬の改定を被監査会社に申し入れるなど、監査報酬水準の見直しを行っている。

財務局等に提出された業務報告書によると、大手監査法人では、金商法・会社法の監査先数が減少している一方で、監査報酬の総額は増加している。また、上場国内会社の有価証券報告書で開示された監査報酬の状況によると、大手監査法人では、過半数の監査先で監査報酬が前年度より増加しており、監査報酬水準の見直しが進んでいることがうかがえる。ただし、上場国内会社の監査人交代に係る適時開示情報を分析すると、監査報酬の増額提示や、事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を異動理由に挙げているケースが多く見受けられ、監査報酬水準の見直しは進展しているものの、監査品質の向上に向けて監査法人に求められる役割や対応に見合う監査報酬水準と、被監査会社が想定する監査への期待水準との間には依然としてギャップが存在しており、監査報酬の改定は十分に浸透しているとは言えない状況である。

このように、各監査法人においては、品質管理施策の実効性を担保するという重要な課題に対し、リソース確保のための人的投資やテクノロジーへの投資などを積極的に行っているものの、監査報酬の改定は必ずしも十分な収益水準にまで到達していない。場合によっては、監査契約が解除されるリスクも存在する状況において、高品質な監査の実現を通じた市場への貢献という監査人の使命を果たすため、各監査法人の経営執行部は、監査品質の向上と収益性の改善というジレンマを抱えながら、非常に難しい舵取りを行っている。

資本市場の信頼性の確保には、マーケットガバナンス⁴⁹を高めることが重要であり、監査の一層の機能発揮が求められている。しかしながら、資本市場における監査の重要性や監査法人の公益的な役割については、ともすれば忘れられがちである。複数の上場国内会社における不正会計の事実が表面化した近時の状況下においては、監査品質の向上に係る議論に加え、被監査会社や市場参加者も含めた資本市場全体の観点から、会計監査の重要性や監査業務に対する正当な評価、監査法人に求められるあるべき将来像などについて、より一層活発な議論が行われることが期待されている。

⁴⁹ 「マーケットガバナンス」は多義的に利用されているが、ここでは、市場参加者による市場規律に加え、市場規律が自律的に働く環境を担保する監査法人等の機能までを広くマーケットガバナンスとしてとらえている。

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

1. 中小規模監査事務所をめぐる動向

(1) 中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化

近年、日本の上場国内会社数が減少傾向にある中で、上場国内会社の会計監査人を大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に変更する動きは続いており、特に、中小規模監査事務所については、会社数ベースで上場国内会社の約 28%（約 1050 社）に監査業務を提供している状況にあるとともに、新規上場国内会社の会計監査人を務める件数も年々増加しているなど、資本市場において期待される役割は更に高まっている。

こうした中、令和 6 年 7 月以降に開始する事業年度の監査から、改訂品管基準の適用が全面的に開始されたほか、独立性関連の規制強化等を目的に、令和 4 年 7 月に改正された協会の倫理規則は、令和 6 年 7 月、業務チームの定義及びグループ監査業務に関する規定等を対象に改正されるなど、中小規模監査事務所においては、上場国内会社に監査業務を提供するための体制整備に加え、品質管理システムの適切な運用、報酬（監査報酬・非監査報酬・報酬依存度）についての独立性規定や非保証業務の同時提供に関する独立性規定が強化されたことへの対応等が求められている。

また、監査調書の電子化を含む監査業務のデジタル化への対応、暗号資産関連などの監査手続の複雑化やサステナビリティ情報関連などの業務領域の拡大を踏まえた人材の確保・育成など、中小規模監査事務所の業務運営には、人的リソースや財政面の課題が認められている。

加えて、上場国内会社に関する監査の担い手の裾野の拡大など、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、令和 4 年 5 月の法改正により上場会社等監査人登録制度が導入されたことで、上場会社等の監査を行う監査事務所には、改正公認会計士法施行規則（以下「改正施行規則」という。）において、充実した情報開示を行うための体制及び監査法人のガバナンス・コード（令和 5 年 3 月改訂）に沿って業務を実施する体制の整備が求められ、上場会社等の監査を行う監査事務所として法律上の名簿に登録された中小規模監査事務所に対しても、令和 6 年 7 月 1 日以降最初に開始する被監査会社等の会計期間開始日からの適用が始まっている。

さらに、中小規模監査事務所が会計監査人を務めていた上場国内会社において、新規上場申請時から、会計不正が行われていた事案が発生しており、中小規模監査事務所が実施する監査業務について課題が指摘されている。

(2) 日本公認会計士協会による中小規模監査事務所への対応

① 上場会社等監査人登録制度の運用状況

上場国内会社の監査を行う監査事務所等の登録は、これまで、協会の自主規制業務の

一環である上場会社監査事務所登録制度として、品質管理レビュー制度を所掌する品質管理委員会で行われてきたが、協会は、令和 5 年 4 月 1 日に上場会社等監査人登録制度の運用を開始し、新たに設置された、会員 3 名と非会員 4 名の合計 7 名から構成される「上場会社等監査人登録審査会」において、登録の審査、登録の取消しの審査、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項の審議等を行っている。

上場会社等監査人登録制度は、i 上場会社等の監査を行う監査事務所を法律上の名簿（以下「上場会社等監査人名簿」という。）に登録し、ii 登録を受けた監査事務所（登録上場会社等監査人）に対して“高い規律付け”を求め、iii 登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として“高い規律付け”を果たしているかどうかを協会が確認（適格性の確認）し、iv 必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消しなどを行うことで、会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度である。

協会は、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所（以下「登録希望事務所」という。）からの申請を受け、「登録の審査のためのレビュー」を行い、品質管理システムの整備の状況を確認する。また、登録希望事務所又は登録上場会社等監査人が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制を備えているかどうかについて、登録の審査のためのレビューを含む品質管理レビュー制度を利用した適格性の確認を行い、上場会社等監査人登録審査会は、これらの確認結果に基づき、登録の可否や登録の取消しを決定する。

協会は、令和 5 年 6 月に「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を公表し、適格性を判断するに当たっての着眼点及び判断基準をレビューチームに示す一方、登録希望事務所又は登録上場会社等監査人が、当該ガイドラインに記載された状況に該当しているかどうかについて自ら評価（セルフアセスメント）を行い、不備が確認された場合には、自主的な改善策を直ちに立案し、実行することを期待している。当該ガイドラインは、令和 6 年 8 月及び令和 7 年 6 月に改正され、改訂品管基準の適用の開始、上場会社等監査人登録審査会での議論、品質管理レビューでの実績等を踏まえて、項目立ての整理、着眼点及び判断基準の追加等が行われている。

令和 5 年 4 月 1 日時点で上場会社等の監査を行っていた監査事務所は、経過措置により、令和 6 年 9 月 30 日まで監査証明業務をそのまま行うことができる「みなし登録上場会社等監査人」とされていたが、協会は、同年 10 月 1 日以降、みなし登録上場会社等監査人に該当している監査事務所は、「今後、上場会社等監査人登録審査会において登録可否の審査が実施される事務所」又は「上場会社等監査人登録審査会により登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社等の監査を実施している事務所」になるとしていた。令和 7 年 7 月 3 日、協会は、みなし登録上場会社等監査人に対する登録の審査を終了したと公表し、同日以降、みなし登録上場会社等監査人は、「上場会社等監査人登録審査会により登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社等の監査を実施している事務所」のみとなった。

上場会社等監査人登録審査会は、令和 5 年 4 月から令和 8 年 6 月までに合計 40 回

開催されている。その間、130 監査事務所（新規に登録申請を行った、みなし登録上場会社等監査人以外の 10 監査事務所を含む。）が上場会社等監査人名簿に登録され、令和 8 年 6 月末時点で、みなし登録上場会社等監査人に 1 監査事務所が該当していた。当該監査事務所は、同年 7 月 2 日、後任の会計監査人が未定であった上場被監査会社において、一時会計監査人の就任が公表され、監査を実施しないことが確定した。この結果、みなし登録上場会社等監査人に該当する監査事務所はゼロとなっている⁵⁰。

② 中小規模監査事務所を支援する体制

ア 中小事務所等施策調査会

中小事務所等施策調査会は、中小規模監査事務所が行う公認会計士業務の円滑な遂行及び改善の進捗を図るための施策の検討を行っており、以下の委員会が設置されている。

<監査・倫理専門委員会>

倫理規則、監査実務指針等に適切に対応し、監査業務の品質を維持・向上させるための公表物等の検討

<中小事務所 IT 対応支援専門委員会>

IT インフラの整備状況や IT を利用した監査手法の利用実態の把握、サイバーセキュリティ対策を含めた IT インフラ整備や IT を活用した監査ツール開発に関する支援

<国際対応専門委員会>

IESBA や IFAC の議論を通じて国際基準の検討状況について把握し、その円滑な適用に向けて早い段階から中小規模監査事務所に周知するとともに、我が国の監査実務に影響のある事項について中小規模監査事務所の視点から必要な意見を発信

<会計専門委員会>

企業会計基準（IFRS を含む。）の適用、有価証券報告書の表示・開示チェックリストの作成、及び、企業内容等の開示の充実に関連した監査対応について研修会資料の作成等

<中小事務所サステナビリティ情報等対応支援専門委員会>

中小規模監査事務所がサステナビリティ情報等に適切な対応を行えるよう必要な情報収集を実施

イ 中小監査事務所連絡協議会

中小監査事務所連絡協議会は、原則として、上場会社を監査する中小規模監査事務所を対象に任意の入会制を採用しており、監査事務所及び監査業務における品質管理の質を維持・向上するための施策の一環として、随時の情報提供等を行っており、以下の委員会と、その傘下に二つのワーキンググループが設置されている。

⁵⁰ 令和 7 事務年度終了後ではあるが、その直後に発生した事象であることから、これを反映している。

<中小監査事務所基盤強化専門委員会>

中小規模監査事務所の基盤強化を図るための協会としての各種施策を強力かつ組織的に推進することを目的として設置。開示情報の充実・基盤強化に関する全体方針の決定、各種基盤強化支援のモニタリングを実施

<監査人材採用・育成ワーキンググループ>

中小規模監査事務所の人材採用・育成支援を目的に設置。中小規模監査事務所の人材採用パンフレットの作成、資格専門学校・大学・会計大学校への配布、中小規模監査事務所に所属する若手会計士の交流会の運営

<監査事務所サポートワーキンググループ>

中小規模監査事務所の監査品質向上支援、相談機能の充実を目的に設置。「適格性の確認のためのガイドライン」への対応に関する相談窓口の運営、「監査品質向上のための対話型研修会」の企画及び運営

③ 中小規模監査事務所の基盤強化に向けた支援

協会は、中小事務所等施策調査会及び中小監査事務所連絡協議会が主体となり、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所に向けて、様々な基盤強化支援策を実施している。例えば、i 情報開示の充実のための支援策、ii 監査品質向上支援、相談機能の充実、iii デジタル化支援、iv 改訂品管基準対応支援、v 改正倫理規則対応のための研修会、vi 人材採用・育成支援、vii 海外事務所名簿の整備、viii 資本市場関係者との意見交換会、ix 定期的な意見交換会などがあり、主な取組状況は、以下のとおりである。

➤ 情報開示の充実のための支援策

- ・ 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書作成のためのガイダンス」を作成・公表し、地域会で研修会を実施
- ・ 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書（ドライラン版）」を確認し、その結果をフィードバック
- ・ 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書（正式版）」のチェック及びデータの収集
- ・ 複数の監査事務所に共通の「気づき事項」を汎用的な形で取りまとめて、中小監査事務所連絡協議会に加入している各事務所と共有
- ・ 監査法人のガバナンス・コード等に関する有識者との勉強会を開催。勉強資料を取りまとめ、協会のウェブサイトで公表
- ・ 情報開示に関する相談窓口を開設し、質問に対応
- ・ 監査法人のガバナンス・コードへの対応のため、トップメッセージ動画の作成を支援
- ・ 各事務所の「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」、「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」及び「説明書類」を、トップメッセージ動画等と共に掲載する

ための情報開示一覧サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」を開設

- 監査品質向上支援、相談機能の充実
 - ・ 監査品質向上のための対話型研修会の開催（個別相談機能の強化も兼ねた研修会として実施しており、令和 7 年度の研修内容は、監査事務所の品質管理、品質管理システムの評価、監査調書の整理及び管理、情報セキュリティ、業務の実施（IT 監査）、リスク評価・対応手続、会計上の見積りの監査、グループ監査など）
 - ・ 中小規模監査事務所向けの研修会（監査リスク・会計不正に関する研修会や品基報・監基報関係のトピック研修会、IFRS やサステナビリティ関係の研修会）の開催
 - ・ 監査事務所の体制整備に関する相談窓口を設置し、相談に対応
- デジタル化支援
 - ・ IT コミュニティの定期的な開催（IT 基盤・ツール導入に関する情報交換を目的とし、IT 担当者を中心に、毎回 200 名から 300 名が参加）
 - ・ 監査事務所の体制整備に関する相談窓口を設置し、IT 基盤と電子監査調書の電子化を含む相談に対応
 - ・ IT 基盤、DX 化・生成 AI の活用状況に係るアンケート調査を実施（調査結果については、IT コミュニティでフィードバック）
- 人材採用・育成支援
 - ・ 人材採用用のパンフレット「中小監査事務所 就職ガイドブック」を作成・公表・配布
 - ・ 中小規模監査事務所に所属する若手会計士の交流会を開催
 - ・ 令和 8 年度以降、公認会計士試験合格者以外の監査補助者（監査アシスタント）向けの研修会を、一般財団法人会計教育研修機構と協力して実施予定
- 定期的な意見交換会
 - ・ 会長、中小規模監査事務所の支援を担当する副会長・常務理事等と中小規模監査事務所の代表者との懇談会を複数開催
 - ・ 各事務所の課題や意見を聴取し、一定の監査品質を確保するための事務所規模に関するメッセージを伝達

④ 協会が関与する監査業界内の支援状況

大手監査法人の共同出資により設立された「会計監査確認センター合同会社」は、監査業務における残高確認手続の標準化・効率化、残高確認処理の迅速化、高度なセキュリティの担保に取り組んだ残高確認手続の電子プラットフォームを提供している。従来は、紙媒体の確認状による発送・回答・回収といった作業が必要だったが、当該プラットフォームを利用することにより、電子確認状の発送や Web 上での回答が可能となった。電子確認状の対象は、債権債務残高、銀行等取引残高、証券取引残高等であり、令和 8 年 6 月時点において、

160 以上の監査事務所が利用している中、中小監査法人の利用は約 80 法人に拡大している。なお、中小監査法人による利用の拡大には、協会が開催している IT コミュニティにおいて、当該プラットフォームに係る情報の周知が定期的になされていたことが影響した可能性はある。

準大手監査法人 1 法人と中小監査法人 2 法人、事業会社 1 社の共同出資により設立された「合同会社監査 D&I コンソーシアム」は、中小監査法人に対して、電子監査調書システムを利用可能な共通 IT 基盤環境及び監査業務の実効性・効率性を高めるデジタルトランスフォーメーション・ツールを提供している。合同会社監査 D&I コンソーシアムは、協会の助言・協力を受けて設立されており、協会は、設立後においても、情報提供や意見交換等を通じたサポートを実施することで、中小監査法人の共同 IT インフラ環境の整備を支援している。

上記のほか、準大手監査法人 3 法人と中小監査法人 2 法人が社員となり、令和 6 年 4 月に設立された「一般社団法人監査支援機構」は、監査法人の監査品質の向上を実現することを目的とし、監査法人のガバナンス・コード等で求められる対応への支援を行っており、上場会社等の監査を行う監査法人を会員としている。具体的には、独立第三者として会員に助言するサービス、会員からの専門的な見解の問合せへの対応を会計や監査等の専門家が行うサービス、外部検査での重要な指摘事項等に対する改善対応をサポートするサービスなどを提供しており、今後は、会計、監査、倫理等に係る研修のサポート等を提供する予定であるとしている。協会は、監査品質の向上を目的とした中小規模監査事務所への支援を、一般社団法人監査支援機構と連携して実施している。

（３）審査会による対応

改訂品管基準には、「四 改訂品質管理基準の実施に当たっての留意事項」として、特に中小規模監査事務所に対し、中長期的な観点から必要な支援が行われることが重要であると共に、行政当局が監査事務所や協会の取組を支援しつつ、審査会の検査等を通じて、監査事務所による主体的な品質管理の定着に努めるべき旨が記載されている。

審査会は、中小規模監査事務所を支援する取組として、一般財団法人会計教育研修機構が開催した「監査法人等の組織力・現場力強化に向けた講座」の中で、中小規模監査事務所の経営層を対象に、審査会が期待する組織運営のあり方等について講義を実施したほか、監査事務所検査結果事例集の公表、協会の各地域会等における研修会での監査事務所検査結果事例集等をテーマにした講演等を行っている。また、審査会は、第 9 期モニタリング基本方針に基づき、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行うこととしている。

2. 会計監査に関する最近の動向

(1) 国際的な監査基準や保証基準、倫理基準の動向

国際倫理・監査財団（IFEA）⁵¹内に設置されている国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）にて、国際的な監査基準や保証基準、倫理基準の開発が行われている。

IAASB が設定する国際監査基準（ISA）の近時の主な動向としては、改訂「財務諸表監査における不正」（ISA240）について、令和 7 年 3 月、IAASB のボード会議で基準の最終化が承認され、令和 8 年 12 月 15 日以降開始する事業年度の財務諸表監査から適用が開始される。改訂 ISA240 は、財務諸表監査における不正に対する監査人の役割と責任を明確化しており、監査人に対し、経営者及びガバナンスに責任を有する者と不正に関してコミュニケーションを行い、その中で当年度の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項とすることなどを求めている。

また、令和 6 年 12 月、IAASB のボード会議で基準の最終化が承認され、令和 7 年 4 月、正式に公表された改訂「継続企業」（ISA570）についても、令和 8 年 12 月 15 日以降開始する事業年度の財務諸表監査から適用が開始される。改訂 ISA570 は、事業の継続性の検討期間を財務諸表の承認日から 12 か月間とすることや、監査報告書において、継続企業の前提に関する監査人の結論に相当する記載を行うことを求めている。

さらに、IAASB は、監査証拠とリスク対応について、統合的に扱うプロジェクトが必要との意見を受けたことから、令和 6 年 12 月の IAASB のボード会議で、「評価したリスクに対応する監査人の手続」（ISA330）、「監査証拠」（ISA500）及び「分析的手続」（ISA520）の同時改訂を検討するプロジェクトの開始を決定し、①監査人が発揮する専門的判断力と職業的懐疑心の強化、②実務と監査人の行動の一貫性の促進、及び③監査人が監査証拠を入手し、その十分性・適切性を評価する上でのテクノロジーの活用を促すことなどを目的としてプロジェクトが進められており、令和 8 年 12 月に基準の最終化を目指している。

IAASB が策定する国際的な保証基準の近時の主な動向としては、令和 6 年 9 月、IAASB のボード会議で基準の最終化が承認され、同年 11 月、正式に公表された国際サステナビリティ保証基準 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」（ISSA5000）についても、令和 8 年 12 月 15 日以降開始する期間に関する保証業務、又は令和 8 年 12 月 15 日以降の特定時点に関する保証業務から適用が開始される。ISSA5000 は、様々なサステナビリティ情報に対する全ての保証業務と、公認会計士及びそれ以外を含めた全ての保証業務実施者に適用され、限定的保証及び合理的保証の双方を対象としている。

IESBA が策定する IESBA 倫理規程の近時の主な動向としては、令和 6 年 12 月に IESBA

⁵¹ 基準設定主体は職業会計士団体から独立しているべきとの趣旨から、国際会計士連盟（IFAC）に替わって、IAASB 及び IESBA を傘下に置くために令和 4 年に創設された組織。IAASB 及び IESBA の IFEA への移管は、令和 5 年 1 月に実施

のボード会議でその改訂が承認されたことを受け、令和 7 年 1 月に IESBA は、「サステナビリティ保証のための国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）並びにサステナビリティ保証及び報告に関連する IESBA 倫理規程のその他の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程の改訂」を公表した。前者は、一定の基準を満たすサステナビリティ保証業務について、職業会計士以外の者も含む業務実施者を対象として、独立性及び倫理を規定するパート（パート 5）を新たに設けるなどしており、後者は、職業会計士又はサステナビリティ保証業務実施者の能力以外の専門知識を有する者の作業を利用する場合に、専門知識を有する者の適性（Competence）、能力（Capability）、客観性（Objectivity）を評価するための指針等を示している。上記の IESBA 倫理規程の改訂は、バリューチェーン構成要素に関するものを除き、令和 8 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度、又は、同日以降の特定日現在のサステナビリティ情報に関する保証業務に適用され、バリューチェーン構成単位に関するものは、令和 10 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度、又は、同日以降の特定日現在におけるサステナビリティ情報に関する保証業務に適用される。

（２）協会による倫理規則の改正

協会は、国内の制度変更への対応や IESBA 倫理規程の改訂も参考に、倫理規則を改正している。

令和 4 年 7 月の改正では、倫理規則体系の抜本的見直しを行い、独立性に関する指針、利益相反に関する指針、違法行為への対応に関する指針を倫理規則に統合した。

さらに、独立性規定を強化し、報酬については、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体（以下「PIE」という。）である場合、監査事務所等による報酬関連情報（監査報酬、非監査報酬）の開示を求め、PIE に該当する監査業務の依頼人に対する報酬依存度が 2 年連続して 15%を超える、又は、超える可能性が高い場合のセーフガードとして、監査意見表明前のレビューを必須とし、報酬依存度に関する開示が新たに必要となったほか、PIE に該当する監査業務の依頼人に対する報酬依存度が 5 年連続して 15%を超えるか、超える可能性が高い状況が継続する場合、5 年目の監査意見表明後に監査人を辞任しなければならないとなった。

非保証業務については、監査業務の依頼人が PIE である場合、監査事務所又はネットワークファームは自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある非保証業務を提供してはならないと規定された。

倫理規則の改正を受け、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令も改正され、監査報告書の記載事項に、公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワークに属する者を含む。）が被監査会社（連結子会社及び非連結子会社を含む。）から受領する報酬に関する事項が追加された。

また、令和 6 年 7 月の改正では、①上場事業体及び PIE の定義に関する規定、②業務チームの定義及びグループ監査業務に関する規定、及び③テクノロジーに関する規定（「守秘義務」を「秘密保持」に変更する規定を含む。）などを主な改正項目としており、令和 7 年 7 月の改正

では、会員が税務に関する企画・立案・助言業務（タックス・プランニング業務）を提供する際の倫理的要件の新設などが行われた。

なお、令和 8 年 4 月に倫理規則の改正案が公表されており、主な改正項目は、①サステナビリティ保証業務における倫理に関する規則の新設、②外部の専門家の作業の利用に関する規定の新設などである。

（３）財務報告制度に係るその他の動向

① 個別事案を踏まえた対応

生成 AI 技術を利用したサービスの開発・販売を主な事業としていた国内企業 A の株式は、令和 6 年 10 月、東京証券取引所グロース市場に上場した。令和 7 年 4 月、証券取引等監視委員会は、有価証券報告書の虚偽記載の疑いで国内企業 A に対する強制調査に着手し、国内企業 A は、売上高の過大計上の可能性に関する調査を目的に第三者委員会を設置した。同年 7 月、国内企業 A は、第三者委員会より受領した調査報告書を開示し、その結果、令和 3 年 12 月期から令和 6 年 12 月期までの売上高の大半が経済的実態を伴わない架空に計上されたものであったことなどが明らかとなり、東京証券取引所は、令和 7 年 8 月、国内企業 A の株式を上場廃止とした。

国内企業 A による会計不正の事案として、財務報告制度の信頼性を大きく棄損することとなったが、この事案の特徴は、販売代理店を介して循環取引を行っていたこと、上場準備中に監査法人が交代していたこと、新規上場申請書類の財務諸表等に虚偽の情報を記載し、上場承認を得たことなどが挙げられる。

これらの特徴を踏まえ、新規上場に係る主要なゲートキーパーである取引所、主幹事証券会社、監査法人が、互いに協力して対応することが重要とされ、各ゲートキーパーが不正リスクに対応した審査・監査の能力向上に努め、上場準備会社に対する情報発信や啓発活動を推進することとなった。

東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人は、令和 7 年 12 月に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について⁵²」を公表し、不正リスクに応じた上場審査（循環取引等の発生リスクを踏まえ、代理店の利用率が高いビジネスモデルにおいては、実質的な仕入先・販売先の状況等を確認、上場準備期間に監査法人が交代している場合、前任者に対する交代経緯等を確認）、内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化（新規上場申請会社における内部通報体制の整備状況を確認、不正情報の早期受領に向けて、IPO 関係者と協力して取引所通報窓口の存在について、上場準備会社の役職員等に対する周知活動を実施）、経営者に向けた啓発活動等（上場準備会社の経営幹部に対して誠実性や不正防止の観点も含めて「上場の責任」など啓発

⁵² 日本自主規制法人「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」：
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/t13vrt000000ciom-att/t13vrt000000cirm.pdf>

活動を強化、社外取締役・監査役に対する上場審査時のヒアリングの際に、不正防止に向けた体制整備・運用状況の評価を確認）、IPO関係者との連携・協力、自主規制法人における不正リスクに関する上場審査能力の向上に向けた取組を実施するとした。

日本証券業協会は、令和8年3月に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン⁵³」を公表し、不正リスクに応じた確認等（仕入先・販売先・外注先及び広告宣伝の状況の確認、前任監査法人に対する交代経緯等の確認等、経営者の資質や引受審査に際しての発行者の対応等に関して懸念が想起される場合におけるヒアリング等）、内部通報体制の適切な整備状況等の確認及び不正等に関する情報への対応（発行者における内部通報体制の整備状況の確認、通報窓口の周知状況の確認等、不正等に関する情報への対応）、代表取締役社長等、監査役等、独立役員への確認について、主幹事証券会社が引受審査業務を実施するに当たり、特に留意すべき事項であると整理した。

協会は、令和8年1月に「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組⁵⁴」を公表し、登録上場会社等監査人に対するモニタリングの強化、研修等を通じた会員の資質の向上などを図るとした。同日、協会は、「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）⁵⁵」を公表し、新規上場を目指す会社における監査事務所の交代と新規受嘱リスクの評価、企業のビジネスモデル等の理解、不正リスクの識別・評価、評価したリスクへの対応、経営者の誠実性に関する職業的専門家としての懐疑心の保持、専門的な見解の問合せ、及び、監査役等とのコミュニケーションについて、監査業務実施上の留意事項を取りまとめ公表した。また、協会は、同年3月に、「新規上場時における取引所等からのヒアリングに係る秘密保持義務の取扱いについて⁵⁶」を公表し、取引所等からのヒアリングに対応するための、監査契約書における秘密保持義務に関する記載について解説している。

なお、協会は、国内企業A以外にも、上場国内会社による会計不正事案が相次いで発生していることを受け、有価証券報告書等と併せて提出される経営者の「確認書」について、経営者の適正な情報開示に向けた意識の向上を図るため、記載内容を充実させるべきとしている。

審査会は、新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策の実施による監査業務への影響等を注目している。

② 有価証券報告書の株主総会前の提出

令和7年3月、金融担当大臣は、全上場会社に対し、「株主総会前の適切な情報提

⁵³ 日本証券業協会「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」：

https://www.jsda.or.jp/shijyo/seido/jishukisei/web-handbook/105_kabushiki/files/20260318_shinkijoujouhikiukeshinsa.pdf

⁵⁴ 日本公認会計士協会「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」：

<https://jicpa.or.jp/news/information/files/5-99-0-2-20260126.pdf>

⁵⁵ 脚注52と同じ。

⁵⁶ 日本公認会計士協会「新規上場時における取引所等からのヒアリングに係る秘密保持義務の取扱いについて」：

https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-53-0-2-20260318.pdf

供について（要請）」との表題の要請文を発出し、有価証券報告書の提出は、株主総会の 3 週間以上前が最も望ましいことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、同年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請した。

金融庁は、令和 7 年 6 月に開催した「第 3 回有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」の資料において、令和 7 年 3 月期決算の上場国内会社（2,262 社）のうち、有価証券報告書を株主総会前に開示する予定の上場国内会社は 1,241 社であり、全体の 54.9%となったとしている。

大手監査法人によれば、令和 8 年 3 月期決算の上場国内会社のうち、有価証券報告書を株主総会前に開示する予定の上場国内会社数は、前年度に比べ約 40%増加したとしており、株主総会の前日や二日前の開示を予定している上場国内会社が大部分を占めているものの、1 週間以上前の開示を予定している上場国内会社も多くなっているとしている。

大手監査法人は、有価証券報告書の株主総会前の開示による監査業務への影響等について、以下のとおりとしている。

- ・ 数日前より早期に総会前開示を行うこととなる場合には、各監査チームにおいて大幅な監査スケジュールの前倒しが必要となり、上場被監査会社の監査日程が一定の時期に集中し、監査リソースの確保及び監査品質の維持に懸念がある。
- ・ 有価証券報告書に係る監査期間の短縮化が求められる可能性があるため、前倒し可能な監査手続の見極めに加え、新規の開示事項やトピック等の事前協議及び課題解決を従来以上に進めていく必要がある。
- ・ 上場被監査会社は、全体最適の観点から、株主総会日及び有価証券報告書の作成スケジュールを検討すべきで、監査人と合意の上、適切な協力体制を構築することが必要不可欠と考える。
- ・ 上場被監査会社が決算スケジュールを前倒した場合でも、監査スケジュールの早期化は可能と考える。
- ・ 有価証券報告書の株主総会前開示が二日間以内に留まる場合、その影響は大きくないと考えているが、3 週間前開示に向けて、有価証券報告書の作成時期が前倒される場合、監査業務の進め方にも影響が生じる可能性がある。
- ・ 株主総会の 1 週間以上前開示を予定している上場国内会社の監査チームに対し、同社が開示を前倒することとした理由、十分な監査資源が確保できるよう、同社と共に十分な施策を事前に実施しているかどうか、来年度、更なる前倒しや有価証券報告書と事業報告書の一体開示に向けた取組が予定されているかどうかについて、個別に対応状況を確認している。
- ・ 提出時期が過度に早期化される場合、期末監査に必要な時間を十分に確保できない懸念があり、監査手続の前倒しやデジタル化を通じて対応していくものの、十分な監査時間を確保する観点から、上場被監査会社における株主総会日程の後倒しが必要と考える。

大手監査法人の一部からは、株主総会の 3 週間以上前までに、有価証券報告書を開示することが望ましいとするならば、有価証券報告書と事業報告書の一体開示・一本化、株主総会日程の後倒しに向けて、関係省庁等による環境整備の更なる推進が必要との声もあった。

なお、大手監査法人は、有価証券報告書と事業報告書の一体開示・一本化に係る対応状況、監査業務への影響等について、以下のとおりとしている。

- ・ ポータルページを設置して、法人内に最新情報を提供するとともに、上場被監査会社とのコミュニケーション用の資料も掲示している。
- ・ 契約、会計・開示、監査、審査の各分野における品質管理本部横断の対応プロジェクトチームを設置し、一体開示に関する監査チームへの支援体制を整備した。
- ・ 一体開示や株主総会日程の後倒しを予定している上場被監査会社の対応を支援している。
- ・ 一体開示や一本化について、上場被監査会社から相談があった場合、各社の状況やその影響を勘案して、個別に対応方針を検討している。
- ・ 上場被監査会社における一体開示・一本化の進捗は限定的であるため、個別対応を実施しながら、契約書などの各種様式、開示チェックリストなどのツールを作成している。
- ・ 上場被監査会社が一体開示に移行した初年度は、開示事項の整理、監査スケジュールの調整等の追加的な対応が見込まれるものの、次年度以降については、書類の一元化による監査の効率化、監査時間の平準化が期待される。
- ・ 上場被監査会社において、開示書類が一つに集約されることにより、監査の効率化が図られることに加え、開示書類の作成負担が軽減されることから、有価証券報告書の株主総会前開示の促進につながると考える。

審査会は、有価証券報告書の株主総会前開示や、有価証券報告書と事業報告書の一体開示・一本化による監査業務への影響等について、引き続き、確認していくこととしている。

■新リース会計基準の導入■

リース取引とは、企業が特定の資産（建物、機械、車両など）を一定期間借り受けて使用する取引のことであり、リース会社が当該資産を所有し、企業（以下「借手」という。）は、その対価としてリース料を支払うことで、当該資産を使用する権利を得るものである。

リース取引に関する我が国の会計基準については、平成 19 年に企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「旧リース会計基準」という。）が公表され、当時の国際的な会計基準と整合的なものとなっていた。旧リース会計基準では、リース取引をファイナンス・リース取引（リース会社が借手の代わりに資産を購入し、借手に貸す取引であり、リース期間中の解約は認められず、資産の取得額及び諸経費のほぼ全額をリース料として支払うもの）とオペレーティング・リース取引（通常の賃貸借取引に近い性質を持つもの）に分類し、ファイナンス・リース取引についてのみ、資産及び負債を貸借対照表に計上することとしていた。

しかし、国際会計基準審議会（IASB）は、平成 28 年 1 月に IFRS 第 16 号「リース」を公表し、借手の全てのリース取引を資産及び負債として貸借対照表に計上させることとした。これにより、我が国の会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性があったことから、企業会計基準委員会（ASBJ）は、借手の全てのリース取引について、資産及び負債を貸借対照表に計上する会計基準の開発に着手することとし、平成 31 年 3 月以降、検討を重ねてきた。

ASBJ は、令和 6 年 9 月に、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「新リース会計基準」という。）を公表した。これにより、リース（新リース会計基準により、「リース取引」から変更）を使った資産と負債は、原則全て貸借対照表に計上することが求められた。上場国内会社等の金商法開示対象会社とその子会社及び関連会社、さらに会社法上の大会社が、新リース会計基準の適用対象企業となり、令和 9 年 4 月以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からその適用が開始する（早期適用として、令和 7 年 4 月以後開始する会計年度及び事業年度の期首からの適用も可能）。

新リース会計基準では、リースの定義や識別方法が見直されており、①資産を特定できるか、②その資産で利益を得る立場にあるか、③資産の利用を「指図」する権利があるかという三つの観点から、リースかどうかを識別する。このため、適用対象企業においては、契約書の収集から始まり、個々の契約書に目を通して、リースかどうかを判断しなければならず、また、リースかどうかを判断した記録を作成する必要がある。特に小売業や飲食業など、多店舗展開を行う事業形態の企業では賃貸借取引として会計処理を行ってきた膨大な賃借物件の契約についてリースとして判断される可能性がある。新リース会計基準の適用対象取引の把握や、新リース会計基準に準拠した適切な会計処理を行うため、会計システムの導入や業務プロセスの変更が適用対象企業に求められることとなり、特に、適用対象取引の識別において、適用対象企業の作業負担が大きくなることが想定される。このような状況から、令和 7 年 4 月以降開始する会計年度及び事業年度の期首から早期適用が可能とされているが、早期適用を選択する会社はほとんど見られない。

新リース会計基準の適用開始に向けて、適用対象企業においては、迅速かつ着実な準備が求められるとともに、監査法人側でも、監査対象となる契約の範囲拡大や会計処理の複雑化による監査工数の増大への対応、監査人としての専門性強化等が求められる。なお、適用対象取引の識別・評価等において、生成 AI の活用も想定されていることから、その活用に係る動向等も注目される。

3. サステナビリティの開示及び保証の動向

(1) サステナビリティ情報の開示及び保証に係る制度整備の動向

サステナビリティ情報の開示は、従来、統合報告書等での任意開示が中心であったが、国内では、令和 5 年 3 月期から有価証券報告書での開示が義務化された。一方で、開示の具体的内容は企業判断に委ねられているため、情報の比較可能性に課題が指摘されており、開示基準の整備が国内外で進められている。国際的には、令和 5 年 6 月、ISSB がサステナビリティ関連財務情報の開示基準⁵⁷を公表したことを踏まえ、各国で、同基準との整合性を確保した制度整備が進展しているほか、日本においても、令和 7 年 3 月、サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan、以下「SSBJ」という。）が ISSB の基準と機能的に整合性が確保された開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）を公表している。

また、サステナビリティ情報の信頼性を確保するためには第三者保証が有益である。そうした観点から、一貫した質の高いサステナビリティ情報の第三者保証を提供するためのグローバル基準を開発すべきとのニーズの高まりを踏まえ、令和 6 年 11 月には、IAASB が、国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）を公表している。同基準は、公認会計士又は監査法人に限らず、あらゆる保証業務実施者に対して適用可能となるよう設計されている一方で、公共の利益に資する質の高いサステナビリティ保証業務の実施を支える基本的な前提として、ISQM1 を少なくとも満たす基準及び IESBA 倫理規程を少なくとも満たす倫理・独立性の要求の遵守が求められる。

こうした動向を踏まえ、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキンググループ」において、サステナビリティ情報の開示及び保証制度のあり方に係る検討が行われ、令和 7 年 7 月に中間論点整理が、令和 8 年 1 月に最終報告書が公表された。

中間論点整理において、時価総額が一定規模以上のプライム市場上場企業について、段階的に SSBJ 基準に準拠した有価証券報告書の作成を義務付ける方針⁵⁸が示され、これを踏まえた制度的対応として、令和 8 年 2 月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等が改正された。

また、最終報告書においては、保証に関する制度設計の方向性が提示され、①SSBJ 基準の適用開始の翌年から保証を義務付けること、②当初 2 年間の保証範囲は限定⁵⁹し、3 年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討すること、③保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことなどが示された。また、保証業務実施者を登録制とし、ISSA5000 等の国際基準に準拠した保証が提供される場合、監査法人・監査法人以外の者のいずれについても、登録要件を満たす場合は登録可能とされ、人的体制や品質管理体制の整備等の登録要件の設計、さらに、保証業務実施者に対する当面の検査・監督は、金融庁が実施するといっ

⁵⁷ 全般的な開示要求事項（S1 基準）及び気候関連開示（S2 基準）

⁵⁸ SSBJ 基準の適用スケジュールは、企業等の準備期間を考慮し、時価総額 3 兆円以上の企業は令和 9 年 3 月期、時価総額 1 兆円以上の企業は令和 10 年 3 月期、時価総額 5 千億円以上の企業は令和 11 年 3 月期とするロードマップが明確化された。

⁵⁹ 当初 2 年間の保証範囲は、Scope 1・2 の温室効果ガス（GHG）排出量に関する情報、ガバナンス及びリスク管理

た点も示された。

上記の提言を受け、法制面の整備も進められており、令和 8 年 4 月には、金商法等の改正法案が第 221 回国会に提出されるなど、制度化に向けた取組が進められている。なお、第三者保証に関しては、最終報告書の提言を踏まえ、同年 4 月、企業会計審議会の下に「国際基準と整合性が確保された基準のあり方について必要な審議・検討を行うこと」を審議事項としたサステナビリティ情報保証部会が設置され、同部会において国際基準と同等な保証基準等のあり方等について幅広い観点から議論が行われている。

国外においても、サステナビリティ情報の開示及び保証に関する制度整備が進展しているものの、企業における規制負担の増加、国際競争力への影響を背景として、制度の見直しや簡素化の動きもみられる。

例えば EU では、令和 5 年 1 月に発効した企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づき、令和 6 会計年度から、サステナビリティ情報の開示と第三者による限定的保証が義務付けられた。その後、令和 7 年 2 月に、欧州委員会がサステナビリティ規制の簡素化を目的とするオムニバス法案を公表し、同年から令和 8 年 2 月までに、欧州議会及び EU 理事会において、順次承認・採択されてきた。この結果、サステナビリティ開示基準の簡素化や、閾値の見直しによる適用対象企業の範囲の縮小、報告義務の適用が開始していない企業に対する適用時期の延期等が決定されるとともに、限定的保証から合理的保証への将来的な移行は行わない方針が明確化された。

米国では、令和 6 年 3 月に米国証券取引委員会（SEC : Securities Exchange Commission）が、気候関連開示の最終規則を公表したものの、当該規則に対する訴訟の提起が相次ぎ、適用は一時停止された。その後、現行の共和党政権下において、政策見直しの動きが強まり、令和 8 年 5 月には当該規則の撤廃に向けた提案が公表されている。

一方、豪州では、開示義務の適用や第三者保証基準の整備・導入が行われているなど⁶⁰、各国の対応は多様化している。なお、IFIAR 加盟国における動向について行ったサーベイを「I . 審査会によるモニタリング 3 . 監査を巡る国際的な関係機関との連携（1）IFIAR を通じた国際的な議論への参画 ④サステナビリティ情報の開示・保証の制度化に対する対応」（41 ページ）において紹介しているため、参照されたい。

（2）監査法人による対応

サステナビリティ情報の信頼性確保に関しては、会計監査における保証業務の経験を有する監査法人に対し、投資家等から期待が寄せられている。以下では、主に、サステナビリティ情報の保証業務に係る対応状況について、監査法人の規模別に紹介する。

⁶⁰ 豪州における開示義務は、気候関連情報のみ。保証基準は、全てのサステナビリティ情報を対象とした ISSA5000 をベースに策定されており、限定的保証の義務付け、将来的な合理的保証への移行義務を定めている。

① 大手監査法人

大手監査法人は、監査法人自体あるいはグループ法人がサステナビリティ情報の開示に関するアドバイザリー業務やサステナビリティ情報の任意の保証業務を行っている。各業務の遂行に当たって、サステナビリティ情報に係る保証業務の推進に向けた部署を設置し、監査関係部門と非財務情報に関する専門家の業務の連携を促進するとともに、監査部門の社員・職員をサステナビリティ情報の保証業務に関わらせることにより実務経験を積ませている。

ISSA5000 を踏まえた保証業務の手続は、グローバルネットワークと連携して、マニュアルの開発が進められており、日本からグローバルの開発チームにメンバーを参画させている法人もみられる。また、サステナビリティ情報の保証業務の効率化・標準化のためにグローバルネットワークで開発された業務プラットフォームやツールについて、その利用を開始している法人も多く、さらに、サステナビリティ情報の保証業務に係る品質管理体制の整備についても、担当部署を設置するなど、順次対応が進められている。

大手監査法人では、人材育成面においても、準大手監査法人や中小監査法人に比べ相対的に充実しており、学習・実務を通じた体系的な研修プログラムを整備し、監査実施者に対して必須研修としているところもある。中には、サステナビリティ開示・保証認定者制度を設ける法人もみられる。

② 準大手監査法人

準大手監査法人では、サステナビリティ情報の保証業務を自らが担当する方針を取っており、保証業務の推進に向けた部署や会議体等を設置しており、サステナビリティ情報の保証業務を行う際に必要な体制整備や内部規程等の検討を行っている法人が多い。半数の法人において、サステナビリティ情報に関する任意の保証業務を受嘱しているほか、グループ法人であるアドバイザリー会社にサステナビリティ情報等の開示支援業務を提供させているなど、実務を通じたノウハウの蓄積がみられている。人的リソースの拡充として、法人内研修や、外部のサステナビリティ関連資格取得等を通じ、専門知識を有する人材の育成に取り組んでいる。国外の動向に係る情報収集や研修コンテンツの提供等を通じたグローバルネットワークとの連携も活発に行われており、グローバルネットワークから、あるいは、ノウハウのある他国のメンバーファームから、マニュアルの整備や実務の遂行に係るサポートを受けている法人もある一方で、グローバルネットワークからのサポートはないとする法人もある。

③ 中小監査法人

今事務年度に実施した中小規模監査事務所⁶¹に対する報告徴収を通じて、非財務情報に係る保証業務への取組状況を確認したところ、「非財務情報に係る保証業務に関心はあるが、具体的な検討は行っていない」、あるいは、「非財務情報に係る保証業務に関心がない、

⁶¹ 全て中小監査法人で 44 法人

または、（相談があった場合でも）対応するつもりはない」と回答した法人が大多数を占めた。その理由として、第三者による保証を義務化される被監査会社がないため、具体的な検討を開始していないとした法人が多数みられたほか、経営資源の不足から対応が困難とする法人も散見された。

一方で、「非財務情報に係る保証業務に関心があり、情報を収集するなど、法人内で具体的な検討を行っている。」と回答した法人においては、実際の保証業務の受嘱は行われていないものの、準大手監査法人に準ずる取組を行っている傾向がみられる。例えば、国内外の動向に係る情報収集や専門人材の育成については、上記の回答をしたほとんどの法人で実施されており、具体的には、協会やグローバルネットワーク主催の研修、外部専門家を招いた法人内研修のほか、外部のサステナビリティ関連資格取得の支援を行っている法人もある。また、協会が設置した「中小事務所サステナビリティ情報等対応支援専門委員会」等の会議体に参画する法人もある。体制整備面では、サステナビリティ情報の保証業務の提供に係る課題等の検討を行うプロジェクトチームや委員会を設置した法人も複数みられる。

なお、協会では、令和 7 年 7 月に、公認会計士におけるサステナビリティ情報の開示及び保証業務に関する能力開発を推進する主体として、「サステナビリティ能力開発協議会」を設置し、公認会計士がサステナビリティ情報の保証業務等を適切に遂行するのに必要な知識・技能等のサステナビリティ能力の開発に関する施策の検討を進めている。

協議会では、令和 8 年 4 月より、公認会計士に求められるサステナビリティに関する専門性を体系的に習得するための一連の研修を提供する「JICPA サステナビリティ専門プログラム」制度の運用を開始した。協会は、当該プログラムに対応した研修を開発して、会員に提供するとともに、所属するネットワークのメンバーファーム等と連携し、既にサステナビリティ能力の開発を目的とした包括的なプログラムの下で研修が実施されているなど、体系的な研修実施体制が整備されている監査法人に対しても、当該プログラムに対応した研修の提供を可能としている。当該プログラムに対応する全ての研修の受講を完了した者には、所定の申請に基づき、修了証を交付することとしている。大手監査法人においては、既存の法人内研修を当該プログラムに対応させるなどの取組が順次進められており、準大手監査法人や中小監査法人においても、本制度の積極的な活用が期待される。

参考資料

1. モニタリング関連資料のリンク

監査事務所等モニタリング基本方針

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonhoushin/20260717/20260717.html>

令和 8 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20260717/20260717.html>

公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20260630/20260630.html>

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kankoku/index.html>

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html>

公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20240626-2/20240626-2.html>

公認会計士・監査審査会の活動状況（令和 7 年度版）

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/reports/r07/gaiyou/gaiyou.html>

監査事務所検査結果事例集（令和 8 事務年度版）

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20260717/20260717-2.html>

検査結果等の第三者への開示について

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20260630/20260630.html>

自主規制レポート（日本公認会計士協会）

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>

2. 関連先リンク

公認会計士・監査審査会ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/>

金融庁ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/>

日本公認会計士協会ウェブサイト

<https://jicpa.or.jp/>

日本取引所グループウェブサイト

<https://www.jpx.co.jp/>

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）ウェブサイト

<https://www.ssb-j.jp/jp/>

米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）ウェブサイト

<https://pcaobus.org/>

英国財務報告評議会（FRC）ウェブサイト

<https://www.frc.org.uk/>

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）ウェブサイト

<https://www.ifiar.org>

国際会計士連盟（IFAC）ウェブサイト

<https://www.ifac.org>

国際監査・保証基準審議会（IAASB）ウェブサイト

<https://www.iaasb.org>

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）ウェブサイト

<https://www.ethicsboard.org>

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）ウェブサイト

<https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/>